

第6回三木市・吉川町合併協議会会議次第

と き 平成16年8月26日(木) 13:30~
と ころ 三木市立教育センター 大研修室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名

4 議 事

(1) 協議事項

- 協議第25号 地方税の取扱いについて
- 協議第26号 一般職の職員の身分の取扱いについて
- 協議第27号 各種事務事業(情報公開)の取扱いについて
- 協議第28号 各種事務事業(納税関係)の取扱いについて
- 協議第29号 各種事務事業(人権(同和)対策関係事業)の取扱いについて
- 協議第30号 その他必要な事項の取扱い(その1)について
- 協議第31号 住民説明会について

(2) 提案事項

- 提案第32号 一部事務組合等の取扱いについて
- 提案第33号 各種事務事業(保健衛生関係事業)の取扱い(その2)について
- 提案第34号 各種事務事業(農林水産関係事業)の取扱いについて
- 提案第35号 各種事務事業(水道事業)の取扱いについて
- 提案第36号 各種事務事業(下水道事業)の取扱いについて
- 提案第37号 新市建設計画について

5 その他

第7回三木市・吉川町合併協議会の日程について

日 時 9月 2日(木) 午後1時30分より
会 場 三木市立教育センター 大研修室

第8回三木市・吉川町合併協議会の日程について

日 時 9月27日(月) 午後1時30分より
会 場 吉川町総合中央活動センター 研修館 講習室

第9回三木市・吉川町合併協議会の日程について (追加日程)

日 時 10月14日(木) 午後1時30分より
会 場 三木市立教育センター 大研修室

6 閉 会

第 6 回 協 議 会 会 議 資 料

平成 1 6 年 8 月 2 6 日

*** * 三木市・吉川町合併協議会 * ***

資料目次

番号	題名	ページ
協議事項		
協議第 25 号	地方税の取扱いについて	1
協議第 26 号	一般職の職員の身分の取扱いについて	12
協議第 27 号	各種事務事業（情報公開）の取扱いについて	20
協議第 28 号	各種事務事業（納税関係）の取扱いについて	23
協議第 29 号	各種事務事業（人権（同和）対策関係事業）の取扱いについて	26
協議第 30 号	その他必要な事項の取扱い（その 1）について	34
協議第 31 号	住民説明会について	38
提案事項		
提案第 32 号	一部事務組合等の取扱いについて	40
提案第 33 号	各種事務事業（保健衛生関係事業）の取扱い（その 2）について	45
提案第 34 号	各種事務事業（農林水産関係事業）の取扱いについて	50
提案第 35 号	各種事務事業（水道事業）の取扱いについて	72
提案第 36 号	各種事務事業（下水道事業）の取扱いについて	80
提案第 37 号	新市建設計画について	91

協議第 2 5 号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 1 6 年 8 月 2 6 日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

- 1 個人住民税の税率については、現行のとおりとし、納期については、平成 1 8 年度から三木市の制度に統一する。
- 2 法人市民税の均等割については、現行のとおりとする。法人市民税の法人税割については、平成 1 8 年 2 月中に課税標準の算定期間の末日となる申告納付分から三木市の制度に統一する。
- 3 固定資産税の税率については、現行のとおりとし、納期については、平成 1 8 年度から三木市の制度に統一する。
- 4 軽自動車税の税率については、現行のとおりとし、納期及び減免制度については、平成 1 8 年度から三木市の制度に統一する。
- 5 入湯税の税率については、現行のとおりとし、課税免除規定については、吉川町の制度に統一する。
- 6 都市計画税については、合併後、吉川町全域における都市計画法に基づく市街化区域及び市街化調整区域の区分設定の可否を含めた、新市における総合的かつ長期的なまちづくりの視点に立って調整する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 総務部会	
協議項目	地方税の取扱い	関係項目	
調整内容	1 個人住民税の税率については、現行のとおりとし、納期については、平成18年度から三木市の制度に統一する。		
現		況	
三木市		吉川町	
1 個人住民税	1 個人住民税	調整の具体的内容	
(1)税額の基準	(1)税額の基準	税率については、現行のとおりとする。	
均等割額 市民税3,000円 県民税1,000円	均等割額 町民税3,000円 県民税1,000円	納期については、平成18年度から三木市の	
計 4,000円	計 4,000円	制度に統一する。	
所得割額 (所得合計 - 所得控除) × 税率 - 税額控除 - 定率控除	所得割額 (所得合計 - 所得控除) × 税率 - 税額控除 - 定率控除		
(2)税率(総合課税)	(2)税率(総合課税)		
課税標準(所得合計 - 所得控除)が200万円以下の場合	課税標準(所得合計 - 所得控除)が200万円以下の場合		
市民税3% 県民税2%	市民税3% 県民税2%		
課税標準が200万円超700万円以下の場合	課税標準が200万円超700万円以下の場合		
市民税8% - 10万円 県民税2%	市民税8% - 10万円 県民税2%		
課税標準が700万円超の場合	課税標準が700万円超の場合		
市民税10% - 24万円 県民税3% - 7万円	市民税10% - 24万円 県民税3% - 7万円		
(3)税額控除(配当控除)	(3)税額控除(配当控除)		
課税標準1,000万円以下の部分に含まれる配当所得	課税標準1,000万円以下の部分に含まれる配当所得		
市民税2% 県民税0.8%	市民税2% 県民税0.8%		
課税標準1,000万円を超える部分に含まれる配当所得	課税標準1,000万円を超える部分に含まれる配当所得		
市民税1% 県民税0.4%	市民税1% 県民税0.4%		
(4)定率控除	(4)定率控除		
所得割の15%(上限4万円)	所得割の15%(上限4万円)		
(5)納期	(5)納期		
第1期 6月17日～ 6月30日	第1期 6月 1日～ 6月30日		
第2期 8月17日～ 8月31日	第2期 8月 1日～ 8月31日		
第3期 10月17日～ 10月31日	第3期 10月 1日～ 10月31日		
第4期 1月17日～ 1月31日	第4期 1月 1日～ 1月31日		

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 総務部会

協議項目	地方税の取扱い	関係項目																																																																	
調整内容	<p>2 法人市民税の均等割については、現行のとおりとする。法人市民税の法人税割については、平成18年2月中に課税標準の算定期間の末日となる申告納付分から三木市の制度に統一する。</p> <p>3 固定資産税の税率については、現行のとおりとし、納期については、平成18年度から三木市の制度に統一する。</p>																																																																		
現		況																																																																	
三木市		吉川町																																																																	
2 法人市民税	2 法人町民税		調整の具体的内容																																																																
(1)均等割額(税率)	(1)均等割額(税率)																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">法人等の区分</th> <th rowspan="2">均等割額</th> </tr> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超えるもの</td> <td>50人超</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え 50億円以下のもの</td> <td>50人超</td> <td>175万円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超えるもの</td> <td>50人以下</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え 10億円以下のもの</td> <td>50人超</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え 1億円以下のもの</td> <td>50人超</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下のもの</td> <td>50人超</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table>	法人等の区分		均等割額	資本金の金額	従業員数	50億円を超えるもの	50人超	300万円	10億円を超え 50億円以下のもの	50人超	175万円	10億円を超えるもの	50人以下	41万円	1億円を超え 10億円以下のもの	50人超	40万円		50人以下	16万円	1千万円を超え 1億円以下のもの	50人超	15万円		50人以下	13万円	1千万円以下のもの	50人超	12万円	上記以外		5万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">法人等の区分</th> <th rowspan="2">均等割額</th> </tr> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超えるもの</td> <td>50人超</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え 50億円以下のもの</td> <td>50人超</td> <td>175万円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超えるもの</td> <td>50人以下</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え 10億円以下のもの</td> <td>50人超</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え 1億円以下のもの</td> <td>50人超</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下のもの</td> <td>50人超</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table>		法人等の区分		均等割額	資本金の金額	従業員数	50億円を超えるもの	50人超	300万円	10億円を超え 50億円以下のもの	50人超	175万円	10億円を超えるもの	50人以下	41万円	1億円を超え 10億円以下のもの	50人超	40万円		50人以下	16万円	1千万円を超え 1億円以下のもの	50人超	15万円		50人以下	13万円	1千万円以下のもの	50人超	12万円	上記以外		5万円	<p>法人市民税の均等割については、現行のとおりとする。</p> <p>法人市民税の法人税割については、合併特例法第10条の規定を適用して、合併後も不均一課税とし、平成18年2月中に課税標準の算定期間の末日となる申告納付分から三木市の制度に統一する。</p>
法人等の区分		均等割額																																																																	
資本金の金額	従業員数																																																																		
50億円を超えるもの	50人超	300万円																																																																	
10億円を超え 50億円以下のもの	50人超	175万円																																																																	
10億円を超えるもの	50人以下	41万円																																																																	
1億円を超え 10億円以下のもの	50人超	40万円																																																																	
	50人以下	16万円																																																																	
1千万円を超え 1億円以下のもの	50人超	15万円																																																																	
	50人以下	13万円																																																																	
1千万円以下のもの	50人超	12万円																																																																	
上記以外		5万円																																																																	
法人等の区分		均等割額																																																																	
資本金の金額	従業員数																																																																		
50億円を超えるもの	50人超	300万円																																																																	
10億円を超え 50億円以下のもの	50人超	175万円																																																																	
10億円を超えるもの	50人以下	41万円																																																																	
1億円を超え 10億円以下のもの	50人超	40万円																																																																	
	50人以下	16万円																																																																	
1千万円を超え 1億円以下のもの	50人超	15万円																																																																	
	50人以下	13万円																																																																	
1千万円以下のもの	50人超	12万円																																																																	
上記以外		5万円																																																																	
(2)法人税割額(税率) 14.7%	(2)法人税割額(税率) 12.3%																																																																		
3 固定資産税	3 固定資産税		税率については、現行のとおりとする。 納期については、平成18年度から三木市の制度に統一する。																																																																
(1)税率 1.4%	(1)税率 1.4%																																																																		
(2)納期	(2)納期																																																																		
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>第1期</td> <td>4月17日～</td> <td>4月30日</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>7月17日～</td> <td>7月31日</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>12月17日～</td> <td>12月28日</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>2月17日～</td> <td>2月末日</td> </tr> </tbody> </table>	第1期	4月17日～	4月30日	第2期	7月17日～	7月31日	第3期	12月17日～	12月28日	第4期	2月17日～	2月末日	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>第1期</td> <td>5月1日～</td> <td>5月31日</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>7月1日～</td> <td>7月31日</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>12月1日～</td> <td>12月25日</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>2月1日～</td> <td>2月末日</td> </tr> </tbody> </table>		第1期	5月1日～	5月31日	第2期	7月1日～	7月31日	第3期	12月1日～	12月25日	第4期	2月1日～	2月末日																																									
第1期	4月17日～	4月30日																																																																	
第2期	7月17日～	7月31日																																																																	
第3期	12月17日～	12月28日																																																																	
第4期	2月17日～	2月末日																																																																	
第1期	5月1日～	5月31日																																																																	
第2期	7月1日～	7月31日																																																																	
第3期	12月1日～	12月25日																																																																	
第4期	2月1日～	2月末日																																																																	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 総務部会	
協議項目	地方税の取扱い	関係項目	
調整内容	4 軽自動車税の税率については、現行のとおりとし、納期及び減免制度については、平成18年度から三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
4 軽自動車税	4 軽自動車税	税率については、現行のとおりとする。 納期及び減免制度については、平成18年度から三木市の制度に統一する。	
(1)税率	(1)税率		
原付 50cc以下	1,000円	原付 50cc以下	1,000円
90cc以下	1,200円	90cc以下	1,200円
125cc以下	1,600円	125cc以下	1,600円
ミニカー	2,500円	ミニカー	2,500円
2輪の軽自動車	2,400円	2輪の軽自動車	2,400円
3輪の軽自動車	3,100円	3輪の軽自動車	3,100円
4輪の軽自動車 営業用貨物	3,000円	4輪の軽自動車 営業用貨物	3,000円
自家用貨物	4,000円	自家用貨物	4,000円
営業用乗用	5,500円	営業用乗用	5,500円
自家用乗用	7,200円	自家用乗用	7,200円
2輪の小型自動車	4,000円	2輪の小型自動車	4,000円
小型特殊農耕	1,600円	小型特殊農耕	1,600円
小型特殊その他	4,700円	小型特殊その他	4,700円
(2)納期 5月15日～5月31日		(2)納期 4月11日～4月30日	
(3)減免 賦課期日現在から納期限までに申請書を提出することが条件。		(3)減免 納期限前7日までに申請書を提出することが条件。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 **総務部会**

協議項目	地方税の取扱い	関係項目	
調整内容	<p>5 入湯税の税率については、現行のとおりとし、課税免除規定については、吉川町の制度に統一する。</p> <p>6 都市計画税については、合併後、吉川町全域における都市計画法に基づく市街化区域及び市街化調整区域の区分設定の可否を含めた、新市における総合的かつ長期的なまちづくりの視点に立って調整する。</p>		
現		況	
三木市		吉川町	
<p>5 入湯税</p> <p>(1)税率 宿泊を伴う場合 150円/1日/1人 上記以外の場合 50円/1日/1人</p> <p>(2)課税免除</p> <p>(ア)12歳未満の者</p> <p>(イ)共同浴場又は普通公衆浴場に入浴するもの</p> <p>(ウ)学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)に就学し、修学旅行その他の学校教育上の見地から行われる行事に参加する者並びに当該行事における引率者及び介添者</p>	<p>5 入湯税</p> <p>(1)税率 宿泊を伴う場合 150円/1日/1人 上記以外の場合 50円/1日/1人</p> <p>(2)課税免除</p> <p>(ア)小学生以下の者</p> <p>(イ)共同浴場又は普通公衆浴場に入湯するもの</p> <p>(ウ)学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)に就学し、学校教育上の見地から行われる行事に参加する者並びに当該行事における引率者及び介添者</p> <p>(エ)老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設において入湯する者</p>	調整の具体的内容	
<p>6 都市計画税</p> <p>(1)税率 0.3%</p> <p>(2)納期</p> <p>第1期 4月17日～ 4月30日</p> <p>第2期 7月17日～ 7月31日</p> <p>第3期 12月17日～ 12月28日</p> <p>第4期 2月17日～ 2月 末日</p>	<p>6 都市計画税</p> <p>なし</p>	都市計画税については、合併後、吉川町全域における都市計画法に基づく市街化区域及び市街化調整区域の区分設定の可否を含めた、新市における総合的かつ長期的なまちづくりの視点に立って調整する。	

関係法令

市町村の合併の特例に関する法律

(地方税に関する特例)

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価値若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

地方税法

(個人の均等割の税率)

第310条 個人均等割の標準税率は、3,000円とする。

(所得割の税率)

第314条の3 所得割は、次の表の上欄に掲げる金額の区分によって課税総所得金額(中略)を区分し、当該区分に応ずる同表下欄に掲げる標準税率によって定めた率を順次適用して計算した金額の合計額(略)によって課する。

200万円以下の金額	3%
200万円を超える金額	8%
700万円を超える金額	12%

ただし、700万円を超える金額は、地方税法附則第40条第5項により、平成11年度以降については、「12%」を「10%」とする。

(普通徴収に係る個人の市町村税の納期)

第320条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市町村民税の納期は、6月、8月、10月及び1月中(中略)において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

(法人等の均等割の税率)

第312条 法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(中略)に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める額とする。

法人等の区分		税率
資本金の金額	従業員数	
50億円を超えるもの	50人超	300万円
10億円を超え 50億円以下のもの	50人超	175万円
10億円を超えるもの	50人以下	41万円
1億円を超え 10億円以下のもの	50人超	40万円
	50人以下	16万円
1千万円を超え 1億円以下のもの	50人超	15万円
	50人以下	13万円
1千万円以下のもの	50人超	12万円
上記以外		5万円

(法人税割の税率)

第314条の6 法人税割の標準税率は、100分の12.3とする。但し、標準税率を超えて課する場合においても、100分の14.7を超えることができない。

(固定資産税の税率)

第350条 固定資産税の標準税率は、100分の1.4とする。

(固定資産税の納期)

第362条 固定資産税の納期は、4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

(軽自動車税の標準税率)

第444条 軽自動車税の標準税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

- イ 総排気量が0.05以下のもの又は定格出力が0.6kW以下のもの(二に掲げるものを除く。) 年額 1,000円
- ロ 2輪のもので、総排気量が0.05を超え、0.09以下のもの又は定格出力が0.6kWを超え、0.8kW以下のもの 年額 1,200円
- ハ 2輪のもので、総排気量が0.09を超えるもの又は定格出力が0.8kWを超えるもの 年額 1,600円

二 3輪以上のもの(総務省令で定めるものを除く。)で、総排気量が0.02を超えるもの又は定格出力が0.25kWを超えるもの
年額 2,500円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

イ	2輪のもの(側車付のものを含む。)	2,400円
ロ	3輪のもの	3,100円
ハ	4輪以上の乗用	営業用 5,500円 自家用 7,200円
	4輪以上の貨物	営業用 3,000円 自家用 4,000円

(3) 2輪の小型自動車 4,000円

2 (省略)

3 市町村は第1項各号に掲げる軽自動車等以外の軽自動車等及び同項第2号に掲げる軽自動車等のうち3輪の小型特殊自動車で農耕作業用のものその他の同号の区分により難しいものについては、同項各号に掲げる区分とは別に、用途、総排気量、定格出力その他の軽自動車等の緒元によって区分を設けて、軽自動車税の税率を定めることができる。この場合においては、前2項の規定を適用して定められる税率と均衡を失しないようにしなければならない。

(軽自動車税の納期)

第445条 (省略)

2 軽自動車税の納期は、4月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

(入湯税)

第701条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

(入湯税の税率)

第701条の2 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円を標準とするものとする。

(都市計画税の税率)

第702条の4 都市計画税の税率は、100分の0.3を超えることができない。

法人税割の税率の比較

市町名	西脇市	小野市	加西市	明石市	加古川市	高砂市	社町	滝野町	東条町
法人税割の税率	14.7	14.7	14.7	14.7	14.7	14.7	12.3	12.3	12.3

都市計画税

(1)目的 都市計画税は、住みよい街づくりのための都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるために、目的税として課税されるものです。都市計画法による都市計画区域のうちの市街化区域内及び税指定区域内に所在する土地又は家屋を所有している人が、納税義務者となります。

(2)税額の計算方法

課税標準額×税率＝税額となります。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	<p>地方税は、廿日市市の制度に統一するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人市民税の均等割額は、標準税率である2,500円に統一する。ただし、地方税法の規定により、合併する日が属する年度及びその翌年度は現行の税率を採用する。 ・個人市民税の納期については、廿日市市の例による。 ・法人市民税の法人税割は、廿日市市の例により、14.5%とする。 ・固定資産税の納期は、廿日市市の例による。 ・前納報奨金の交付率、限度額は、各市町村とも相違ないため現行のとおりとする。ただし、前納報奨金の交付対象については、廿日市市の例による。
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	<p>地方税は、新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、個人市民税の均等割及び法人市民税の税割の税率については、合併特例法第10条の規定により、合併の行われた日の属する年度に限り、不均一課税とする。</p>
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税の均等割については、人口規模による標準税率の定めがあり、合併後は現在の野田市の額となる(2,000円→2,500円)。所得割については、両市町とも同一内容なので現行のとおりとする。 ・たばこ税、軽自動車税、特別土地保有税は、両市町とも同一内容なので、現行のとおりとする。
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画税、国民健康保険税及び入湯税を除く地方税は、新発田市の制度に統一する。ただし、個人市町村民税の均等割及び法人市町村民税の法人税割については、合併特例法第10条第1項の規定により、合併年度及びこれに続く3年度は不均一課税とする。 ・都市計画税については、合併年度及びこれに続く3年度は現行どおりとし、新市で調整する。 ・国民健康保険税については、合併後、新市で税率を改正する。 ただし、合併特例法第10条第1項の規定により、平成15年度は経過措置として不均一課税とし、両市町それぞれの現行の税率とする。なお、国民健康保険税の納期は、平成15年度は両市町それぞれの現行の納期とする。 ・入湯税については、豊浦町の制度を適用する。 ただし、課税免除については、新発田市の制度を適用する

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	3町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。 1 個人町民税の納期については、年4期(6月・8月・10月・12月)とする。 2 固定資産税及び都市計画税の納期については、年4期(5月・7月・9月・11月)とする。 3 都市計画税の税率については、新市における都市計画により調整する。 4 軽自動車税の納期については、4月とする。
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	(1) 個人市民税の税率については、現行のとおりとする。納期については、西脇市の例により調整する。ただし、平成17年度末までは現行のとおりとする。 (2) 法人市民税については、西脇市の例により統合する。ただし、合併特例法第10条第1項の規定を適用し、平成19年度末までは現行の税率を採用し、不均一課税とする。 (3) 固定資産税の税率については、現行のとおりとする。納期については、西脇市の例により調整する。ただし、平成17年度末までは現行のとおりとする。 (4) 軽自動車税の税率については、現行のとおりとする。納期については、西脇市の例により統合する。ただし、平成17年度末までは現行のとおりとする。 (5) 市たばこ税については、現行のとおりとする。 (6) 鉱産税については、現行のとおりとする。 (7) 都市計画税については、都市計画区域の設定に応じて、西脇市の例により調整する。
未定	中町、加美町、八千代町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	1. 納期については、3町に相違があるため次のとおり合併時に統合する。 (1) 個人町民税、固定資産税の納期については、個人集合年10期(6月～3月)とする。町外所有者固定資産税の納期は年4期(5月、7月、12月、2月)とする。 (2) 軽自動車税の納期については、5月として合併時に統合する。 (3) 国民健康保険税の納期については、年9期(7月～3月)として合併時に統合する。 (4) 介護保険料の納期については、現行年10期(6月～3月)を引き継ぐ。 2. 個人・法人町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、介護保険料の税率、賦課については、3町に相違がないため、現行のとおり新町に引き継ぐ。 ただし、国民健康保険税については次による。 (1) 国民健康保険税の賦課については、3町に相違があるため、合併時に統合する。 3. 固定資産評価審査委員会については、合併時に再編する。ただし、報酬については特別職の身分の取扱いとして、別途調整する。

協議第26号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年8月26日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

- 1 吉川町の一般職の職員は、すべて三木市の一般職の職員として引き継ぐ。ただし、職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- 2 吉川町の一般職の職員の給与、任用、配置その他の身分の取扱いについては、三木市の職員との均衡を考慮し、公正に取り扱う。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 総務部会

協議項目	一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	
調整内容	1 吉川町の一般職の職員は、すべて三木市の一般職の職員として引き継ぐ。ただし、職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。 2 吉川町の一般職の職員の給与、任用、配置その他の身分の取扱いについては、三木市の職員との均衡を考慮し、公正に取り扱う。		

現 況

1 両市町の職員数 (単位：人)

区 分	三 木 市		吉 川 町	
	条 例 定 数	実 職 員 数	条 例 定 数	実 職 員 数
市町長の事務部局の職員	529	504	102	90
うち消防職員	90	90		
議会事務局の職員	6	6	3	2
選挙管理委員会事務局の職員	2	2	(1)	兼務(総務財政課)
監査委員事務局の職員	2	2	(1)	"(議会事務局)
農業委員会事務局の職員	4	3	2	2
教育委員会事務局の職員	142	125	28	24
地方公営企業会計の職員	387	365	7	3
うち病院事業会計の職員	350	332		
合 計	1,072	1,007	142	121

職員定数及び実職員数

平成16年4月1日現在

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		関係項目		専門部会名	総務部会
一般職の職員の身分の取扱い		現況			
2 職名等					
職 の 名 称	区 分	三 木 市		吉 川 町	
	職 名	(1) 事務吏員、事務員 (2) 技術吏員、技術員 (3) 技能員、労務員 (4) 教育職員		(1) 事務吏員 (7) 看護師 (2) 技術吏員 (8) 電話交換員 (3) 保健師 (9) 用務員 (4) 栄養士 (10) 給食員 (5) 幼稚園教諭 (11) 調理員 (6) 保育士	
地 位 別 職 員 数 (一 般 行 政 職)	主 な 補 職 名	行政職 理事、技監、参与、部長、次長、参事、課長、特命主幹、副課長、主幹、課長補佐、係長、主査、主任、主事 技能労務職 技能長、主任班長、班長、技能主任、労務主任 医療職 (1) 病院長、副院長、部長、副部長、科部長、主任医長、医長 (2) 部長、室長、副室長、技師長、室長補佐、主任技師、副主任技師 (3) 看護部長、看護部次長、看護課長、主任看護師 教育職 園長、副園長、主任教諭、教諭、助教諭		行政職 技監、町参事、課長、局長、室長、所長、参事、館長 副課長、副館長、課長補佐、室長補佐、所長補佐、局長補佐 係長、主査、主事 主任保健師、主任看護師、主任栄養士、保健師、看護師、栄養士 保育所長、主任保育士、保育士 教育職 園長、副園長、主任幼稚園教諭、幼稚園教諭	
	部 長 級	10人			
部 次 長 級	9人				
課 長 級	30人		18人		
課 長 補 佐 級	49人		7人		
係 長 級	117人		32人		
その他の吏員・その他	168人		31人		
平成16年4月1日現在【地方公務員定員管理調査第8表】					

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		一般職の職員の身分の取扱い		関係項目	専門部会名	総務部会
現 況						
3 職員の給与						
給料表 手当等の状況	区 分	三 木 市			吉 川 町	
	給 料 表	(1) 行政職給料表 (2) 教育職給料表 (3) 医療職給料表(1) (4) 医療職給料表(2) (5) 医療職給料表(3) (6) 技能労務職給料表			(1) 行政職給料表 (2) 技能労務職給料表	
	初 任 給 (行政職一般)	大 学 卒	177,400円		大 学 卒	166,500円
		短 大 卒	160,200円		短 大 卒	154,300円
		高 校 卒	148,500円		高 校 卒	143,300円
	手 当	管理職手当	時間外勤務手当		管理職手当	時間外勤務手当
		扶養手当	休日勤務手当		管理職員特別勤務手当	休日勤務手当
	調整手当	夜間勤務手当		扶養手当	夜間勤務手当	
	住居手当	宿日直手当		調整手当	宿日直手当	
	通勤手当	期末・勤勉手当		住居手当	期末・勤勉手当	
	特殊勤務手当			通勤手当	単身赴任手当	
	特殊勤務手当			特殊勤務手当		
	ラスパイレス指数 (H15.4.1)	99.7			97.0	
	勸奨退職手当制度	有			有	
平成16年4月1日現在 ラスパイレス指数とは、一般行政職について、地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の構成を基準として、学歴別、経験年数別平均給与月額を比較し、国家公務員の給料を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したものの。						

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		一般職の職員の身分の取扱い		関係項目	専門部会名 総務部会
現 況					
一般行政職の平均給与	区 分		三 木 市	吉 川 町	
	平均給与月額		374,600円	326,500円	
	平均年齢		45.7歳	40.9歳	
	平成16年4月1日現在				
初任給及び経験年数平均給与月額	区 分		三 木 市	吉 川 町	
	初 任 給	大学卒	177,400円	166,500円	
		高校卒	148,500円	143,300円	
	経験年数10年	大学卒	269,300円	270,800円	
		高校卒	234,600円	221,100円	
	経験年数15年	大学卒	313,100円	313,100円	
		高校卒	277,600円	279,400円	
	経験年数20年	大学卒	357,200円	357,200円	
		高校卒	321,100円	321,100円	
	標準的な昇給モデルによる給与月額（平成16年4月1日現在）				

関係法令

地方公務員法

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職員以外の一切の職員とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1)の2 地方開発事業団の理事長、理事及び幹事の職

(1)の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業庁の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

市町村の合併の特例に関する法律

(職員の身分取扱い)

第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員として身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	<p>(1) 佐伯町及び吉和村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条第1項の規定により、すべて廿日市市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、廿日市市の職員と不均衡が生じないように公正に取り扱うものとし、その細目は、3市町村の長が別に協議して定める。</p>
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	<p>1. 別子山村の一般職の職員は、すべて新居浜市の一般職の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>2. 別子山村の一般職の職員の給与、任用、配置その他の身分取扱いについては、新居浜市の職員と均衡を失ないように公正に取り扱うものとする。</p>
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	<p>職員の給与等は、野田市の制度を基本とするが、現下の厳しい社会経済情勢に照らし、是正すべきものは是正していくという基本姿勢のもとで、職員組合との協議を進め、給与の適正化等を図る。</p>
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・豊浦町の定数内の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。 ・職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、新発田市の職員と不均衡が生じないように公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月31日 日まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 社町、滝野町、東条町及び加東行政事務組合の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。 2 職員の定数の合計については、現職員総数を確保するものとし、市長の事務部局や教育委員会の事務部局、議会の事務部局等、各区分の定数の割り振りについては合併時に調整する。なお、合併後は職員の定員適正化計画を策定し、効率的な行政運営に努めるものとする。 3 給与体系については、近隣市町を参考に給料表・級別標準職務表・初任給基準等を合併時に調整する
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成17年3月31日 日まで (合併予定)	<p>両市町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 (2) 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一する。 (3) 職員の給料については、適切な職員の処遇を行うための方針を整理し、具体的な実施に当たっては、新市において財政状況を考慮しつつ段階的に調整する。

協議第 27 号

各種事務事業（情報公開）の取扱いについて

各種事務事業（情報公開）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 16 年 8 月 26 日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

情報公開制度及び個人情報保護制度については、合併時に三木市の制度に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 総務部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	情報公開の取扱い
調整内容	情報公開制度及び個人情報保護制度については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
1 情報公開制度 (1)三木市公文書公開条例 平成11年 3月30日制定 (ア)目的 三木市が管理する公文書の公開を求める市民の意思を尊重することにより、市民の市政参加を促進するとともに、市政のより公正かつ効率的な運営を図り、市民の理解と信頼を深めることを目的とする。 (イ)情報公開手数料 1件当たり300円 写しについては、1枚につき10円	1 情報公開制度 (1)吉川町情報公開条例 平成12年12月22日制定 (ア)目的 公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の開示について必要な事項を定めることにより、町民の町政への信頼と理解を深め、町民参加による開かれた行政を一層推進することを目的とする。 (イ)情報公開手数料 無 料 写しについては、1枚につき20円(カラーは1枚につき100円)	情報公開制度については、合併時に三木市の制度に統一する。	
2 個人情報保護制度 (1)三木市個人情報保護条例 平成12年 3月29日制定 (ア)目的 三木市が管理する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の開示及び訂正を求める個人の意思を尊重するとともに、市民の基本的人権の擁護を図り、市政の公正かつ適正な運営に資することを目的とする。 (イ)個人情報開示手数料 1件当たり300円 写しについては、1枚につき10円	2 個人情報保護制度 未制定	個人情報保護制度については、合併時に三木市の制度を適用する。	

関係法令

行政機関の保有する情報の公開に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民的的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

(開示請求権)

第3条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長（前条第1項第4号及び第5号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

(地方公共団体の情報公開)

第41条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	<ul style="list-style-type: none">・情報公開制度は、両市町で違いがあるので、野田市の制度を適用する。・個人情報保護制度は、関宿町で実施していないので、野田市の制度を適用する。

協議第 28 号

各種事務事業（納税関係）の取扱いについて

各種事務事業（納税関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 16 年 8 月 26 日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

吉川町の個人住民税及び固定資産税の納期前納付(報奨金)については、平成 18 年度から廃止する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 総務部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	納税関係の取扱い
調整内容	吉川町の個人住民税及び固定資産税の納期前納付（報奨金）については、平成18年度から廃止する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
1 個人住民税及び固定資産税の納期前納付（報奨金） 平成16年度から廃止 廃止した理由 ア 税収の早期確保、自主納税意識の高揚といった制度創設時の一定の目的が達成されたこと。 イ 市・県民税では、サラリーマン（特別徴収対象者）は利用できず、また、資金的に余裕がある人しか利用できないなど、税負担の公平性の見地から問題があること。 ウ 兵庫県下では既に多くの市で制度を廃止していること。 23市中、三木市を含めて既に20市が制度を廃止しており、残り3市のうち1市は来年度廃止する予定である。 エ 行財政改革の一環として、徴税コストを見直し、経費の削減を図る必要があること。	1 個人住民税及び固定資産税の納期前納付（報奨金） 第1期に当該納期の後のすべての納期に係る税金を納付した場合、納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数（1月未満の端数がある場合は、14日以下は切捨て、15日以上は1月とする。）を乗じて得た額（上限10万円）を報奨金として交付する。その額が100円未満である場合、未納の徴収金がある場合は交付しない。	吉川町の個人住民税及び固定資産税の納期前納付（報奨金）については、平成18年度から廃止する。	

関係法令

地方税法

(個人の市町村民税の納期前の納付)

第321条 個人の市町村民税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

2 前項の規定によって個人の市町村民税の納税者が当該納期後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りでない。

3 前項の報奨金の額は、第1項の規定によって納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数(1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。)を乗じて得た額を超えることができない。

(固定資産税の納期前の納付)

第365条 固定資産税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

2 前項の規定によって固定資産税の納税者が当該納期後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りでない。

3 前項の報奨金の額は、第1項の規定によって納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数(1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。)を乗じて得た額を超えることができない。

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	1 納税組合の活動等に大きな差異があるため、納税組合は廃止する。 2 前納報奨金については、交付率を100分の1を100分の0.5とする。
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	(1) 納税組合については、新市発足時に西脇市の例により調整する。 (2) 前納報奨金については、新市発足時に廃止する。

協議第 29 号

各種事務事業（人権（同和）対策関係事業）の取扱いについて

各種事務事業（人権（同和）対策関係事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 16 年 8 月 26 日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

- 1 人権尊重まちづくり基本計画については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 2 人権教育総合推進事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 3 人権教育指導専門員・指導員については、合併後 1 年以内に三木市の制度に統一する。
- 4 人権啓発イベントについては、合併時に三木市の制度に統一する。
- 5 人権・同和教育協議会については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 6 隣保館については、現行のとおりとする。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 人権・同和部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	人権(同和)対策関係事業の取扱い
調整内容	1 人権尊重のまちづくり基本計画については、合併時に三木市の制度に統一する。 2 人権教育総合推進事業については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現		況	
三木市		吉川町	
1 人権尊重のまちづくり基本計画 三木市におけるあらゆる人権に関する問題の解決への取組を推進し、人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を図ることを目的に人権施策の本計画を策定する。 平成13年1月 「三木市人権尊重のまちづくり条例」が施行 平成13年6月 「三木市人権尊重のまちづくり推進審議会」に諮問 平成15年2月 「三木市における人権施策について」の答申 平成15年6月 「三木市人権尊重まちづくり基本計画」を策定 平成16年2月 「三木市人権尊重まちづくり実施計画」を策定		1 人権に関する基本計画 なし	
2 人権教育総合推進事業 (1)教育事業 人権課題を有する地区住民の自立向上を支援するとともに、豊かなふれあい活動を通じて「人権文化」を発信し、人権尊重の仲間づくり、地域づくりを進める。各地区(9地区)における小・中学生学級(各学級100時間を原則)、乳幼児・家庭教教育学級、成人・高齢者・女性学級(それぞれ各地区で20時間以内)の学習活動を支援する。 (2)人権リーダー育成・派遣事業 人権に関する学習活動で、指導者・支援者として活躍できる人材(人権リーダー)を育成するとともに、その組織化を図り、各種学習会等に講師として派遣する。教育委員会が人権リーダーを育成するための講座を開催し、その受講者などからなる人権教育講師団を設立する。 (3)人権教育団体活動助成事業 住民の団体が主体となって行う人権問題や地域の人権に関わる教育課題の解決をめざす学習活動、共に生きる人権尊重の家庭や仲間、地域づくりのための学習活動など(人権教育団体活動)を支援する。1団体に対して年間10万円、3年間を限度に助成金を交付し、その活動の活性化と充実を図る。		2 人権教育総合推進事業 (1)教育事業 人権課題を有する地区住民の学習とふれあい交流を通じて、あったかいまちづくり・ひとづくりを推進する。小・中学生学級の学習活動支援と成人学級のふれあい交流・学習支援を行う。 *実施地区：1地区・・・小学校学級(60時間程度) 中学校学級(三校交流キャンプなど) 成人学級(父親学級：研修会・ボランティア等)	
		調整の具体的内容	
		人権尊重のまちづくり基本計画については、合併時に三木市の計画を適用する。 人権関係施策については、三木市の人権尊重のまちづくり基本計画に基づき実施する。	
		人権教育総合推進事業については、合併時に三木市の制度に統一する。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 人権・同和部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	人権(同和)対策関係事業の取扱い
調整内容	3 人権教育指導専門員・指導員については、合併後1年以内に三木市の制度に統一する。		
現		況	
三木市		吉川町	
		調整の具体的内容	
3 専門員・指導員 (1)人権教育指導専門員 1人配置(嘱託) ・人権教育指導員の育成及び研修 ・人権啓発資料の収集及び編集 ・学校への人権教育研修 ・社会教育関係団体等への人権教育研修 (2)人権教育指導員 員数 22人 任期 2年間(平成16年4月1日~平成18年3月31日) 報酬 月額 11,000円 活動内容 ・住民学習での指導・助言 ・市が主催する教育・啓発事業への参画及び補助 ・人権尊重のまちづくり推進強調月間での街頭PR ・人権学習の講師・ワークショップのファシリテーター ・資質を高めるための研修(定例会月1回及び市で開催される各種講演会・講座等への参加) ・人権教育指導員活動報告書の提出(月1回)	3 専門員・指導員 (1)人権教育指導専門員 なし (2)人権教育指導員 なし	人権教育指導専門員・指導員については、合併後1年以内に吉川町にも指導員を配置する。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 人権・同和部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	人権(同和)対策関係事業の取扱い
調整内容	4 人権啓発イベントについては、合併時に三木市の制度に統一する。		
現		況	
三木市		吉川町	
		調整の具体的内容	
4 人権啓発イベント (1)市民じんけんの集い 開催時期：毎年8月の第3日曜日 開催場所：三木市文化会館大ホール 開催内容：1部は、式典・表彰関係 2部は、講演(公演) その他、福祉バザー、教育事業、総合隣保館等の作品展示 参加対象者：自治会、学校、各種関係団体等1,300人	4 人権啓発イベント (1)あったかかってこちよ祭 開催時期：毎年8月第1土曜日 開催場所：中央公民館大ホール又は吉川町総合中央活動センター 開催内容： あったかかってこちよい運動作品審査投票 講演(公演)又は、住民参画公演 参加対象者：一般住民・学校・各種関係団体等500人 (2)あったかかっていいな大会 開催時期：毎年3月第1土曜日 開催場所：中央公民館大ホール 開催内容： あったかかってこちよい運動作品表彰 講演(公演)又は、住民参画公演 参加対象者：一般住民・学校・各種関係団体等	人権啓発イベントについては、合併時に三木市の制度に統一する。 (1)吉川町のあったかかってこちよ祭は、三木市の市民じんけんの集いに統合する。 (2)吉川町のあったかかっていいな大会は、三木市人権・同和教育協議会の各地区人権・同和教育推進協議会の研究大会に位置づける。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 人権・同和部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	人権（同和）対策関係事業の取扱い
調整内容	5 人権・同和教育協議会については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現		況	
三木市		吉川町	
5 審議会・協議会 (1)三木市人権・同和教育協議会 (ア)組織 三同教役員会（会長1名、副会長4名、理事10名、会計1名、監査2名） 三同教事務局（企画、商工観光、福祉、総合隣保館、人権尊重推進室、学校教育、社会教育、体育青少年、教育センター、人権教育推進室） 参加団体（保・幼・小・中・養護・高校、PTA、子ども会、補導委員、婦人会、老人会、社会教育委員、人権擁護委員、各地域人権・同和教育協議会、各公民館、人権教育指導員、企業、運動団体等） (イ)活動 ・総会（5月）、役員会（年間4回）、研究大会打ち合わせ、事務局会（年間5回） ・研究大会（11月）、専門部会（5部会・1委員会） ・啓発事業、街頭PR、市民じんけんの集い後援、研究集録発刊、実践記録集発刊、「人権・同和教育三木」発刊 ・東同教、兵同教研究大会、全同教研究大会に参加 (ウ)補助 ・補助金（市補助金450,000円）	5 審議会・協議会 (1)吉川町人権・同和教育推進協議会 (ア)組織 町同教役員会（会長1名、副会長4名、理事14名、顧問2名） 町同教事務局（生涯学習課） 町同教代議員（区長・婦人会・PTA・学校など各種関係団体） (イ)活動 ・総会（5月） ・役員会（年間6回） ・事業研究委員会（年間3回） ・ミーノ編集委員会（年間7回） ・あったかいいってこちよい祭（8月） ・あったかいいっていいな大会（3月） ・人権学習推進員研修会（年間3回） ・人権学習・校区別人権学習の推進 ・あったかいいってこちよい運動の推進 ・人権啓発紙の製作・発行 ・東同教、兵同教研究大会、全同教研究大会に参加 (ウ)補助 ・補助金（町補助金300,000円）	吉川町人権・同和教育推進協議会については、合併時に三木市人権・同和教育協議会に統一する。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 人権・同和部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	人権(同和)対策関係事業の取扱い
調整内容	6 隣保館については、現行のとおりとする。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
6 隣保館 (1)三木市立総合隣保館 (ア)管理体制 開館時間 午前8時30分~午後10時まで 休館日 日曜日、国民の祝日、12月29日~翌年1月3日まで (イ)事業内容 隣保館運営委員会 委員数 13人 任 期 2年間(平成15年6月1日~平成17年5月31日) 会 議 原則として年3回開催 報 酬 日額 8,000円 相談事業 地域福祉事業 啓発活動事業 広報活動事業 教養文化事業 子ども教室事業	6 隣保館 なし	隣保館については、現行のとおりとする。 (隣保館運営委員会委員の取扱いについては、特別職の職員の取扱いの項目で別途協議する。)	

関係法令

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 隣保館事業、教育集会所事業は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 2 人権教育・啓発事業は、合併時に同種事業の統合を行い、合併後も推進する。 3 社会を明るくする運動は、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後関係団体等との調整により再編する。 4 新市の男女共同参画プランは、合併後に策定する。ただし、策定完了までの間は、社町の男女共同参画プランにより事業推進を行う。
未定	中町、加美町、八千代町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 人権教育・啓発推進事業については、合併時または合併後に再編する。 2 人権啓発専門員については、合併後に再編する。報酬については、特別職の身分の取扱いとして、別途調整する。 3 隣保館及び教育集会所については、新町に引き継ぐ。 4 人権啓発推進協議会等については、合併時に再編する。報酬については、特別職の身分の取扱いとして、別途調整する。

協議第30号

その他必要な事項の取扱い(その1)について

その他必要な事項の取扱い(その1)については、次のとおりとする。

平成16年8月26日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

- 1 投票所については、現行のとおりとする。
- 2 期日前投票所については、現行のとおりとする。
- 3 指定金融機関等については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 4 借地については、合併までに解消に努める。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名		総務部会	
協議項目	その他必要な事項の取扱い(その1)	関係項目			
調整内容	1 投票所については、現行のとおりとする。 2 期日前投票所については、現行のとおりとする。				
		現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町			
1 選挙 (1)投票所 41ヶ所 (2)期日前投票所 三木市役所内 1ヶ所		1 選挙 (1)投票所 10ヶ所 (2)期日前投票所 吉川町役場内 1ヶ所		投票所については、現行のとおりとする。 期日前投票所については、現行のとおりとする。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名	総務部会
協議項目	その他必要な事項の取扱い(その1)	関係項目	
調整内容	3 指定金融機関等については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
2 指定金融機関等 (1)指定金融機関 三井住友銀行三木支店（収納事務については全店） (2)指定代理金融機関 みなと銀行三木支店（収納事務については全店） (3)収納代理金融機関 日新信用金庫（県内店） 姫路信用金庫（全店） 播州信用金庫（全店） 尼崎信用金庫（全店） 兵庫県信用組合（市内店） 兵庫みらい農業協同組合（市内店） みのり農業協同組合（市内店） 但馬銀行（全店） UFJ銀行（全店） りそな銀行（全店） (4)その他（個別の収納契約） 郵便局	2 指定金融機関等 (1)指定金融機関 なし (2)指定代理金融機関 なし (3)収納事務取扱金融機関 日新信用金庫（県内店） 中兵庫信用金庫（全店） 三井住友銀行（全店） みなと銀行（全店） 池田銀行（全店） みのり農業協同組合（町内店） 郵便局	指定金融機関等については、合併時に三木市の制度に統一する。 収納代理金融機関に中兵庫信用金庫（全店）並びに池田銀行（全店）を加える。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名	総務部会
協議項目	その他必要な事項の取扱い(その1)	関係項目	
調整内容	4 借地については、合併までに解消に努める。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
3 借地 (1)職員駐車場用地の借地 上の丸町 山林733m ² 1筆 年額234千円 1年間契約 府内 山林695m ² 1筆 年額222千円 1年間契約	3 借地 (1)公共施設用地の借地 庁舎 6,418.19m ² 活動センター駐車場 2,180.00m ² 福祉センター 4,221.12m ² 町民体育館 2,499.83m ² 三木消防吉川分署 972.21m ² 吉川中学校 15,285.35m ² 東吉川小学校 7,568.88m ² 中吉川小学校 5,635.63m ² 上吉川小学校 888.70m ² 東吉川幼稚園 375.18m ² 中吉川幼稚園 776.00m ² 上吉川幼稚園 3,318.22m ² 吉川インター駐車場 1,378.86m ² 渡瀬駐在所 109.45m ² バス回避所 214.20m ² 合計 51,841.82m ² 上記施設の地代(平成15年度支払額) 27,700千円 上記施設に係る水利費負担額(平成15年度支払額) 240千円 上記施設の地代は、5年毎の見直しによる契約	借地については、合併までに解消に努める。	

協議第31号

住民説明会について

合併協議に係る住民説明会の実施については、別紙のとおりとする。

平成16年8月26日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

住民説明会実施要項

1 趣 旨

本年4月に三木市・吉川町合併協議会を設置し、三木市と吉川町の合併に向けての協議を進めており、5月には合併に関する住民アンケートを実施し民意の把握にも努めてまいりました。

一方、合併に関する協議内容や将来のまちづくりの方向性などについても、協議会だよりの発行やホームページで住民の方々に情報公開をしてきていますが、両市町において合併後の新市のあり方や事務一元化の進捗等について情報を発信するとともに、住民の意見を拝聴するため住民説明会を実施いたします。

2 実施主体

三木市・吉川町合併協議会

3 実施時期

平成16年10月中旬以降

4 実施場所

三木市内 8箇所（三木、別所、志染、細川、口吉川、緑が丘、自由が丘、青山）

吉川町内 4箇所（東吉川、中吉川、上吉川、みなぎ台）

計 12箇所

5 協議会側出席者

三木市内で開催される説明会には、三木市から選出された委員が出席し、吉川町内で開催される説明会には、吉川町から選出された委員が出席するものとする。

(1) 三木市での説明会出席者

- ・三木市から選出された1号・2号・3号・4号委員
- ・幹事会委員のうちの三木市職員及び関係職員
- ・事務局職員

(2) 吉川町での説明会出席者

- ・吉川町から選出された1号・2号・3号・4号委員
- ・幹事会委員のうちの吉川町職員及び関係職員
- ・事務局職員

6 説明会の内容

- ・新市建設計画について
- ・事務一元化調整について
- ・その他

7 住民への周知

区長協議会等へ依頼する。

提案第32号

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年8月26日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

三木吉川農業共済事務組合については、合併の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務、財産及び債務を新市に引き継ぐ。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 産業経済部会	
協議項目	一部事務組合等の取扱い	関係項目	
調整内容	三木吉川農業共済事務組合については、合併の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務、財産及び債務を新市に引き継ぐ。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
1 一部事務組合について (1)三木吉川農業共済事務組合 (ア)共同処理する事務 農業共済事業に関する事務 (イ)設置日 平成12年4月1日 (ウ)事務所の位置 三木市上の丸町10番30号三木市役所内 (エ)負担金 5,978千円(平成16年度予算)	1 一部事務組合について (1)三木吉川農業共済事務組合 (ア)共同処理する事務 農業共済事業に関する事務 (イ)設置日 平成12年4月1日 (ウ)事務所の位置 三木市上の丸町10番30号三木市役所内 (エ)負担金 4,640千円(平成16年度予算)	三木吉川農業共済事務組合については、合併の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務、財産及び債務を新市に引き継ぐ。	

関係法令

合併特例法

(一部事務組合等に関する特例)

第9条の2 市町村の合併によりその区域の全部が新たに設置される合併市町村の区域の一部となり、又はその区域の全部が他の合併関係市町村（以下この項において「編入をする市町村」という。）に編入される合併関係市町村のうち地方自治法第284条第2項又は第3項の規定により合併関係市町村以外の一の地方公共団体（以下この項において「他の地方公共団体」という。）と一部事務組合又は広域連合（これらのうち当該編入をする市町村の加入していないものに限る。）を組織しているものがある場合においては、当該一部事務組合又は当該広域連合は、すべての合併関係市町村及び当該他の地方公共団体の協議により、当該一部事務組合若しくは当該広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し若しくは共同処理し若しくは処理する事務を変更し、又は当該一部事務組合若しくは当該広域連合の規約を変更して、市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とすることができる。この場合においては、同法第286条第1項本文又は第291条の3第1項本文の規定の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

地方自治法

(組合の種類及び設置)

第284条 (省略)

2 普通地方公共団体及び特別区は、第6項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。(第1項ただし書きは省略)

(解散)

第288条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(財産処分)

第289条 第286条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

(協議会の設置)

第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

(協議会の組織の変更及び廃止)

第252条の6 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第252条の2第1項から第3項までの例によりこれを行わなければならない。

(機関等の共同設置)

第252条の7 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員、同条第3項に規定する附属機関、普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の事務を補助する吏員、書記その他の職員又は第174条第1項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

2 前項の規定による執行機関、附属機関若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

(事務の委託)

第252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をしてこれを管理し及び執行させることができる。

2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第252条の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	<p>(1) 佐伯町及び吉和村は、それぞれ加入している一部事務組合から、合併の日の前日をもって脱退する。ただし、吉和村が加入している山県郡西部衛生組合及び山県西部消防組合については、吉和村の地位を継承する形で廿日市市が合併の日に当該組合に加入するものとする。</p> <p>(2) 佐伯町及び吉和村は、広島県西部介護認定審査会から、合併の日の前日をもって脱退する。</p> <p>(3) 佐伯町及び吉和村が他の地方公共団体に委託している事務については、合併の日の前日をもって、事務の委託を廃止する。ただし、佐伯町が大竹市に委託しているし尿処理に係る事務については、佐伯町の地位を継承する形で廿日市市が合併の日に大竹市に事務を委託するものとする。</p>
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	別子山村が加入している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・豊浦町が加入している一部事務組合等については、合併の前日をもって脱退する。 ただし、調整が必要な事項は、新市に引き継ぐ。 ・豊浦町が加入している協議会等については、合併の前日をもって脱退する。 ただし、日本温泉協会、新潟県国土調査推進協議会、安田橋下流橋架橋促進期成同盟会、国道290号整備促進期成同盟会、福島潟治水対策促進協議会、松岡川改修促進協議会、本田・天王地区河川協議会については、合併の日をもって新市が加入する。

提案第 3 3 号

各種事務事業（保健衛生関係事業）の取扱い（その 2）について

各種事務事業（保健衛生関係事業）の取扱い（その 2）について、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 8 月 2 6 日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

- 1 環境保全条例については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 2 合併処理浄化槽設置整備補助事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 3 水洗便所等改造資金融資あっせん制度については、平成 1 8 年度から三木市の制度に統一する。ただし、平成 1 7 年度末までの吉川町の融資あっせん制度利用者に対する利子補給は、返済終了まで継続する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 住民生活部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	保健衛生関係事業の取扱い
調整内容	1 環境保全条例については、合併時に三木市の制度に統一する。		
		調整の具体的内容	
現 況			
三 木 市		吉 川 町	
1 環境保全条例 (1) 三木市環境保全条例 目的 市民の健康で安全かつ快適な生活に必要な良好な環境を確保するため、市長、事業者、市民の責務を明らかにし、環境保全に必要な事項を定めるなど、施策の総合的推進を図るために環境保全条例を定めている。 (ア) 残土の埋立事業の適正化に関する要綱 市内に搬入される残土の埋立による土壌汚染や地下水汚染を防止するため、面積が500㎡以上又は埋立土砂量が500以上のものに適用している。 1 大阪府内で発生する残土での埋立の禁止 2 土壌汚染に係る分析結果が環境基準の許容溶出量値を超える残土での埋立の禁止 3 市外からの持込残土について、発生場所毎に事業の着手、中間、完了時に土壌環境基準の分析結果の計量証明書の提出の義務付け 4 事業完了届の提出	1 環境保全条例 なし	合併時に三木市の制度を適用する。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 住民生活部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	保健衛生関係事業の取扱い
------	------------	------	--------------

調整内容 2 合併処理浄化槽設置整備補助事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

現 況		調整の具体的内容																															
三 木 市	吉 川 町																																
<p>2 合併処理浄化槽設置整備補助事業</p> <p>(1) 補助対象区域 市内全域(ただし、公共下水道区域、農集区域及び集合処理施設で処理している区域を除く。)</p> <p>(2) 補助対象者 補助対象区域において合併処理浄化槽を設置する者</p> <p>(3) 補助対象外となる者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽の設置届が県で受理されていない者 ・環境保全条例に基づく届出をしていない者 ・住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの ・人槽が5人槽以上のもの ・販売の目的で合併処理浄化槽付き専用住宅を建築する者 <p>(4) 補助金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補 助 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>309,000円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>463,000円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>571,000円</td> </tr> <tr> <td>11～20人槽</td> <td>1,033,000円</td> </tr> <tr> <td>21～30人槽</td> <td>1,720,000円</td> </tr> <tr> <td>31～50人槽</td> <td>1,854,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	補 助 金 額	5人槽	309,000円	6～7人槽	463,000円	8～10人槽	571,000円	11～20人槽	1,033,000円	21～30人槽	1,720,000円	31～50人槽	1,854,000円	<p>2 合併処理浄化槽設置整備補助事業</p> <p>(1) 補助対象区域 町内全域(ただし、公共下水道区域及び農集区域は除く。)</p> <p>(2) 補助対象者 補助対象区域において合併処理浄化槽を設置する者</p> <p>(3) 補助対象外となる者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽の設置届が県で受理されていない者 ・住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの ・人槽が2人槽以上のもの ・営利目的の者 <p>(4) 補助金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">補 助 金 額</th> </tr> <tr> <th>地区の集會所以外</th> <th>地区の集會所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>354,000円</td> <td>354,000円</td> </tr> <tr> <td>7人槽</td> <td>463,000円</td> <td>463,000円</td> </tr> <tr> <td>10人槽</td> <td>571,000円</td> <td>824,000円</td> </tr> <tr> <td>11～20人槽</td> <td>1,033,000円</td> <td>1,854,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	補 助 金 額		地区の集會所以外	地区の集會所	5人槽	354,000円	354,000円	7人槽	463,000円	463,000円	10人槽	571,000円	824,000円	11～20人槽	1,033,000円	1,854,000円	<p>合併時に三木市の制度に統一する。 ただし、三木市の制度については、吉川町と調整のうえ、平成16年度中に見直しを行う。</p>
区 分	補 助 金 額																																
5人槽	309,000円																																
6～7人槽	463,000円																																
8～10人槽	571,000円																																
11～20人槽	1,033,000円																																
21～30人槽	1,720,000円																																
31～50人槽	1,854,000円																																
区 分	補 助 金 額																																
	地区の集會所以外	地区の集會所																															
5人槽	354,000円	354,000円																															
7人槽	463,000円	463,000円																															
10人槽	571,000円	824,000円																															
11～20人槽	1,033,000円	1,854,000円																															

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 住民生活部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	保健衛生関係事業の取扱い
調整内容	3 水洗便所等改造資金融資あっせん制度については、平成18年度から三木市の制度に統一する。ただし、平成17年度末までの吉川町の融資あっせん制度利用者に対する利子補給は、返済終了まで継続する。		
現		況	
三木市		吉川町	
<p>3 水洗便所等改造資金融資あっせん制度</p> <p>(1) 融資対象者 小型合併処理浄化槽の設置をするための改造資金を必要とする住宅の所有者又はその同意を得た使用者</p> <p>(2) 融資あっせん額等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額 100万円以内(1戸につき) ・貸付期間 6ヶ月以上60ヶ月以内 ・融資利率 2.5%(平成15年度実績) ・償還方法 元利均等払等(ボーナス併用償還可能) <p>(3) 利子補給 なし</p>		<p>3 水洗便所等改造資金融資あっせん制度</p> <p>(1) 融資対象者 小型合併処理浄化槽の設置を補助制度を受けて改造工事を行う者</p> <p>(2) 融資あっせん額等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額 150万円以内(1戸につき) ・貸付期間 60ヶ月以内 ・融資利率 2.375%(平成15年度実績) ・償還方法 元利均等払 <p>(3) 利子補給 年3%以内で融資利率を上限とし、融資機関の計算書に基づき助成する。</p>	
調整の具体的内容			
平成18年度から三木市の制度に統一する。ただし、平成17年度末までの吉川町の融資あっせん制度利用者に対する利子補給は、返済終了まで継続する。			

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	3市町村におけるし尿処理に関する取扱いについては、当分の間、現行のとおりとする。
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	し尿処理及びし尿収集運搬業務については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	環境基本条例及び環境基本計画は、関宿町で制定していないので、野田市の制度を関宿町においても適用する。

提案第34号

各種事務事業（農林水産関係事業）の取扱いについて

各種事務事業（農林水産関係事業）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年8月26日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古房夫

- 1 水田農業構造改革対策（転作）については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 2 土地改良事業受益者負担割合については、合併時に三木市の制度に統一する。ただし継続事業については、現行のとおりとする。
- 3 国営東播用水土地改良事業については、現行のとおりとする。ただし、転用決裁金は合併時に三木市の制度に統一する。
- 4 農業振興関係については、次のとおりとする。
 - (1) 土地改良事業補助については、合併時に三木市の制度に統一する。
 - (2) 農業振興助成事業については、合併時に再編する。
 - (3) 集落営農推進事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
 - (4) 農業制度資金については、合併時に三木市の制度に統一する。
 - (5) 農業イベントについては、合併時に三木市の制度に統一する。
- 5 山田錦の館については、現行のとおりとする。
- 6 農業集落排水事業については、次のとおりとする。
 - (1) 分担金については、合併時に三木市の制度に統一する。
 - (2) 使用料については、合併時に三木市の制度に統一する。
 - (3) 吉川町の水洗便所等改造資金融資あっせん制度については、平成18年度から廃止する。ただし、平成17年度末までの吉川町の融資あっせん制度利用者に対する利子補給は、返済終了まで継続する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 産業経済部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	農林水産関係事業の取扱い
調整内容	1 水田農業構造改革対策(転作)については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
1 水田農業構造改革対策(転作)	1 水田農業構造改革対策(転作)	1 水田農業構造改革対策(転作)	合併時に三木市の制度に統一する。 ただし、米の生産目標数量の配分は、当分の間現行のとおりとする。
(1) 米の生産目標数量の配分について 生産目標数量：6,233,220kg 作付面積：1,358.0ha(転作率 22.3%) 配 分：全農家に配分	(1) 米の生産目標数量の配分について 生産目標数量：3,378,900kg 作付面積：761.55ha(転作率 16.2%) 配 分：各地区に一括配分後、農会を通じて全農家に配分	(1) 米の生産目標数量の配分について 生産目標数量：3,378,900kg 作付面積：761.55ha(転作率 16.2%) 配 分：各地区に一括配分後、農会を通じて全農家に配分	
(2) 実施計画書の確認 全18,000筆、2,713戸の共済台帳を確認する。 生産目標面積と転作作物(現地確認)を確認する。 農会長立会いの下、みのり・兵庫みらい両農協と農政事務所と普及センターと協力して確認。 立札は、白紙に農家が記入。	(2) 実施計画書の確認 全13,600筆、1,304戸の共済台帳を確認する。 生産目標面積と転作作物(現地確認)を確認する。 農会長立会いの下、みのり農協、農政事務所、普及センターと協力して確認。 立札は、白紙に農家が記入。 切田図は各農家が別紙で作成し、現地確認時に回収する。	(2) 実施計画書の確認 全13,600筆、1,304戸の共済台帳を確認する。 生産目標面積と転作作物(現地確認)を確認する。 農会長立会いの下、みのり農協、農政事務所、普及センターと協力して確認。 立札は、白紙に農家が記入。 切田図は各農家が別紙で作成し、現地確認時に回収する。	
(3) 現地確認 夏 : 14日間で延べ140人 対象 : 転作田全筆	(3) 現地確認 夏 : 5日間で延べ40人(毎年7月上旬に実施) 対象 : 転作田全筆	(3) 現地確認 夏 : 5日間で延べ40人(毎年7月上旬に実施) 対象 : 転作田全筆	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 産業経済部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	農林水産関係事業の取扱い
------	------------	------	--------------

調整内容 2 土地改良事業受益者負担割合については、合併時に三木市の制度に統一する。ただし継続事業については、現行のとおりとする。

現 況		調整の具体的内容																																
三 木 市	吉 川 町																																	
<p>2 土地改良事業受益者負担割合について</p> <p>(1) 県営事業</p> <p>県営土地改良事業に対する市が負担する分担金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>市の負担率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ場整備事業（担い手型）</td> <td>12.5%</td> </tr> <tr> <td>ほ場整備事業（一般型）</td> <td>15.0%</td> </tr> <tr> <td>ため池等整備事業（都市型・型）</td> <td>11.0%</td> </tr> <tr> <td>地すべり対策事業</td> <td>0.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 団体営事業</p> <p>三木市営土地改良事業に対する市が負担する分担金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>市の負担率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基盤整備促進事業（農用地集団化事業）</td> <td>10.0%</td> </tr> <tr> <td>基盤整備促進事業（一般型）</td> <td>22.0%</td> </tr> <tr> <td>ため池等整備事業（一般型）</td> <td>20.0%</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	市の負担率	ほ場整備事業（担い手型）	12.5%	ほ場整備事業（一般型）	15.0%	ため池等整備事業（都市型・型）	11.0%	地すべり対策事業	0.0%	事業名	市の負担率	基盤整備促進事業（農用地集団化事業）	10.0%	基盤整備促進事業（一般型）	22.0%	ため池等整備事業（一般型）	20.0%	<p>2 土地改良事業受益者負担割合について</p> <p>(1) 県営事業</p> <p>県営土地改良事業に対する町が負担する分担金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>町の負担率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ場整備事業（一般型）</td> <td>10.0%</td> </tr> <tr> <td>ため池等整備事業（一般型・型）</td> <td>14.0%</td> </tr> <tr> <td>地すべり対策事業</td> <td>0.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 団体営事業</p> <p>吉川町営土地改良事業に対する町が負担する分担金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>町の負担率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基盤整備促進事業（農用地集団化事業）</td> <td>5.0%</td> </tr> <tr> <td>ため池等整備事業（一般型）</td> <td>25.0%</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	町の負担率	ほ場整備事業（一般型）	10.0%	ため池等整備事業（一般型・型）	14.0%	地すべり対策事業	0.0%	事業名	町の負担率	基盤整備促進事業（農用地集団化事業）	5.0%	ため池等整備事業（一般型）	25.0%	<p>合併時に三木市の制度に統一する。継続事業については現行の受益者負担割合で新市に引き継ぐ。</p>
事業名	市の負担率																																	
ほ場整備事業（担い手型）	12.5%																																	
ほ場整備事業（一般型）	15.0%																																	
ため池等整備事業（都市型・型）	11.0%																																	
地すべり対策事業	0.0%																																	
事業名	市の負担率																																	
基盤整備促進事業（農用地集団化事業）	10.0%																																	
基盤整備促進事業（一般型）	22.0%																																	
ため池等整備事業（一般型）	20.0%																																	
事業名	町の負担率																																	
ほ場整備事業（一般型）	10.0%																																	
ため池等整備事業（一般型・型）	14.0%																																	
地すべり対策事業	0.0%																																	
事業名	町の負担率																																	
基盤整備促進事業（農用地集団化事業）	5.0%																																	
ため池等整備事業（一般型）	25.0%																																	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 産業経済部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	農林水産関係事業の取扱い
------	------------	------	--------------

調整内容 3 国営東播用水土地改良事業については、現行のとおりとする。ただし、転用決裁金は合併時に三木市の制度に統一する。

現		況		調整の具体的内容																																
三木市		吉川町																																		
<p>3 国営東播用水土地改良事業</p> <p>(1) 負担金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>負担金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業用排水</td> <td>市が負担する負担総額の13.14分の5.07を乗じた額に相当する額</td> </tr> <tr> <td>農地</td> <td>開畑 市が負担する負担総額の12.50分の5.00を乗じた額に相当する額</td> </tr> <tr> <td>造成</td> <td>区画整理 市が負担する負担総額の27.50分の13.75を乗じた額に相当する額</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・支払期間の始期は、国営事業が完了した年度の翌年度から、支払期間は25年とする。 ・負担金の徴収は、県が定める年賦支払方法による。 ・徴収等事務をすべて東播用水土地改良区に委託している。 <p>(2) 資格喪失に伴う実費負担金(転用決裁金)</p> <p>〔一般転用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>徴収金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業用排水</td> <td>市が負担する負担総額の13.14分の8.07を乗じた額に相当する額</td> </tr> <tr> <td>農地</td> <td>開畑 市が負担する負担総額の12.50分の7.50を乗じた額に相当する額</td> </tr> <tr> <td>造成</td> <td>区画整理 市が負担する負担総額の27.50分の13.75を乗じた額に相当する額</td> </tr> </tbody> </table>		事業名	負担金の額	農業用排水	市が負担する負担総額の13.14分の5.07を乗じた額に相当する額	農地	開畑 市が負担する負担総額の12.50分の5.00を乗じた額に相当する額	造成	区画整理 市が負担する負担総額の27.50分の13.75を乗じた額に相当する額	事業名	徴収金の額	農業用排水	市が負担する負担総額の13.14分の8.07を乗じた額に相当する額	農地	開畑 市が負担する負担総額の12.50分の7.50を乗じた額に相当する額	造成	区画整理 市が負担する負担総額の27.50分の13.75を乗じた額に相当する額	<p>3 国営東播用水土地改良事業</p> <p>(1) 負担金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>負担金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業用排水</td> <td>町が負担する負担総額の13.14分の5.07を乗じた額に相当する額</td> </tr> <tr> <td>農地</td> <td>開畑 町が負担する負担総額の12.50分の5.00を乗じた額に相当する額</td> </tr> <tr> <td>造成</td> <td>区画整理 町が負担する負担総額の27.50分の13.75を乗じた額に相当する額</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・支払期間の始期は、国営事業が完了した年度の翌年度から、支払期間は25年とする。 ・負担金の徴収は、県が定める年賦支払方法による。 一括払いの場合は、償還利息分を軽減する。 ・徴収等事務を東播用水土地改良区と各地区東播用水委員に委託している。 <p>(2) 資格喪失に伴う実費負担金(転用決裁金)</p> <p>〔一般転用・公共転用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>徴収金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業用排水</td> <td>町が負担する負担総額の13.14分の8.07を乗じた額に相当する額</td> </tr> <tr> <td>農地</td> <td>開畑 町が負担する負担総額の12.50分の7.50を乗じた額に相当する額</td> </tr> <tr> <td>造成</td> <td>区画整理 町が負担する負担総額の27.50分の13.75を乗じた額に相当する額</td> </tr> </tbody> </table>		事業名	負担金の額	農業用排水	町が負担する負担総額の13.14分の5.07を乗じた額に相当する額	農地	開畑 町が負担する負担総額の12.50分の5.00を乗じた額に相当する額	造成	区画整理 町が負担する負担総額の27.50分の13.75を乗じた額に相当する額	事業名	徴収金の額	農業用排水	町が負担する負担総額の13.14分の8.07を乗じた額に相当する額	農地	開畑 町が負担する負担総額の12.50分の7.50を乗じた額に相当する額	造成	区画整理 町が負担する負担総額の27.50分の13.75を乗じた額に相当する額	<p>国営東播用水土地改良事業については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 現行のとおりとする。 ただし、負担金の一括払いの場合の軽減措置は、合併時に廃止する。</p> <p>(2) 合併時に三木市の制度に統一する。</p>
事業名	負担金の額																																			
農業用排水	市が負担する負担総額の13.14分の5.07を乗じた額に相当する額																																			
農地	開畑 市が負担する負担総額の12.50分の5.00を乗じた額に相当する額																																			
造成	区画整理 市が負担する負担総額の27.50分の13.75を乗じた額に相当する額																																			
事業名	徴収金の額																																			
農業用排水	市が負担する負担総額の13.14分の8.07を乗じた額に相当する額																																			
農地	開畑 市が負担する負担総額の12.50分の7.50を乗じた額に相当する額																																			
造成	区画整理 市が負担する負担総額の27.50分の13.75を乗じた額に相当する額																																			
事業名	負担金の額																																			
農業用排水	町が負担する負担総額の13.14分の5.07を乗じた額に相当する額																																			
農地	開畑 町が負担する負担総額の12.50分の5.00を乗じた額に相当する額																																			
造成	区画整理 町が負担する負担総額の27.50分の13.75を乗じた額に相当する額																																			
事業名	徴収金の額																																			
農業用排水	町が負担する負担総額の13.14分の8.07を乗じた額に相当する額																																			
農地	開畑 町が負担する負担総額の12.50分の7.50を乗じた額に相当する額																																			
造成	区画整理 町が負担する負担総額の27.50分の13.75を乗じた額に相当する額																																			

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		各種事務事業の取扱い		関係項目	専門部会名 産業経済部会
現 況				農林水産関係事業の取扱い	
三 木 市				吉 川 町	
調整の具体的内容					
〔公共転用〕					
事業名		徴収金の額			
農業用排水		市が負担する負担総額の13.14分の3.07を乗じた額に相当する額			
農地造成	開畑	市が負担する負担総額の12.50分の2.50を乗じた額に相当する額			
	区画整理	市が負担する負担総額の27.50分の8.75を乗じた額に相当する額			

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 産業経済部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	農林水産関係事業の取扱い
------	------------	------	--------------

調整内容	<p>4 農業振興関係については、次のとおりとする。 (1) 土地改良事業補助については、合併時に三木市の制度に統一する。</p>		
------	--	--	--

現 況		調整の具体的内容
三 木 市	吉 川 町	

<p>4 農業振興関係 (1) 土地改良事業補助</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業種目</th> <th>補助金交付額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かんがい排水事業</td> <td>事業費の4割以内</td> <td>ただし、県の補助を受けるものを除く。(ため池等整備工事及び防災ため池工事を除く。)</td> </tr> <tr> <td>かんがい排水事業ため池</td> <td>事業費の5割以内</td> <td>ただし、県の補助を受けるものにあつては、規則第2条の3の規定により除く。</td> </tr> <tr> <td>ほ場整備事業</td> <td>事業費の7割以内</td> <td>ただし、県の補助を受けるものにあつては、その土地改良事業に要した費用から、県から補助を受けた額を差し引いて得た額を超えない範囲内とし、その額の1/2以内を限度とする。</td> </tr> </tbody> </table>		事業種目	補助金交付額	備 考	かんがい排水事業	事業費の4割以内	ただし、県の補助を受けるものを除く。(ため池等整備工事及び防災ため池工事を除く。)	かんがい排水事業ため池	事業費の5割以内	ただし、県の補助を受けるものにあつては、規則第2条の3の規定により除く。	ほ場整備事業	事業費の7割以内	ただし、県の補助を受けるものにあつては、その土地改良事業に要した費用から、県から補助を受けた額を差し引いて得た額を超えない範囲内とし、その額の1/2以内を限度とする。	<p>4 農業振興関係 (1) 土地改良事業補助 ()内は、農用地以外の地域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業種目</th> <th>補助金交付額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かんがい排水事業</td> <td>事業費の2割(1割)以内</td> <td>新設及び改修事業で共同施行に限る。新設は、延長100m以上とする。</td> </tr> <tr> <td>ため池</td> <td>事業費の2割(1割)以内</td> <td>改修事業で共有に限る。</td> </tr> <tr> <td>ほ場整備事業</td> <td>事業費の2割(1割)以内</td> <td>面積は、0.5ha以上2.0ha未満とする。</td> </tr> </tbody> </table>		事業種目	補助金交付額	備 考	かんがい排水事業	事業費の2割(1割)以内	新設及び改修事業で共同施行に限る。新設は、延長100m以上とする。	ため池	事業費の2割(1割)以内	改修事業で共有に限る。	ほ場整備事業	事業費の2割(1割)以内	面積は、0.5ha以上2.0ha未満とする。	<p>農業振興関係については、次のとおりとする。 (1) 合併時に三木市の制度に統一する。</p>
事業種目	補助金交付額	備 考																										
かんがい排水事業	事業費の4割以内	ただし、県の補助を受けるものを除く。(ため池等整備工事及び防災ため池工事を除く。)																										
かんがい排水事業ため池	事業費の5割以内	ただし、県の補助を受けるものにあつては、規則第2条の3の規定により除く。																										
ほ場整備事業	事業費の7割以内	ただし、県の補助を受けるものにあつては、その土地改良事業に要した費用から、県から補助を受けた額を差し引いて得た額を超えない範囲内とし、その額の1/2以内を限度とする。																										
事業種目	補助金交付額	備 考																										
かんがい排水事業	事業費の2割(1割)以内	新設及び改修事業で共同施行に限る。新設は、延長100m以上とする。																										
ため池	事業費の2割(1割)以内	改修事業で共有に限る。																										
ほ場整備事業	事業費の2割(1割)以内	面積は、0.5ha以上2.0ha未満とする。																										

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 産業経済部会

協議項目	各種事務事業の取扱い		関係項目	農林水産関係事業の取扱い	
現 況			調整の具体的内容		
三 木 市			吉 川 町		
事業種目	補助金交付額	備考	事業種目	補助金交付額	備考
暗渠排水事業	事業費の4割以内	ただし、県の補助を受けるものを除く。	農道事業 (幅員3.0m以上)	事業費の2割(1割)以内	新設及び改修事業で共同施行に限る。 新設は、延長100m以上とする。
開畑事業	事業費の3割5分以内	ただし、県の補助を受けるものを除く。	橋梁事業 (幅員3.0m以上)	事業費の2割(1割)以内	永久橋の新設及び改修事業で共同施行に限る。
農道事業 (幅員3.0m以下)	事業費の4割以内	ただし、県の補助を受ける事業については、左記の額から当該補助金の額を差引いた額以内とする。	備考 事業費は、50万円以上500万円以内とする。 ただし、国・県の補助を受けるものを除く。		
"	事業費の5割以内	また舗装事業については補助額は4割以内とし、末端受益の面積は1.0ha以上で、かつ幅員は3.0m以上であること。			
"	事業費の6割以内				
"	事業費の7割以内				
備考 補助金の算出方法は、条例第4条の規定により算出した額から、30万円を差引いた額に、上記補助率を乗じて得た額以内とする。					

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 産業経済部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	農林水産関係事業の取扱い
------	------------	------	--------------

調整内容 (2) 農業振興助成事業については、合併時に再編する。

現 況

三木市 吉川町 調整の具体的内容

(2) 農業振興助成事業

事業種目	補助金交付額	備考
生産調整 推進対策 事業	野菜購入 300,000円	農業祭における廉価販売 に伴う供給生産者への価 格補填相当額を助成
水田農業 推進協議 会事業	大豆栽培 技術確立 実証事業	事業費の5割 作付面積10a以上 種子購入費用の2分の1 (大豆)
	多面的機 能発揮促 進事業	事業費の5割 作付面積10a以上 種子購入費用の2分の1 (レンゲ・コスモス)

(2) 農業振興助成事業 ()内は、認定農業者

事業種目	補助金交付額	備考
農畜 産物 処理 加工 施設	家畜ふん尿等 処理施設(附 属機械器具を 含む。)	事業費の2割(2 割5分)以内 ただし、国・県の補助を 受けるものを除く。 事業費は、50万円以上 200万円以内とする。
	農産物加工施 設	事業費の2割(2 割5分)以内 ただし、国・県の補助を 受けるものを除く。 事業費は、50万円以上 200万円以内とする。
地力 増進 事業	半生堆きゅう肥	1,000円 料金 4,000円
	オガクズ堆肥	1,000円 料金 6,000円
	完熟堆肥	1,000円 料金 8,000円
	マニユアスプレ ッター	1,000円 料金 2,000円

(2) 合併時に両市町の補助金要綱等を見直し、新しい制度として再編する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 産業経済部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	農林水産関係事業の取扱い																				
現 況				調整の具体的内容																			
三 木 市		吉 川 町																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業種目</th> <th colspan="2">補助金交付額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地集積規模拡大支援事業</td> <td>基本額</td> <td>6,000円</td> <td>10a当り</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この事業の助成金の交付対象となる利用権は、次に掲げる(1)・(2)の基準のすべてに該当すること。 (1)農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定、移転、転貸(以下、賃借権の設定等という。)であること。ただし、賃借権の移転、転貸は、農地保有合理化法人が賃借権の譲渡人、転貸人に限る。 (2)賃借権の設定等が行われた後の経営面積(自作地+借地+作業受託地をいう。)が、2.0ha以上であること。</p>	事業種目	補助金交付額		備考	農地集積規模拡大支援事業	基本額	6,000円	10a当り		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業種目</th> <th colspan="2">補助金交付額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農地集積化事業</td> <td>基本額</td> <td>10,000円 (10,000円)</td> <td>10a当り ()は、更新</td> </tr> <tr> <td>加算額</td> <td>10,000円 (10,000円)</td> <td>10a当り ()は、更新</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この事業の助成金の交付対象となる利用権は、次に掲げる(1)から(4)までの基準のすべてに該当すること。 (1)農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定、移転、転貸(以下、賃借権の設定等という。)であること。 (2)平成8年4月1日以降に行われた賃借権の設定等であり、設定期間が6年以上であること。 (3)賃借権の設定等が行われた後の経営面積(自作権+借地をいう。)が、1.5ha以上であること。 (4)(新規についての基準) 助成金の交付対象となる賃借権(以下、対象賃借権という。)の設定面積が20a以上であること。 (更新についての基準) 更新については、更新前の賃借権の設定等期間が6年未満であり、更新後の賃借権の設定期間が6年以上になること。</p>	事業種目	補助金交付額		備考	農地集積化事業	基本額	10,000円 (10,000円)	10a当り ()は、更新	加算額	10,000円 (10,000円)	10a当り ()は、更新		
事業種目	補助金交付額		備考																				
農地集積規模拡大支援事業	基本額	6,000円	10a当り																				
事業種目	補助金交付額		備考																				
農地集積化事業	基本額	10,000円 (10,000円)	10a当り ()は、更新																				
	加算額	10,000円 (10,000円)	10a当り ()は、更新																				

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 産業経済部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	農林水産関係事業の取扱い
------	------------	------	--------------

調整内容 (3) 集落営農推進事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

現 況

三木市 吉川町

調整の具体的内容

(3) 集落営農推進事業

(3) 集落営農推進事業

(3) 合併時に三木市の制度に統一する。

事業種目	補助金交付額		補助対象限度額
集落営農事業	建物(付帯工事を含む。)	事業費の2割以内	7,500万円以内
	機械		

事業種目	補助金交付額		補助対象限度額	
集落営農事業	建物	事業費の3割以内	10ha～20ha未満	300万円以内
			20ha～30ha未満	450万円以内
			30ha以上	600万円以内
	水稻作物用機械	事業費の3割以内	10ha～20ha未満	600万円以内
			20ha～30ha未満	900万円以内
			30ha以上	1,200万円以内
	転作作物用機械	事業費の3割以内	10ha～20ha未満	200万円以内
			20ha～30ha未満	300万円以内
			30ha以上	450万円以内

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 産業経済部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	農林水産関係事業の取扱い
------	------------	------	--------------

調整内容 (4) 農業制度資金については、合併時に三木市の制度に統一する。

現 況		現 況		調整の具体的内容																																																				
三 木 市		吉 川 町																																																						
(4) 農業制度資金		(4) 農業制度資金		(4) 合併時に三木市の制度に統一する。																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>農業振興総合資金の種類</th> <th>利子補給期間</th> <th>利子補給率 (年率%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">1 兵庫県農業近代化資金事務取扱要綱第3に掲げる資金(ただし、次号の農業後継者育成・確保資金及び認定農業者育成推進資金に該当するものを除く。)</td> <td>建築物造成資金(1号資金)</td> <td>3年 0.5</td> </tr> <tr> <td>農機具等取得資金(2号資金)</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>果樹等植栽育成資金(3号資金)</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>家畜購入育成資金(4号資金)</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>小土地改良資金(5号資金)</td> <td>3年</td> </tr> <tr> <td>農村環境整備資金(6号資金)</td> <td>3年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 前号の農業近代化資金のうち、右に掲げる資金(ただし、6号資金を除く。)</td> <td>農業後継者育成・確保資金に該当するもの</td> <td>償還期限内 1.0</td> </tr> <tr> <td>認定農業者育成推進資金に該当するもの</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3 豊かな村づくり資金事務取扱要領第3のうち右に掲げる資金</td> <td>農業基盤振興資金(1号資金)</td> <td rowspan="3">償還期限内 1.0</td> </tr> <tr> <td>災害資金(4号資金)</td> </tr> <tr> <td>生きがいつくり資金(5号資金)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">4 農業近代化資金及び豊かな村づくり資金のうち市長が集落営農の推進、農業経営の振興、災害復旧のため必要と認めた資金</td> <td>融資額</td> <td rowspan="3">償還期限内</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下の部分</td> <td>貸付利率以内</td> </tr> <tr> <td>1,000万円を超える部分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>a) 農業近代化資金</td> <td>a) 0.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>b) 豊かな村づくり資金</td> <td>b) 1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 前各号に掲げるもののほか市長が特に必要と認める資金</td> <td>償還期限内</td> <td>貸付利率以内</td> </tr> </tbody> </table>		農業振興総合資金の種類	利子補給期間		利子補給率 (年率%)	1 兵庫県農業近代化資金事務取扱要綱第3に掲げる資金(ただし、次号の農業後継者育成・確保資金及び認定農業者育成推進資金に該当するものを除く。)	建築物造成資金(1号資金)	3年 0.5	農機具等取得資金(2号資金)	2年	果樹等植栽育成資金(3号資金)	5年	家畜購入育成資金(4号資金)	2年	小土地改良資金(5号資金)	3年	農村環境整備資金(6号資金)	3年	2 前号の農業近代化資金のうち、右に掲げる資金(ただし、6号資金を除く。)	農業後継者育成・確保資金に該当するもの	償還期限内 1.0	認定農業者育成推進資金に該当するもの	0.5	3 豊かな村づくり資金事務取扱要領第3のうち右に掲げる資金	農業基盤振興資金(1号資金)	償還期限内 1.0	災害資金(4号資金)	生きがいつくり資金(5号資金)	4 農業近代化資金及び豊かな村づくり資金のうち市長が集落営農の推進、農業経営の振興、災害復旧のため必要と認めた資金	融資額	償還期限内	1,000万円以下の部分	貸付利率以内	1,000万円を超える部分		a) 農業近代化資金	a) 0.5		b) 豊かな村づくり資金	b) 1.0		5 前各号に掲げるもののほか市長が特に必要と認める資金	償還期限内	貸付利率以内	<table border="1"> <thead> <tr> <th>農業振興総合資金の種類</th> <th>利子補給期間</th> <th>利子補給率 (年率%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1 豊かな村づくり資金事務取扱要領第3のうち右に掲げる資金</td> <td rowspan="3">償還期限内</td> <td>農業基盤振興資金(1号資金)</td> </tr> <tr> <td>災害資金(4号資金)</td> </tr> <tr> <td>生きがいつくり資金(5号資金)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0.725</td> </tr> </tbody> </table>		農業振興総合資金の種類	利子補給期間	利子補給率 (年率%)	1 豊かな村づくり資金事務取扱要領第3のうち右に掲げる資金	償還期限内	農業基盤振興資金(1号資金)	災害資金(4号資金)	生きがいつくり資金(5号資金)		
農業振興総合資金の種類	利子補給期間	利子補給率 (年率%)																																																						
1 兵庫県農業近代化資金事務取扱要綱第3に掲げる資金(ただし、次号の農業後継者育成・確保資金及び認定農業者育成推進資金に該当するものを除く。)	建築物造成資金(1号資金)	3年 0.5																																																						
	農機具等取得資金(2号資金)	2年																																																						
	果樹等植栽育成資金(3号資金)	5年																																																						
	家畜購入育成資金(4号資金)	2年																																																						
	小土地改良資金(5号資金)	3年																																																						
	農村環境整備資金(6号資金)	3年																																																						
2 前号の農業近代化資金のうち、右に掲げる資金(ただし、6号資金を除く。)	農業後継者育成・確保資金に該当するもの	償還期限内 1.0																																																						
	認定農業者育成推進資金に該当するもの	0.5																																																						
3 豊かな村づくり資金事務取扱要領第3のうち右に掲げる資金	農業基盤振興資金(1号資金)	償還期限内 1.0																																																						
	災害資金(4号資金)																																																							
	生きがいつくり資金(5号資金)																																																							
4 農業近代化資金及び豊かな村づくり資金のうち市長が集落営農の推進、農業経営の振興、災害復旧のため必要と認めた資金	融資額	償還期限内																																																						
	1,000万円以下の部分		貸付利率以内																																																					
	1,000万円を超える部分																																																							
a) 農業近代化資金	a) 0.5																																																							
b) 豊かな村づくり資金	b) 1.0																																																							
5 前各号に掲げるもののほか市長が特に必要と認める資金	償還期限内	貸付利率以内																																																						
農業振興総合資金の種類	利子補給期間	利子補給率 (年率%)																																																						
1 豊かな村づくり資金事務取扱要領第3のうち右に掲げる資金	償還期限内	農業基盤振興資金(1号資金)																																																						
		災害資金(4号資金)																																																						
		生きがいつくり資金(5号資金)																																																						
		0.725																																																						

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名	産業経済部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	農林水産関係事業の取扱い	
調整内容	(5) 農業イベントについては、合併時に三木市の制度に統一する。			
現 況		調整の具体的内容		
三 木 市		吉 川 町		
<p>(5) 農業イベント</p> <p>ア 農業祭</p> <p>目 的：地域特産農産物の展示と販売、各種催しを通して三木市農業・農村のPRと地元農産物の消費の拡大を図る。</p> <p>主 催 者：農業祭実行委員会</p> <p>開催時期：毎年11月第1土・日曜日</p> <p>開催場所：文化会館駐車場</p> <p>開催内容：農産物市場1(野菜販売、別所園芸組合、朝市倶楽部、山芋販売、そば打ち実演販売、三木吉川つたの会)</p> <p>米消費拡大コーナー(おにぎり販売、餅つき販売、新米プレゼント、農業共済、食料事務所、林業きのこまつり、酒米振興コーナー)</p> <p>農産物市場2(みらい野菜部会、殿畑営農組合、みずほ協同農園)</p> <p>酪農コーナー(子牛放牧、ジャンボカボチャ品評会、牛乳販売)</p> <p>農産物品評会(野菜、花卉、果樹等300点出品、特賞15点、優秀20点)</p> <p>イ ぶどう品評会</p> <p>目 的：ぶどう栽培技術の向上と三木ぶどうの振興を図る。</p> <p>主 催 者：三木市・三木市園芸組合</p> <p>開催時期：毎年9月初旬</p> <p>開催場所：みつきいホール</p> <p>開催内容：ぶどう(ベリーA・ピオーネ)の展示・品評</p>		<p>(5) 農業イベント</p> <p>ア 山田錦まつり</p> <p>目 的：清酒の消費拡大と山田錦の生産振興を図るため、酒米生産者と酒造メーカーと消費者の交流を図る。</p> <p>主 催 者：山田錦まつり実行委員会</p> <p>開催時期：毎年3月初旬の土曜日</p> <p>開催場所：山田錦の館・町民体育館</p> <p>開催内容：利き酒、村米テント、品評会米展示、地場産野菜直売、餅まき、フリーマーケット、農協物産展等</p> <p>イ ぶどう研究会品評会</p> <p>目 的：ぶどう栽培技術の向上と吉川ぶどうの振興を図る。</p> <p>主 催 者：みのり農協吉川ぶどう研究会</p> <p>開催時期：毎年9月第1土曜日</p> <p>開催場所：活動センター 文化体育館ホール</p> <p>開催内容：ぶどう(ベリーA・ピオーネ)の展示・品評</p>		<p>(5) 合併時に三木市の制度に統一する。</p> <p>ア 農業祭・山田錦まつりについては、新市全体のイベントとして開催する。</p> <p>イ ぶどう品評会については、三木市の品評会に統合する。</p>

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		関係項目		専門部会名
各種事務事業の取扱い		農林水産関係事業の取扱い		産業経済部会
現 況			調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町		
<p>ウ 兵庫県・三木花き品評会</p> <p>目 的：花き類の品質改善を図り、あわせて花の消費拡大、啓蒙を図る。</p> <p>主 催 者：兵庫県・三木市・兵庫県花卉協会・三木市園芸組合</p> <p>開催時期：毎年8月初旬</p> <p>開催場所：みつきいホール</p> <p>開催内容：菊・草花・切枝の展示・品評</p>				<p>ウ 兵庫県・三木花き品評会については、 現行のとおりとする。</p>

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 産業経済部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	農林水産関係事業の取扱い
調整内容	5 山田錦の館については、現行のとおりとする。		
		現 況	調整の具体的内容
		三 木 市	吉 川 町
5 山田錦の館 なし		5 山田錦の館 (1) 目的 ・特産「山田錦」の生産振興 ・農業全般の活性化 ・住民参加による活力あるまちづくり (2) 施設概要 ア ミュージアム 酒米山田錦の栽培・歴史・風土・日本酒等の情報発信 イ 研究・普及 米の栽培管理技術、地域特産物開発等についての研究、普及 ウ 交流・研修 生産者同士の交流や都市と農村の交流、吉川の魅力を生み出す各種行事の開催 エ 農産物直売及び特産物展示販売 農畜産物やその加工品、地域特産物等を展示販売 オ 地域食材の供給 地域食材を使った季節料理など吉川の味を〔ふるさとの味〕創造し、料理として供給 カ 農畜産物処理加工 吉川の農畜産物を活用した新たな特産品の開発と製造 (3) 運営管理等 ・(株)吉川まちづくり公社へ管理運営を委託 (株)吉川まちづくり公社出資額 吉川町 8,000万円 みのり農協 500万円 吉川町商工会 500万円 ・管理運営費として、町から年間2,000万円の援助 ・町職員2名派遣	現行のとおりとする。 (株)吉川まちづくり公社への出資については、新市に引き継ぐ。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 産業経済部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	農林水産関係事業の取扱い
------	------------	------	--------------

調整内容 6 農業集落排水事業については、次のとおりとする。

現		況		調整の具体的内容
三木市		吉川町		
6 農業集落排水事業 (施設概要)		6 農業集落排水事業 (施設概要)		農業集落排水事業については、次のとおりとする。
施設名称	細川農業集落排水処理施設	施設名称	金会地区農業集落排水処理施設	
処理区域	細川町細川中・豊地	処理区域	金会	
計画面積	18.2 ha	計画面積	6.8 ha	
敷設管路延長	11,714 m	敷設管路延長	4,461 m	
処理人口	1,131 人	処理人口	259 人	
施設名称	興治農業集落排水処理施設	施設名称	毘沙門地区農業集落排水処理施設	
処理区域	別所町興治・稲美町草谷の一部	処理区域	毘沙門	
計画面積	8.5 ha	計画面積	3.2 ha	
敷設管路延長	8,863 m	敷設管路延長	4,161 m	
処理人口	634 人	処理人口	237 人	
施設名称	口吉川農業集落排水処理施設	施設名称	前田富岡地区農業集落排水処理施設	
処理区域	口吉川町桃坂・西中・東中・栢原	処理区域	前田・富岡	
計画面積	11.5 ha	計画面積	7.9 ha	
敷設管路延長	11,399 m	敷設管路延長	6,794 m	
処理人口	643 人	処理人口	404 人	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 産業経済部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	農林水産関係事業の取扱い
調整内容	(1) 分担金については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
<p>(1) 分担金</p> <p>ア 分担金額(1宅地につき1.0口)</p> <p>一般家庭 1.0口 280,000円</p> <p>事業所 1.0口 400,000円</p> <p>新規加入者分担金は供用開始後1年を経過するごとに5%を乗じた額を徴収する。</p> <p>イ 猶予及び減免</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 猶予制度 天災地変その他特別の事情がある場合 ・ 減免制度 天災地変その他特別の事情がある場合は一部減免 		<p>(1) 分担金</p> <p>ア 分担金額(マス1個につき1.0口)</p> <p>一般家庭 1.0口 200,000円</p> <p>一般家庭以外 水道の使用料に応じて口数を算定し、それを乗じて算出</p> <p>新規加入者についても分担金200,000円と工事負担金を徴収する。</p> <p>イ 猶予及び減免</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 猶予制度 災害又は病気負傷により納付困難と認められる場合 ・ 減免制度 地域の自治団体が共用に供する建築物、集会所、消防団車庫(詰所)、公園施設は100%減免 生活保護法により扶助を受けている者が所有し、又は使用している建築物は100%減免 	
		(1) 合併時に三木市の制度に統一する。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 産業経済部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	農林水産関係事業の取扱い
------	------------	------	--------------

調整内容	(2) 使用料については、合併時に三木市の制度に統一する。		
------	-------------------------------	--	--

現 況		調整の具体的内容
三 木 市	吉 川 町	

<p>(2) 使用料</p> <p>ア 使用料(1ヶ月当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>一 般 家 庭</th> <th>事 業 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本使用料</td> <td>2,100円/軒</td> <td>2,100円/軒</td> </tr> <tr> <td>人数使用料</td> <td>400円/人</td> <td>600円/人</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・一般家庭人数は、毎月1日現在の住民基本台帳に基づく世帯員数とする。 ・事業所人数は、浄化槽設置基準、使用量等で別途決定する。 ・地区の集会所・消防庫等の公共施設は、基本料金2,100円のみ。 ・新規使用時の1ヶ月未満の使用料は、日割計算する。 ・未接続世帯も基本料金は徴収する。(減免もある。) ・徴収は毎月(使用月の翌月の10日)とする。 ・基本使用料+人数使用料の合計に消費税を加算した金額を請求する。 <p>イ 減免</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免制度 災害その他特別の事情がある場合は一部又は全部を減免することができる。 	項 目	一 般 家 庭	事 業 所	基本使用料	2,100円/軒	2,100円/軒	人数使用料	400円/人	600円/人	<p>(2) 使用料</p> <p>ア 使用料(1ヶ月当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>一 般 家 庭 及 び 事 業 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本使用料</td> <td>2,000円/軒</td> </tr> <tr> <td>人数使用料</td> <td>400円/人</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・一般家庭人数は、毎年4月1日現在の住民基本台帳に基づく世帯員数とする。 ・事業所人数は、浄化槽設置基準、使用量等で別途決定する。 ・地区の集会所・消防庫等の公共施設は、基本料金2,000円のみ。 ・新規使用時の1ヶ月未満の使用料は、日割計算する。 ・未接続世帯も基本料金は徴収する。 ・徴収は隔月(使用月の翌々月)とする。 ・基本使用料+人数使用料の合計に消費税を加算した金額を請求する。 <p>イ 減免</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免制度 使用者が生活保護法の規定する生活扶助を受けている場合は、基本使用料の額 使用者が非常災害等により生活困窮の状態にある場合は、町長が定める額 使用者が1年以上の入院又は海外に滞在し1年以上処理施設を使用していないときは、人数割の額 	項 目	一 般 家 庭 及 び 事 業 所	基本使用料	2,000円/軒	人数使用料	400円/人	<p>(2) 合併時に三木市の制度に統一する。</p>
項 目	一 般 家 庭	事 業 所															
基本使用料	2,100円/軒	2,100円/軒															
人数使用料	400円/人	600円/人															
項 目	一 般 家 庭 及 び 事 業 所																
基本使用料	2,000円/軒																
人数使用料	400円/人																

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 産業経済部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	農林水産関係事業の取扱い
調整内容	(3) 吉川町の水洗便所等改造資金融資あっせん制度については、平成18年度から廃止する。ただし、平成17年度末までの吉川町の融資あっせん制度利用者に対する利子補給は、返済終了まで継続する。		
		現 況	調整の具体的内容
		三 木 市	吉 川 町
(3) 水洗便所等改造資金融資あっせん制度 なし	(3) 水洗便所等改造資金融資あっせん制度 ア 融資対象者 農業集落排水処理施設の処理開始の日から3年以内に改造 工事を行なう者 イ 融資あっせん額等 ・貸付限度額 150万円以内(1戸につき) ・貸付期間 60ヶ月以内 ・融資利率 2.375%(平成15年度実績) ・償還方法 元利均等払 ウ 利子補給 年3%以内で融資利率を上限とし、融資機関の計算書に基づ き利子補給として融資を受けた者に支払う。	(3) 平成18年度から廃止する。 ただし、平成17年度末までの吉川町 の融資あっせん制度利用者に対する利 子補給は、返済終了まで継続する。	

関係法令

土地改良法

(都道府県営土地改良事業の分担金等)

第91条 都道府県は、政令の定めるところにより、都道府県営土地改良事業(市町村特別申請事業を除く)によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の分担金を徴収することができる。

2 都道府県は、前項の規定による分担金の全部又は一部の徴収に代えて、都道府県営土地改良事業(市町村特別申請事業を除く)の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村に対し、その事業に要する費用のうち当該市町村の区域内にある土地に係る同項に掲げる者に対する分担金に相当する部分の費用を負担させることができる。この場合においては、都道府県は、あらかじめ、当該市町村の同意を得なければならない。

3 前項の市町村は、政令の定めるところにより、条例で、同項に規定する者から、同項に規定する部分の費用を地方自治法第224条の分担金として徴収することができる。

地方自治法

(分担金)

第224条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	<p>(1) 農業振興地域整備計画に基づく農用地区域等は、現行のとおりとし、合併後、新たに作成する計画に基づき調整する。</p> <p>(2) 水田農業経営確立対策事業の実施のための水田農業推進協議会については、合併時に統合する。ただし、生産調整の割当については、各市町村の現行比率をもって配分する。</p> <p>(3) 市町村有林の管理等の取扱いについては、それぞれの市町村の例により、現行のとおりとする。</p> <p>(4) 農林水産関係事業については、地域特性を生かし、産業の振興及び農林地の公益的機能の維持・発揮のため、引き続き、現行のとおり実施するように努める。</p>
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	<p>1. 別子山村の林道開設事業及び林道管理事業については、当面、現行どおりとする。</p> <p>2. 土地改良事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村は合併前に土地改良区の設立について検討するものとする。</p>
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	<p>ア 水田農業経営確立対策事業については、現在の水田農業経営確立対策期間中は、現行どおりとする。</p> <p>イ 豊浦町の農業生産組織育成事業は、当分の間、現行どおりとする。 ただし、合併後、3年以内に新市において制度を見直す。</p> <p>ウ 豊浦町の高性能防除器具等設置補助制度は、廃止する。</p> <p>エ 河川カメムシ防除事業については、新発田市の制度を適用する。 ただし、新潟県委託を除いた防除事業については、合併後、新市で調整する。</p> <p>オ 豊浦町の野ソ駆除事業は、廃止する。</p> <p>カ 豊浦町の土地利用調整推進事業は、廃止する。</p>

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調 整 の 内 容
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	<p>ア 水田農業経営確立対策事業については、現在の水田農業経営確立対策期間中は、現行どおりとする。</p> <p>イ 豊浦町の農業生産組織育成事業は、当分の間、現行どおりとする。 ただし、合併後、3年以内に新市において制度を見直す。</p> <p>ウ 豊浦町の高性能防除器具等設置補助制度は、廃止する。</p> <p>エ 河川カメムシ防除事業については、新発田市の制度を適用する。 ただし、新潟県委託を除いた防除事業については、合併後、新市で調整する。</p> <p>オ 豊浦町の野ソ駆除事業は、廃止する。</p> <p>カ 豊浦町の土地利用調整推進事業は、廃止する。</p>

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業振興地域整備計画及び農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想は、合併後速やかに策定する。 2 合併時の認定農業者は、新市の認定農業者とする。また、認定基準については合併時に統一する。 3 農業振興に係る町単独補助事業は、合併時に再編し、新市全域に実施する。 4 生産調整(転作)は、合併時に調整する。 5 利子補給制度は、合併時に再編実施する。 6 農業イベントは、現行のとおり新市に引き継ぐ。 7 町単独農地農業用施設災害復旧事業は、合併時に廃止する。 8 町単独土地改良事業は、合併時に事業区分及び補助率を統一する。 9 団体営土地改良事業の受益者負担率は、合併時に県営事業の負担率と同じに統一する。 ただし、農道整備事業及び災害復旧事業並びに調査設計事業については、別途定める。 10 元利補給金交付事業は、合併時に廃止する。ただし、償還中の事業については終了時まで助成を継続する。
未定	中町、加美町、八千代町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水田農業構造改革対策事業については、合併時または合併後に再編する。 2 土地改良事業については、受益者負担を含めて合併後に再編する。 3 土地改良区については、新町に引き継ぐ。

提案第35号

各種事務事業（水道事業）の取扱いについて

各種事務事業（水道事業）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年8月26日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

- 1 水道料金については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 2 水道給水分担金については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 3 水道工事負担金については、合併時に三木市の制度に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名	上水道部会
-------	-------

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	水道事業の取扱い
調整内容	1 水道料金については、合併時に三木市の制度に統一する。		

現 況		調整の具体的内容																							
三 木 市	吉 川 町																								
1 水道料金（平成16年8月現在） 水道料金は基本料金（口径）と従量料金である。 (1)基本料金		合併時に三木市の制度に統一する。 ただし、料金格差等を調整するため、吉川町が保有する基金等を充てる。																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>口径別</th> <th>基本料金 (2ヶ月の使用量・20 以下)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13m/m</td><td>1,800円</td></tr> <tr><td>20m/m</td><td>1,800円</td></tr> <tr><td>25m/m</td><td>5,380円</td></tr> <tr><td>30m/m</td><td>8,680円</td></tr> <tr><td>40m/m</td><td>14,660円</td></tr> <tr><td>50m/m</td><td>20,940円</td></tr> <tr><td>75m/m</td><td>44,860円</td></tr> <tr><td>100m/m</td><td>74,760円</td></tr> <tr><td>125m/m</td><td>104,660円</td></tr> <tr><td>150m/m</td><td>149,500円</td></tr> <tr><td>200m/m以上</td><td>管理者が別に定める</td></tr> </tbody> </table> <p>共同住宅用 1,600円/戸（口径に関係なし）</p>			口径別	基本料金 (2ヶ月の使用量・20 以下)	13m/m	1,800円	20m/m	1,800円	25m/m	5,380円	30m/m	8,680円	40m/m	14,660円	50m/m	20,940円	75m/m	44,860円	100m/m	74,760円	125m/m	104,660円	150m/m	149,500円	200m/m以上
口径別	基本料金 (2ヶ月の使用量・20 以下)																								
13m/m	1,800円																								
20m/m	1,800円																								
25m/m	5,380円																								
30m/m	8,680円																								
40m/m	14,660円																								
50m/m	20,940円																								
75m/m	44,860円																								
100m/m	74,760円																								
125m/m	104,660円																								
150m/m	149,500円																								
200m/m以上	管理者が別に定める																								
(2)従量料金																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>2ヶ月の使用量</th> <th>従量料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般用</td> <td>第1段階</td> <td>21～60</td> <td>120円/</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>61～100</td> <td>160円/</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>101～200</td> <td>185円/</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>201 以上</td> <td>211円/</td> </tr> <tr> <td>浴場用</td> <td>21 以上</td> <td>90円/</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>21 以上</td> <td>400円/</td> </tr> </tbody> </table> <p>基本料金 + 従量料金の合計に消費税を加算した金額を請求する。</p>		種 別	2ヶ月の使用量	従量料金	一般用	第1段階	21～60	120円/	第2段階	61～100	160円/	第3段階	101～200	185円/	第4段階	201 以上	211円/	浴場用	21 以上	90円/	臨時用	21 以上	400円/		
種 別	2ヶ月の使用量	従量料金																							
一般用	第1段階	21～60	120円/																						
	第2段階	61～100	160円/																						
	第3段階	101～200	185円/																						
	第4段階	201 以上	211円/																						
浴場用	21 以上	90円/																							
臨時用	21 以上	400円/																							
1 水道料金（平成16年8月現在） 水道料金は基本料金と超過料金である。																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>2ヶ月の使用量</th> <th>料 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">一般用</td> <td>16 以下</td> <td>基本料金 2,700円</td> </tr> <tr> <td>第1段階</td> <td>17～40</td> <td>超過料金 175円/</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>41～60</td> <td>超過料金 230円/</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>61～100</td> <td>超過料金 280円/</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>101 以上</td> <td>超過料金 310円/</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">臨時用</td> <td>16 まで</td> <td>基本料金 8,100円</td> </tr> <tr> <td>17 以上</td> <td>超過料金 520円/</td> </tr> </tbody> </table> <p>基本料金 + 超過料金の合計に消費税を加算した金額を請求する。</p>		種 別	2ヶ月の使用量	料 金	一般用	16 以下	基本料金 2,700円	第1段階	17～40	超過料金 175円/	第2段階	41～60	超過料金 230円/	第3段階	61～100	超過料金 280円/	第4段階	101 以上	超過料金 310円/	臨時用	16 まで	基本料金 8,100円	17 以上	超過料金 520円/	
種 別	2ヶ月の使用量	料 金																							
一般用	16 以下	基本料金 2,700円																							
	第1段階	17～40	超過料金 175円/																						
	第2段階	41～60	超過料金 230円/																						
	第3段階	61～100	超過料金 280円/																						
	第4段階	101 以上	超過料金 310円/																						
臨時用	16 まで	基本料金 8,100円																							
	17 以上	超過料金 520円/																							

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 上水道部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	水道事業の取扱い																																																																	
調整内容	2 水道給水分担金については、合併時に三木市の制度に統一する。																																																																			
現 況		調整の具体的内容																																																																		
三 木 市		吉 川 町																																																																		
2 水道給水分担金 メーター口径に対する応分の額を給水申請者から徴収し、既需要家との負担の公平を図る。		2 水道給水分担金 契約申込水量に対する応分の額を給水申請者から徴収し、既需要家との負担の公平を図る。																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>メーター口径</th> <th>分 担 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13</td><td>30,000円</td></tr> <tr><td>20</td><td>80,000円</td></tr> <tr><td>25</td><td>150,000円</td></tr> <tr><td>30</td><td>250,000円</td></tr> <tr><td>40</td><td>450,000円</td></tr> <tr><td>50</td><td>1,000,000円</td></tr> <tr><td>75</td><td>3,000,000円</td></tr> <tr><td>100</td><td>6,000,000円</td></tr> <tr><td>150</td><td>管理者が別に定める。</td></tr> </tbody> </table> この表に掲げる金額は、消費税抜きのものである。		メーター口径	分 担 金	13	30,000円	20	80,000円	25	150,000円	30	250,000円	40	450,000円	50	1,000,000円	75	3,000,000円	100	6,000,000円	150	管理者が別に定める。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>月間受水量</th> <th>分担金</th> <th>月間受水量</th> <th>分担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>30 以下</td><td>200千円</td><td>276～300</td><td>1,170千円</td></tr> <tr><td>31～50</td><td>270千円</td><td>301～325</td><td>1,260千円</td></tr> <tr><td>51～75</td><td>360千円</td><td>326～350</td><td>1,350千円</td></tr> <tr><td>76～100</td><td>450千円</td><td>351～375</td><td>1,450千円</td></tr> <tr><td>101～125</td><td>540千円</td><td>376～400</td><td>1,550千円</td></tr> <tr><td>126～150</td><td>630千円</td><td>401～425</td><td>1,650千円</td></tr> <tr><td>151～175</td><td>720千円</td><td>426～450</td><td>1,750千円</td></tr> <tr><td>176～200</td><td>810千円</td><td>451～475</td><td>1,850千円</td></tr> <tr><td>201～225</td><td>900千円</td><td>476～500</td><td>1,950千円</td></tr> <tr><td>226～250</td><td>990千円</td><td rowspan="2">月間受水量 501 以上は、25 を増すごとに 150 千円を加 算する。</td></tr> <tr><td>251～275</td><td>1,080千円</td></tr> </tbody> </table> この表に掲げる金額は、消費税抜きのものである。		月間受水量	分担金	月間受水量	分担金	30 以下	200千円	276～300	1,170千円	31～50	270千円	301～325	1,260千円	51～75	360千円	326～350	1,350千円	76～100	450千円	351～375	1,450千円	101～125	540千円	376～400	1,550千円	126～150	630千円	401～425	1,650千円	151～175	720千円	426～450	1,750千円	176～200	810千円	451～475	1,850千円	201～225	900千円	476～500	1,950千円	226～250	990千円	月間受水量 501 以上は、25 を増すごとに 150 千円を加 算する。	251～275	1,080千円
メーター口径	分 担 金																																																																			
13	30,000円																																																																			
20	80,000円																																																																			
25	150,000円																																																																			
30	250,000円																																																																			
40	450,000円																																																																			
50	1,000,000円																																																																			
75	3,000,000円																																																																			
100	6,000,000円																																																																			
150	管理者が別に定める。																																																																			
月間受水量	分担金	月間受水量	分担金																																																																	
30 以下	200千円	276～300	1,170千円																																																																	
31～50	270千円	301～325	1,260千円																																																																	
51～75	360千円	326～350	1,350千円																																																																	
76～100	450千円	351～375	1,450千円																																																																	
101～125	540千円	376～400	1,550千円																																																																	
126～150	630千円	401～425	1,650千円																																																																	
151～175	720千円	426～450	1,750千円																																																																	
176～200	810千円	451～475	1,850千円																																																																	
201～225	900千円	476～500	1,950千円																																																																	
226～250	990千円	月間受水量 501 以上は、25 を増すごとに 150 千円を加 算する。																																																																		
251～275	1,080千円																																																																			
		合併時に三木市の制度に統一する。																																																																		

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名	上水道部会
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	水道事業の取扱い
調整内容	3 水道工事負担金については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
<p>3 水道工事負担金</p> <p>(1)給水申込に際して、配水管等のない場所（配水施設があっても能力が限界に達している場所も含む。）に新たな施設等を必要とする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画水量に必要な配水管新設、配水池、用地等に要する工事費と事務費（7～9％）を事業者（給水申込者）へ請求する。 ・工事は、市が直接、設計施工が基本。 ・施設能力が当面支障なく、他工事等で時期が後で、随伴施工が有利な工事も含む。 <p>(2)既設施設を勘案し、将来において、水道施設を増径その他の変更が適当と管理者が認めた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配水本管整備工事負担金を市に納入することで替えることができる。 <p>配水本管整備工事負担金</p> <p>都市計画法第29条に係る開発行為等</p> <p>(ア)市街化区域 （開発区画数 - 開発区域内筆数）× 10万円</p> <p>(イ)その他の区域 開発区画数× 10万円</p> <p>区画分割 区画分割により増加する区画数× 10万円</p> <p>共同住宅又は連続式住宅 （市が承認した計画給水戸数 - 1戸）× 10万円</p> <p>自己の居住用以外の施設 （一日最大計画使用水量 - 2 ）× 10万円</p>		<p>3 水道工事負担金</p> <p>(1)給水申込に際して、配水管等のない場所（配水施設があっても能力が限界に達している場所も含む。）に新たな施設等を必要とする場合(配水管等工事負担金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画水量に必要な配水管新設・増径、配水池、用地等は原則として事業者（給水申込者）において施工し、町へ寄付すること。 ただし、やむを得ない理由により施工できない場合は、工事負担金として、工事費と事務費（10％）を納入できる。 <p>(2)水源開発工事負担金</p> <p>分譲住宅及び賃貸住宅等建築する場合</p> <p>(ア)市街化予定区域 1戸当たり 5万円</p> <p>(イ)その他全区域 1戸当たり10万円</p> <p>工場、学校、病院、商店等の施設を建築する場合</p> <p>(ア)市街化予定区域 1日当たり申込最大契約水量× 10万円</p> <p>(イ)その他全区域 1日当たり申込最大契約水量× 20万円</p>	
		合併時に三木市の制度に統一する。	

料金比較

水道料金（2ヶ月分の使用料金とし、料金には消費税を含んでいます。）

項目	三木市	吉川町	合併後差額
使用量20の料金	1,890円	3,570円	1,680円
使用量50の料金	5,670円	9,660円	3,990円
使用量60の料金	6,930円	12,075円	5,145円

関係法令

地方公営企業法

(この法律の目的)

第1条 この法律は、地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱いその他企業の経営の根本基準、企業の経営に関する事務を処理する地方自治法の規定による一部事務組合及び広域連合に関する特例並びに企業の財政の再建に関する措置を定め、地方自治の発達に資することを目的とする。

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

第2条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。

- (1) 水道事業（簡易水道事業を除く。）
- (2) 工業用水道事業
- (3) 軌道事業
- (4) 自動車運送事業
- (5) 鉄道事業
- (6) 電気事業
- (7) ガス事業

2～3 (省略)

(料金)

第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならない。かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

水道法

(この法律の目的)

第1条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が100人以下である水道によるものを除く。

3 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が5,000人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。

4～12 (省略)

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	<p>(1) 佐伯町及び吉和村の簡易水道事業は、廿日市市に引き継ぐものとする。なお、上水道事業と簡易水道事業は別会計の取扱いとする。</p> <p>(2) 佐伯町及び吉和村の簡易水道事業特別会計は、合併時に統合する。</p> <p>(3) 簡易水道の水道料金については、合併後5年以内に段階的に統一する。</p> <p>(4) 簡易水道の量水器使用料及び施設整備納付金については、合併後3年以内に統一する。</p>
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	<p>1. 別子山村の水道事業については、当面現行どおりとする。ただし、合併後、施設の状態によっては簡易水道事業等への取り組みを検討する。</p> <p>2. 別子山村の水道料金については、当面現行どおりとし、事業の見直しに応じて調整を図るものとする。</p> <p>3. 別子山村の水道料金の徴収については、当面現行どおりとする。ただし、利用者の利便性を図るよう調整に努めるものとする。</p>
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金、下水道使用料は、両市町の料金体系が違うので、野田市の料金体系に統一する（水道料金は、関宿町が小口は安くなり、大口は高くなる。一般家庭(口径13mm)の場合、月20m³で700円の減。下水道使用料は、同100円の減。） ・検針及び収納事務、給水申込納付金は、両市町で違いがあるので、野田市の制度に統一する。 ・上水道の財源は、一般会計からの繰入金は現行のとおりとする。県補助金は合併後なくなるため、一般会計から補助する。
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	<p>上水道事業については、現行どおりとする。</p>

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 給水区域及び事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新たに事業認可を受ける。 2 上水道事業会計については、合併時に統合する。 3 料金体系については、合併時に 従量制の新しい料金体系を構築する。 休止料金は廃止し、開栓手数料は徴収するがメーター使用料は徴収しない。 料金等の減免及び軽減規定については、統一する。 検針については、2か月毎とし、納付書の発行は15日、納期限は月末とする。 4 加入分担金及び工事負担金については、合併時に統一する。ただし、工事負担金のうち 水源開発負担金については、合併時に廃止する。
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 上水道事業及びその給水区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (2) 簡易水道事業及びその給水区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (3) 水道料金については、当分の間現行のとおりとし、新市において段階的に調整する。 (4) 給水加入分担金については、新市発足時に西脇市の例により統合する。 (5) 検針及び料金徴収については、新市発足時に西脇市の例により統合する。
未定	中町、加美町、八千代町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道事業施設については、新町に引き継ぐ。 2 給水加入分担金及び新規加入工事については、中町の例により合併時に統合する。 3 水道料金については、合併後3年を目途に再編する。ただし、簡易水道料金(加美町、 八千代町)は合併時に再編する。 4 手数料については、合併時に再編する。 5 量水器の取扱いについては、加美町、八千代町の例により合併時にする。 6 施設整備納付金については、合併時に廃止する。 7 水道委員会については、合併後に再編する。

提案第36号

各種事務事業（下水道事業）の取扱いについて

各種事務事業（下水道事業）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年8月26日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

- 1 下水道事業については、現認可期間である平成18年度までは現行のとおりとする。平成19年度以降の計画については、合併後策定する。
- 2 受益者負担金については、合併後5年を目途に三木市の制度に統一する。
- 3 使用料については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 4 水洗便所等改造資金融資あっせん制度については、平成18年度から三木市の制度に統一する。ただし、平成17年度末までの吉川町の融資あっせん制度利用者に対する利子補給は、返済終了まで継続する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

				専門部会名	建設部会
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	下水道事業の取扱い		
調整内容	1 下水道事業については、現認可期間である平成18年度までは現行のとおりとする。平成19年度以降の計画については、合併後策定する。				
現況				調整の具体的内容	
1 下水道事業		三木市	吉川町		現認可期間である平成18年度までは現行のとおりとする。平成19年度以降の計画については、合併後策定する。
都市計画 決定面積	汚水	約3,630 ha	約210 ha		
	雨水	約1,330 ha	約190 ha		
都市計画 事業認可面積	汚水	約1,910 ha	約210 ha		
	雨水	約1,330 ha	約190 ha		
下水道事業 認可面積	汚水	1,909.0 ha	209.0 ha		
	うち 公共	1,312.5 ha	209.0 ha		
	うち 特定環境保 全公共	596.5 ha	-		
	雨水	1,329.1 ha	190.0 ha		
	うち 公共	1,309.0 ha	190.0 ha		
	うち 特定環境保 全公共	20.1 ha	-		
事業認可期間		昭和54年3月27日～平成19年3月31日	平成3年1月29日～平成19年3月31日		
施設 概要	施設名称	加古川上流浄化センター	吉川町浄化センター		
	処理区域	神戸市・西脇市・三木市・小野市・加西市・社町・滝野町	吉川町		
	計画面積	約17,200 ha (うち三木市 4,253 ha)	約209 ha		
	計画処理人口	約354,000 人 (うち三木市 91,400 人)	7,500 人		
	敷設済管路延長	流域幹線 約42 km 三木市整備 354 km	約25 km		
	計画目標年次	平成18年度 全体平成22年度	平成18年度 全体平成20年度		

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 建設部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	下水道事業の取扱い
調整内容	2 受益者負担金については、合併後5年を目途に三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
<p>2 受益者負担金</p> <p>(1) 受益者（納入義務者） 下水道を整備する区域内の土地の所有者、または土地に対する権利（借地権等）を有する者</p> <p>(2) 負担金額 土地1平方メートル当たり 560円（土地に一度限り賦課される。）</p> <p>(3) 納付方法 負担金額を3年に分割し、さらに1年を4期に分けた12回で納付 第1期 7月1日～7月31日 第2期 10月1日～10月31日 第3期 12月1日～12月25日 第4期 2月1日～2月末日</p> <p>(4) 一括納付報奨金 受益者が負担金を初年度の第1期の納期内に一括納付したときは、負担金の7.5%を報奨金として交付する。 ただし、150,000円を限度とする。</p>	<p>2 受益者負担金</p> <p>(1) 受益者（納入義務者） 公共下水道の排水区域内において、汚水を排出する施設の所有者、または賃貸借による権利等を有する者</p> <p>(2) 負担金額 負担金額は規定の単位負担額に規定により算出した単位数を乗じて算定する。 ・中吉川負担区 1単位当り 210,000円 ・吉川ニュータウン負担区 1単位当り 106,000円 単位数の算定は、一般住宅を1.0単位とし、一般住宅以外の単位数は水道の使用量等により別に算定する。</p> <p>(3) 納付方法 負担金額を3年に分割し、さらに1年を2期に分けた6回で納付 第1期 7月1日～7月31日 第2期 2月1日～2月末日</p> <p>(4) 一括納付報奨金 受益者が負担金を初年度の第1期の納期内に一括納付したときは、後の納期にかかる額の4%を報奨金として交付する。</p>	<p>合併後5年を目途に三木市の制度に統一する。</p>	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 建設部会		
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	下水道事業の取扱い	
現		況		
三木市		吉川町		
(5) 猶予及び減免	<ul style="list-style-type: none"> ・猶予制度 田、畑、山林などは宅地化されるまで猶予する。 ・減免制度 自治会の集会所、消防器具庫等は100%減免 神社やお寺の境内地、国公立の学校用地や社会福祉施設用地等は75%減免 一般庁舎用地、図書館、公民館等は50%減免 国公立の病院用地等は25%減免 	(5) 猶予及び減免	<ul style="list-style-type: none"> ・猶予制度 災害又は病氣負傷により納付困難と認められる場合 ・減免制度 地域の自治団体が共用に供する建築物、集会所、消防団車庫（詰所）、公園施設は100%減免 生活保護法により扶助を受けている者が所有し、又は使用している建築物は100%減免 	調整の具体的内容

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 **建設部会**

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	下水道事業の取扱い
------	------------	------	-----------

調整内容 **3 使用料については、合併時に三木市の制度に統一する。**

現		況		調整の具体的内容
三木市		吉川町		
3 使用料(1ヶ月・税込み)		3 使用料(1ヶ月・税込み)		合併時に三木市の制度に統一する。
種別	基本使用料	従量使用料(1 につき)		
一般汚水	630円	1 ~ 10	52.50円	
		11 ~ 30	136.50円	
		31 ~ 50	178.50円	
		51 ~ 100	215.25円	
		101 以上	252.00円	
浴場汚水	630円	1 以上	94.50円	
臨時用等	630円	1 以上	420.00円	
種別	基本使用料	従量使用料(1 につき)		
一般汚水	1,470円 (10 以 下)	11 ~ 20	157.50円	
		21 ~ 30	178.50円	
		31 ~ 50	210.00円	
		51 以上	252.00円	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 建設部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	下水道事業の取扱い
調整内容	4 水洗便所等改造資金融資あっせん制度については、平成18年度から三木市の制度に統一する。ただし、平成17年度末までの吉川町の融資あっせん制度利用者に対する利子補給は、返済終了まで継続する。		
現		況	
三木市		吉川町	
4 水洗便所等改造資金融資あっせん制度	4 水洗便所等改造資金融資あっせん制度	4 水洗便所等改造資金融資あっせん制度	平成18年度から三木市の制度に統一する。ただし、平成17年度末までの吉川町の融資あっせん制度利用者に対する利子補給は、返済終了まで継続する。なお、制度の充実について、今後検討する。
(1) 融資対象者 改造資金を必要とする住宅の所有者又はその同意を得た使用者	(1) 融資対象者 公共下水道の供用開始の告示の日から3年以内に改造工事を行なう者	(1) 融資対象者 公共下水道の供用開始の告示の日から3年以内に改造工事を行なう者	
(2) 融資あっせん額等 ・貸付限度額 80万円以内(1戸につき) ・貸付期間 60ヶ月以内 ・融資利率 2.4%(平成17年3月31日まで) ・償還方法 元利均等払等(ボーナス併用償還可能)	(2) 融資あっせん額等 ・貸付限度額 150万円以内(1戸につき) ・貸付期間 60ヶ月以内 ・融資利率 2.375%(平成15年度実績) ・償還方法 元利均等払	(2) 融資あっせん額等 ・貸付限度額 150万円以内(1戸につき) ・貸付期間 60ヶ月以内 ・融資利率 2.375%(平成15年度実績) ・償還方法 元利均等払	
(3) 利子補給 なし	(3) 利子補給 年3%以内で融資利率を上限とし、融資機関の計算書に基づき助成する。	(3) 利子補給 年3%以内で融資利率を上限とし、融資機関の計算書に基づき助成する。	

料金比較

下水道料金（2ヶ月分の使用料金とし、料金には消費税を含んでいます。）

項目	三木市	吉川町	合併後差額
使用量20の料金	2,310円	2,940円	630円
使用量50の料金	6,405円	7,875円	1,470円
使用量60の料金	7,770円	9,660円	1,890円

関係法令

下水道法

(この法律の目的)

第1条 この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

(管理)

第3条 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、2以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。

(事業計画の認可)

第4条 前条の規定により公共下水道を管理する者(以下「公共下水道管理者」という。)は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定め、国土交通大臣(政令で定める事業計画にあつては、都道府県知事。第6条において同じ。)の認可を受けなければならない。認可を受けた事業計画の変更(政令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

(使用料)

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。

- (1) 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- (2) 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- (3) 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- (4) 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

3 公害防止事業費事業者負担法(昭和45年法律第133号)の規定に基づき事業者がその設置の費用の一部を負担した公共下水道について当該事業者及びその他の事業者から徴収する使用料は、政令で定める基準に従い、当該事業者が同法の規定に基づいてした費用の負担を勘案して定めなければならない。

下水道の種類

下水道法に基づく下水道

公共下水道

市街地の家庭污水や事業場排水を集め、終末処理場で浄化して河川などに放流するか、または流域下水道につないで処理する下水道。

流域下水道

多数の都市が隣接している地域に設置されるもの。各市町村が単独で公共下水道を設置して排水の処理をするよりも、複数の市町村の下水を広域的に集め、一括処理した方が、建設費、維持管理費が軽減され、しかも公共用水域の水質が保全されることとなります。
2市町村以上にまたがる下水を広域的に処理。

都市下水路

市街地などの雨水による浸水被害を解消するために、公共下水道の雨水渠または都市下水路を設置し、降雨時の雨水を排除するもの。

流域関連公共下水道

市町村区域内の下水を集める管渠を作り、下水は流域下水道の幹線に流すもの。

単独公共下水道

一つの市町村区域内で下水を集める管渠と終末処理場を有するもの。

特定環境保全公共下水道

農山漁村の集落や、自然保護を目的として、湖周辺の観光地などに設けられる下水道。

特定公共下水道

特定の地域における工場や事務所からの下水を処理するもの。

その他汚水処理施設

合併処理浄化槽

人家がまばらな地域で、それぞれの家庭に設置して汚水を処理するもの。

農業集落排水施設

農業振興地域内の農業集落において汚水を処理するもの。受益戸数が概ね20戸以上、対象人口が概ね1,000人程度以下を対象。

コミュニティプラント

地方団体、公社、公団等の公的機関、民間の開発行為による住宅団地等に設置されるし尿と家庭雑排水の処理を目的としたもの。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	<p>(1) 下水道使用料については、現行のとおりとし、合併後、料金体系や算定条件等の整理を行い、統一化の検討をする。</p> <p>(2) 受益者負担金、水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給については、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 生活扶助世帯水洗便所改造資金補助金は、廿日市市の例による。</p>
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	<p>し尿処理及びし尿収集運搬業務については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。</p>
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理施設は、関宿町では設置していないので、野田市の処理能力に応じて関宿町の方を処理し、それ以外は引き続き松戸市へ処理委託する。 ・生活排水処理施設は、野田市では設置していないので、新市においても関宿町の現行施設を存続する。
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	<p>ア 公共下水道使用料については、新発田市の制度を適用する。 ただし、豊浦町の特定環境保全公共下水道使用料については、当分の間、現行の料金体系とし、次期下水道使用料の改定時まで合理的な体系を検討する。</p> <p>イ 下水道使用料徴収方法は、新発田市の制度を適用する。 ただし、豊浦町の特定環境保全公共下水道使用料徴収方法は、当分の間、現行の徴収方法とし、次期下水道使用料の改定時まで徴収方法を見直す。</p> <p>ウ 下水道事業受益者負担金は、新発田市の制度を適用する。 ただし、豊浦町が既に設定している負担金については、現行の制度を適用する。</p>

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新たに事業認可を受ける。 2 下水道の会計については、合併時に事業種別ごとに統合する。その後、公営企業会計への移行に取り組む。 3 料金体系については、合併時に 従量制の新しい料金体系を構築する。 検針、納付書の発行日及び納期限は上水道事業の取扱いと同様とする。 4 受益者負担金及び分担金については、現行のとおりとし、負担金の支払いは3年間・年4回、分担金は3年間・年1回とする。一括報奨金については、受益者負担金額の7.5%とする。 5 生活排水処理事業に係る助成制度については、水洗便所等改造資金融資あっせんは廃止するが、合併浄化槽設置事業補助金・水洗便所等改造資金助成・ポンプ施設等排水設備工事補助金は、合併時にそれぞれ統一する。
未定	中町、加美町、八千代町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設については、新町に引き継ぐ。 2 合併処理浄化槽設置整備事業については、合併時に再編する。 3 分担金及び新規加入工事については、中町の例により合併時に統合する。 4 下水道使用料については、合併後3年を目途に再編する。ただし、再編までは現行の料金とする。 5 排水設備改造資金利子補給事業については、八千代町の例により合併時に統合する。 6 下排水対策事業宅地内改造工事資金助成については、中町の例により合併時に統合する。 7 高齢者等在宅生活環境整備事業については、中町の例により合併時に統合する。 8 合併処理浄化槽維持管理組合については、合併後に再編する。

提案第 37 号

新市建設計画について

新市建設計画「新市まちづくり計画」について、別添のとおり提案する。

平成 16 年 8 月 26 日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

新市建設計画（素案） 《新市まちづくり計画》

三木市・吉川町合併協議会

目 次

- 第 1 章 序論
- 第 2 章 新市の概要
- 第 3 章 住民アンケート調査結果
- 第 4 章 新市建設の基本方針
- 第 5 章 新市の施策
- 第 6 章 兵庫県事業の推進 (未稿)
- 第 7 章 公共施設の適正配置と整備
- 第 8 章 財政計画 (未稿)

第1章 序論

(1) はじめに

基礎自治体である市町村は、地域に最も身近な自治体として、住民の生活に密着した施策や地域の特色を活かしたまちづくりなどについて重要な役割を果たしてきました。現在の市町村の枠組みのほとんどが、昭和30年代前後のいわゆる昭和の大合併を経て形成されたものですが、我が国に限らず諸外国においても、基礎自治体の枠組みは、時代や社会経済情勢の変化などに応じて再編を繰り返してきた歴史があります。したがって、市町村の区域や規模は必ずしも普遍的なものではなく、時代の要請に応じて見直しが行われてきたのが実態です。

一方、地方分権の推進や少子・高齢化の進展、国・地方を通じた財政状況の悪化など、現在の市町村を取り巻く環境は著しく変化しており、今後は地域経営の舵取りの仕方によっては、必要な住民サービスの維持や向上が困難となることも予想されています。市町村を取り巻くこうした環境の変化に対応するため、行財政基盤の強化や地域の一体的な整備、行政サービスの維持・向上などを図る上で、市町村合併が重要な課題となっています。

三木市、吉川町においても、様々な困難な状況を打開し、さらに行財政基盤を強化するため市町合併を現実の課題としてとらえる必要があることから、平成16年4月に三木市・吉川町合併協議会が設置され、両市町の合併を協議する場が整えられました。

三木市と吉川町は、加古川の支流である美囊川の流域として地理・自然環境等での一体性を有しており、過去にはいずれも美囊郡に属し、「昭和の大合併」で現在の1市1町の姿になった経緯があります。したがって、行政上のつながりも強く、両市町間の広域行政のほか、税務署や警察署、また、医師会、交通安全協会、学校教育関係などの公共的な団体も三木市と吉川町では一本化になっています。

昭和40年代以降には、神戸や大阪などの大都市近郊のベッドタウンとして宅地開発が進行するとともに、中国自動車道や山陽自動車道などの国土幹線軸が整備され、人口増加や企業進出が続きました。現在では低成長へ移行してきていますが、金物・農業等の地場産業が根つき、緑と自然が豊かな、落ち着いた郊外都市の様相を呈しています。

本計画は、このような地理的・歴史的な一体感が強く、まちづくりに関する様々な面でのつながりや共通点の多い三木市と吉川町において、両市町の合併後のまちづくりの方向性を示すものです。

三木市の紹介

- ・長い歴史を誇り、全国的に知名度の高い金物産業や、良質の酒米を中心に、都市近郊の特性を活かした米、ぶどう、レタス、菊など農業生産物を阪神間に出荷する、田園都市として発展してきました。
- ・昭和40年代後半から、神戸市に隣接している地理的条件などにより、市の南東部で大規模な住宅開発が進められ、昭和50年代にかけて人口が急増しました。その後、グリーンピア三木の建設や、三木山ゾーンの整備などにより、文化、スポーツ・レクリエーション機能を備えた「ガーデンシティ」の実現に向けて発展を続けています。
- ・現在では、山陽自動車道が開通し、広域的な交通の要衝として、また、三木震災記念公園（仮称）の整備により県の広域防災拠点ネットワークの中核地域としても飛躍しようとしています。
- ・史跡、文化財としては三木城跡、竹中半兵衛の墓、伽耶院等があり、また、藤原惺窩生誕の地でもあります。また、三木ホースランドパークや、グリーンピア三木、三木山森林公園、金物資料館、道の駅みきなどの観光地のほか、数多くのゴルフ場があります。

吉川町の紹介

- ・酒米「山田錦」の町として全国に知られる豊かな自然に包まれた田園の町で、トマト、ピーマン、ぶどう、黒大豆枝豆などの指定産地でもあります。
- ・昭和49年に中国自動車道吉川インターチェンジが開設され、大阪方面への交通の利便性が飛躍的に改善されたことに伴い、レジャー施設として町内の各所にゴルフ場の立地が進みました。さらに、昭和63年に舞鶴若狭自動車道の開通やJR宝塚線の複線電化も完成し、町内においても「みなぎ台」吉川ニュータウンが開発され、平成7年にまちびらきが行われました。
- ・現在では、平成14年に、「吉川温泉よかたん」、平成16年には「山田錦の館」がオープンし、これらの交流施設を中心に、自然資源・文化資源・人的資源を活用して協働のまちづくりを進めていく「山田錦のさとよかわ」のCI計画を推進し、阪神北部地域に隣接するまちとして、緑豊かな交流と創造のまちづくりを進めています。

(2) 合併の背景と必要性

三木市と吉川町のつながりと共通性

三木市と吉川町との間のつながりや共通性を整理すると、以下のとおりです。

立地環境に一体性があります。

- ・内陸部に位置し、温暖な気候条件を有しています。
- ・加古川の支流である美囊川の流域に位置しています。
- ・比較的緩やかな起伏をもつ丘陵・台地部と、農地を中心とする平野部で構成されています。
- ・中国自動車道、山陽自動車道、舞鶴若狭自動車道等の国土幹線が地域を貫通しており、地域全体が国土軸上に位置している恵まれた立地環境にあります。
- ・大阪都心部・神戸都心部から1時間程度の距離にあります。
- ・阪神都市圏に隣接する郊外地域として大規模な宅地開発が進められてきました。

共通の地域資源があります。

- ・酒米・山田錦や京阪神へ出荷する野菜、果実栽培など農業資源が豊富にあります。
- ・両市町とも、豊かな自然を活かしたレクリエーション・レジャー施設が充実しています。
- ・全国有数のゴルフ場の集積地です。
- ・地域特性を活かした各種の集客施設の整備が進んでいます。

まちづくり面での深いつながりがあります。

- ・三木市は美囊郡から市制に移行しています。
- ・兵庫県内では北播磨地域に位置し、北播磨県民局に属しています。
- ・吉川町から三木市に消防救急業務の委託がなされています。
- ・三木吉川農業共済事務組合が設置されています。
- ・税務署、警察署、健康福祉事務所、土地改良事務所等の同じ管内です。
- ・国会議員、県議会議員の選挙区が同一です。
- ・医師会、歯科医師会、農業協同組合、美容・理容組合、食品衛生組合、交通安全協会、防犯協会等の団体が三木市美囊郡で一本化されています。

行政課題の共通性からみた三木市・吉川町の合併の必要性

現在、両市町の有する行政課題の共通性を踏まえて、合併の背景・必要性を整理すると、以下のとおりです。

本格化する地方分権に対応する必要があります。

平成 12 年に施行された地方分権一括法等を契機として、我が国では本格的に地方分権改革が進められようとしています。これからの基礎自治体（市町村）は、国が考えた施策やサービスをそのまま実行するのではなく、自らの判断と責任により、自主的に舵取りを行うことが求められています。

地域住民の満足度を高め、地域の活性化を進めていくためには、様々な政策の立案・実施・評価能力の向上が求められますが、自治体の規模が小さいと、専門的な組織や人材を配置することは難しく、必ずしも十分な自治体経営ができなくなる可能性があります。

本地域の人口は、三木市が 75,350 人、吉川町が 9,486 人（いずれも平成 15 年 10 月 1 日現在の兵庫県推計人口）であり、両市町の合併によって併せて 84,836 人の都市が誕生することとなります。

自治体財政においては、地方交付税算定の際の基準となる人口規模が 10 万人であり、また、10 万人程度が比較的効率的な自治体規模であるともいわれます。三木市・吉川町の合併により都市規模が 10 万人に近づくことから、より一層、行財政体制の強化をはかり、分権時代における効率的な自治体経営の体制を構築することが可能となります。

少子高齢化・社会の成熟化等に的確に対応していく必要があります。

本地域でも少子高齢化が進展していますが、今後は働き手である生産年齢人口が減少することから、生産や税収への影響が懸念される一方、高齢者の介護支援やいきがい対策、子育て支援などの各分野において行政ニーズの拡大が予想されます。また、経済成長が進展し、住民の生活レベルが高まってきた中で、住民の価値観や住民ニーズも多様化しており、より高度な行政サービスの提供が求められています。

合併によって、行財政基盤の強化と効率化を図りながら、これからの住民ニーズの変化に的確に対応した行政サービスを提供していくことが可能となります。

日常生活圏の広域化に対応していく必要があります。

本地域においては、幹線道路網などの都市基盤の整備が進み、また、移動や通信手段が多様化していくなかで、住民の行動範囲は、昭和 30 年代前後までに決められた現在の行政境界をはるかに越え、広域化しています。

従来からも、三木市・吉川町では三木吉川農業共済事務組合の設置や消防救急業務の

委託などの分野では広域的な対応を進めてきました。合併によって、少子高齢化対策や環境政策、地域情報化、教育、公共交通施策、地域活性化など、より一層、サービスの高度化・多様化が求められる各行政分野においても、より広域的な観点からの施策展開を進め、住民ニーズに対応した効率的な行財政運営を推進していくことが可能となります。

都市間競争に対応していく必要があります。

国全体での少子・高齢化や経済成長の低迷等の流れの一方、最近では都市再生・都心回帰の動きにより大阪市や神戸市の都心部などへ人口が回帰する傾向が加速しつつあります。そのため、郊外型の住宅開発が進められた三木市・吉川町では、今までのように、地域外からの転入等による人口・雇用増加等を望むことが困難になりつつあります。

産業面においても、中国自動車道、山陽自動車道、舞鶴若狭自動車道等の国土幹線道路が貫通し、企業・事業所立地に関しては比較的恵まれた環境にありますが、最近では製造業のアジア各国への海外移転が加速したり、国内においても地域間の誘致競争が激しくなるなど、経済・産業活性化に向けての体制の強化が求められています。

合併によるスケールメリットを活かしながら、地域活性化の体制を強化し、新しい産業の創造等に取り組むとともに、山田錦や金物等の地場産業資源や全国有数のゴルフ場など、地域の様々な資源を有効に活用し、相乗効果を発揮することによって、定住人口の増加策や、経済・産業活性化など、地域間競争に対応していくための施策を講じていくことが可能となります。

厳しい財政状況乗り越えていく必要があります。

バブル経済期以降、税収入が伸び悩む一方で、社会資本整備や各種公共施設の整備、減税等の経済対策を推進してきた結果、国、地方とも財政状況は極めて厳しい状況になっています。一方、高齢化の進展など、行政に対するニーズは多様化しており、地方自治体はこれまで以上に効率的な行財政の運営を迫られています。

三木市・吉川町においても財政状況は悪化しており、今までの行財政運営のあり方を抜本的に見直していくことが求められています。今後は、少子・高齢化がさらに進み、保健・医療・福祉やいきがい対策といった施策のニーズが増大し、歳出の増加要因となる一方、生産年齢人口の減少に伴う社会・経済活動の沈滞や税収減が危惧され、ますます行財政運営が厳しくなることが想定されます。

両市町の合併を通じて、行政組織のスリム化、議員や職員数の減少による人件費や各種事務経費の削減など、行政コストを一層低減しながら、効率的な行財政運営を進めることが可能となります。

三木市と吉川町の合併に向けて

以上で整理したように、三木市と吉川町の間には行政上の深いつながりをはじめ、立地環境・地域資源に一体性・共通性があるとともに、行政課題についても共通点が数多く見受けられます。このような両市町間でのつながりや共通性を基礎にしながら、合併によって、お互いの抱える行政課題をともに乗り越え、新しいまちづくりを推進していくことが求められます。

三木市・吉川町の合併の背景と必要性

三木市と吉川町をつなぐ・共通性

立地環境の一体性
地域資源の共通性
まちづくり面での深いつながり

三木市と吉川町の共通課題

本格化する地方分権への対応
少子高齢化・社会の成熟化等への対応
日常生活圏の広域化への対応
都市間競争への対応
厳しい財政状況への対応

三木市と吉川町の結び付きや共通性を踏まえつつ、両市町が合併することによって、お互いに共通する課題をともに乗り越えていく必要があります。

(3) 新市建設計画の策定方針

市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)に基づき策定する新市建設計画について、以下の方針で取り組むものとします。

新市建設計画の趣旨と位置づけ

本計画は、三木市、吉川町の合併後のまちづくりを進めるにあたって、住民福祉の向上や地域の均衡ある発展と一体性の醸成を図るため、望ましい方向や将来像を示すものです。

また、本計画の内容については、合併後の新市において策定される総合計画に引き継がれるものとします。

新市建設計画の内容

() 計画の対象地域

この計画の対象地域は、三木市、吉川町の地域とします。

() 計画の期間

本計画の期間は平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 か年とします。

() 計画の構成

本計画における主な策定項目を以下のとおりとします。

- ・新市建設計画策定の背景や方針
- ・新市の概況
- ・住民意向(住民アンケート調査結果)
- ・新市建設の基本方針
- ・新市の施策
- ・公共施設の適正配置と整備
- ・財政計画

計画策定上の留意事項

- (i) 三木市総合計画および吉川町総合計画の内容を踏まえつつ、合併のメリットを活かしながら、新市としての新しいまちづくりの方向性を示す内容とします。

- (ii) 中・長期的な展望に立った新市の望ましい方向性や将来像を提示するとともに、新市において地域の一体性が十分に醸成され、地域内の均衡ある発展が可能となるような内容とします。
- (iii) 本計画に位置づける施策・事業等については、住民サービスの充実を図るとともに、新市の健全かつ合理的な財政運営を推進する観点から、真に必要とされるものについて選定し、過剰に見積もることのないように留意します。
- (iv) 住民ニーズの反映のしきみや効率的な行財政体制の確立など、地方分権への対応や行財政改革に資するように配慮します。

住民意向の反映

計画の策定過程において、住民アンケート調査の実施や両市町住民への情報提供を積極的に行い、その意向の把握と反映に努めます。

第2章 新市の概要

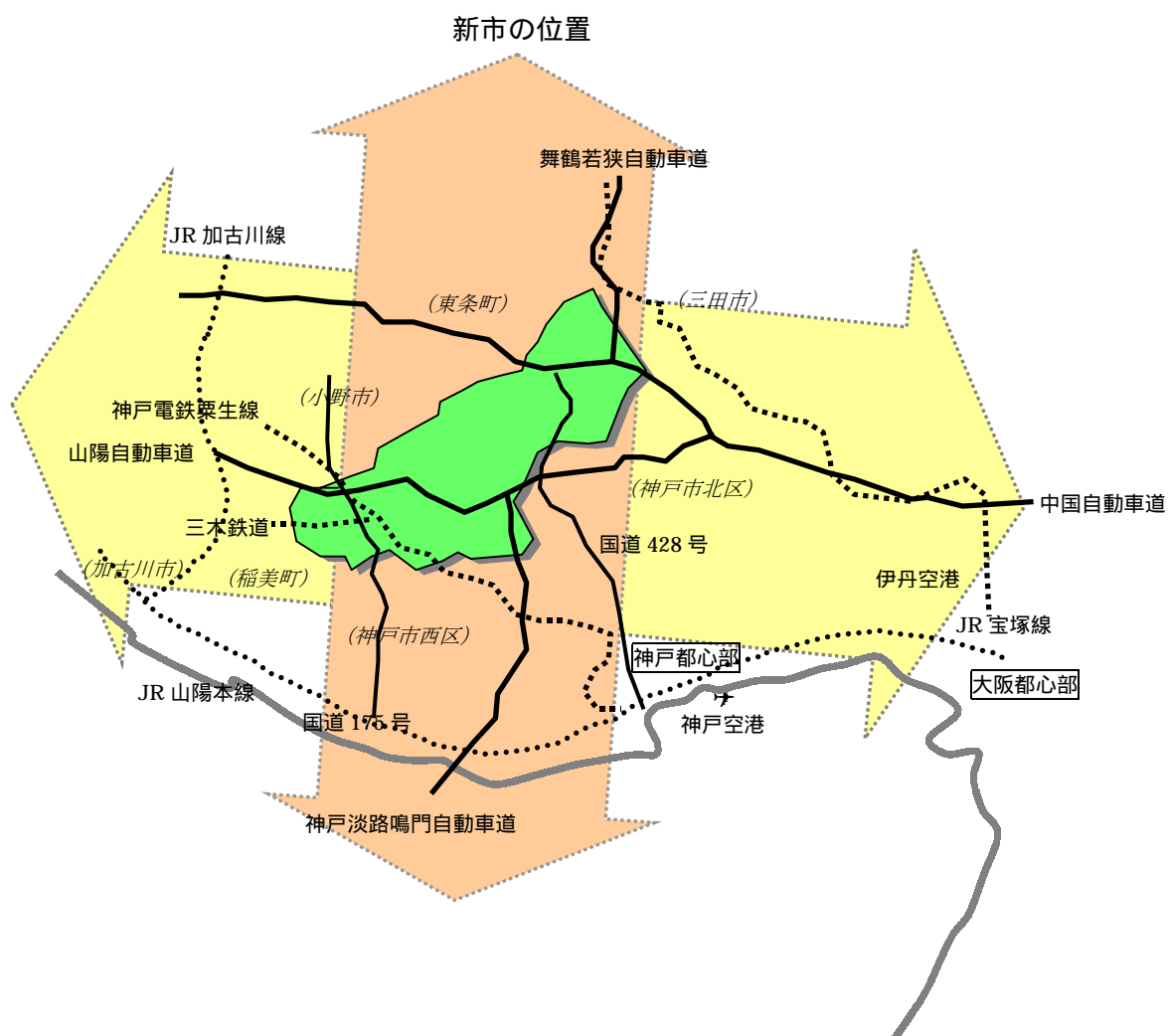
新市の位置

三木市、吉川町の1市1町からなる本地域は、兵庫県南部の内陸部、北播磨地域に位置し、東西方向で約27km、南北方向で約20km、総面積では176.58k㎡の広さを有します。

市域の東から南にかけては神戸市、北から西にかけては東条町と小野市、西には加古川市と稲美町、北から東にかけては三田市とそれぞれの市町に隣接しています。

市域には、中国自動車道、山陽自動車道、舞鶴若狭自動車道等の国土幹線道路が貫通するなど、国土幹線軸上に位置しており、恵まれた立地環境にあります。

鉄道は、市域の南部では神戸電鉄粟生線が神戸都心部へ、三木鉄道が加古川市方面へ接続しています。また、北東部(吉川町域)については、隣接するJR宝塚線の利用が可能であり、阪神地域や大阪都心部へ接続しています。

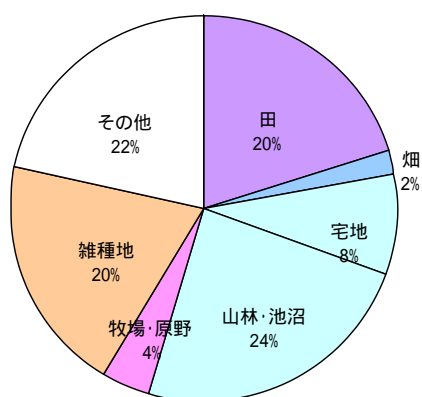


新市の地形・地理

加古川支流の美囊川の流域に位置し、美囊川周辺の平野部と標高 100～200m程度のなだらかな丘陵・台地部で構成されています。平野部は市街地や農地で構成されており、丘陵・台地部では、緑豊かな自然環境が保全されるとともに、優れた環境・景観を活かしたレクリエーション施設の立地や宅地整備等の活用が行われています。

本地域の気候は、温暖で降水量の比較的少ない瀬戸内海気候に属しており、年間平均気温は 15.2℃（三木での過去 5 年間の平均）、年間平均降水量は 1,121mm（三木での過去 5 年間の平均）となっています。

土地利用の状況



(資料：平成 14 年度兵庫県統計書)

三木市・吉川町の経緯

三木市は、昭和 26 年、美囊郡三木町が久留美村を編入、昭和 29 年 6 月 1 日には別所村、細川村、口吉川村と合併して市制を施行し、兵庫県で 16 番目の市として発足ののち、同年 7 月 1 日には美囊郡志染村と合併して、現在の三木市が誕生しました。

吉川町は、昭和 30 年 7 月 1 日、美囊郡奥吉川村、中吉川村、北谷村が合併して町制施行し、現在の吉川町が誕生しました。

三木市	吉川町
昭和 26 年 美囊郡三木町が美囊郡久留美村を編入 昭和 29 年 6 月 1 日に美囊郡別所村、細川村、口吉川村と新設合併して市制を施行 7 月 1 日には美囊郡志染村と合併（新設合併） 現在に至る	昭和 30 年 美囊郡奥吉川村、中吉川村、北谷村が新設合併して町制を施行 現在に至る

新市の人口動態

平成15年10月1日における人口（兵庫県推計人口）は、三木市が75,350人、吉川町が9,486人、合計で84,836人となっています。

三木市では昭和40年代から50年代にかけて、宅地開発による大量の人口流入があり、その後も増加傾向が続いていましたが、平成9年をピークに最近では微減傾向にあります。

吉川町は平成9年までは概ね横ばい傾向が続いていましたが、平成12年にかけてはニュータウン（みなぎ台）の開発等により人口が大幅に増加しました。

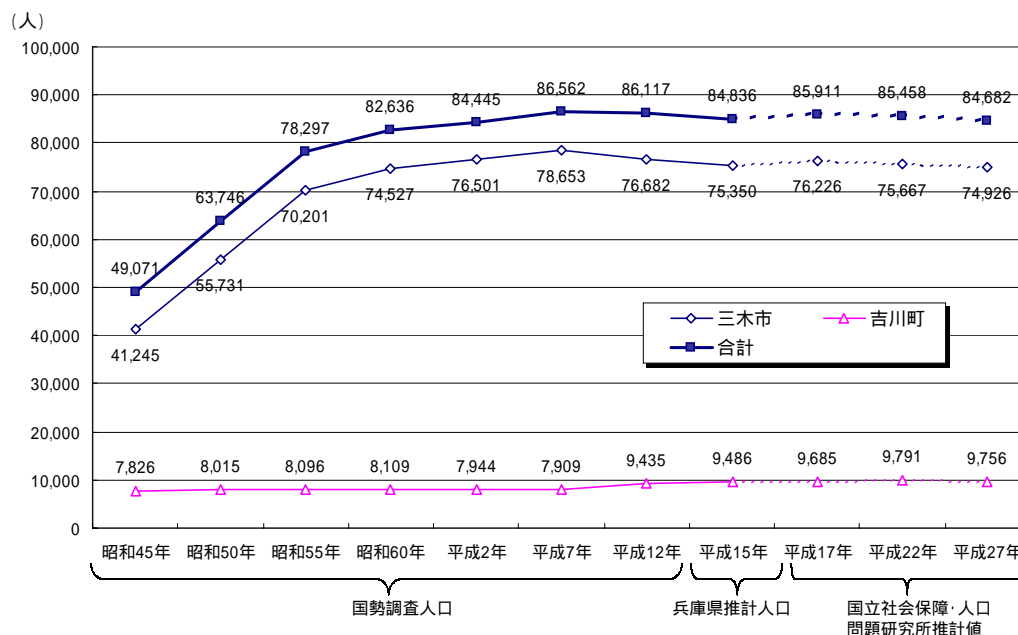
年代別の人口構成をみると、近年、一貫して少子化・高齢化が進んでおり、両市町の老年人口（65歳以上）比率は平成12年時点で17.9%、一方、年少人口（0～14歳人口）比率は14.4%となっています。

【将来推計】

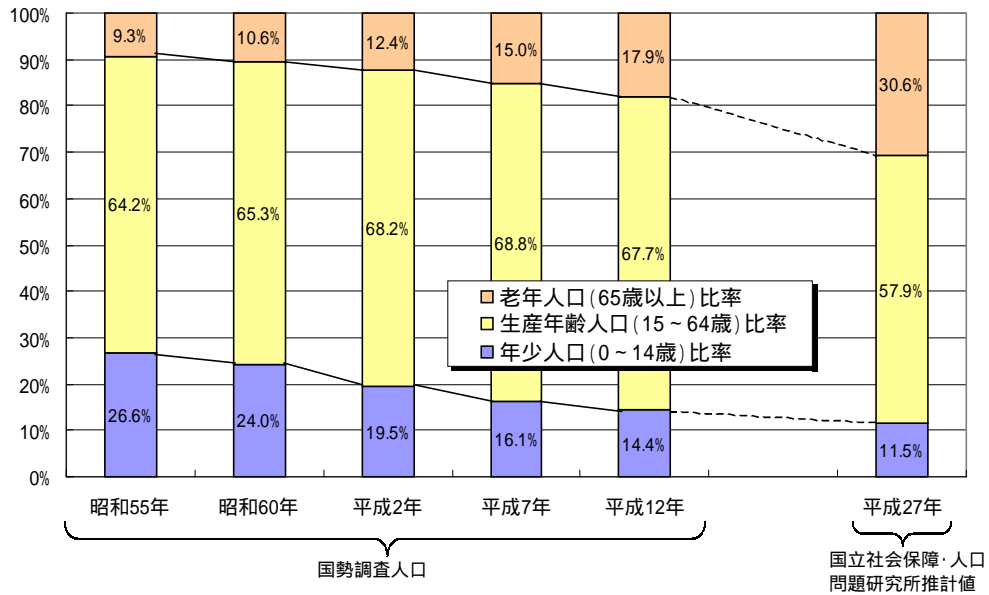
国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成15年12月）によると、今後の人口については両市町とも横ばい、ないしは微減傾向になるものと予測されています。

同じく、世代別にみると、平成27年には両市町の老年人口（65歳以上）比率は30.6%まで上昇する一方、年少人口（0～14歳人口）比率は11.5%まで低下することが予測されています。

三木市・吉川町の人口の推移と将来推計



両市町の人口構成の推移と将来推計



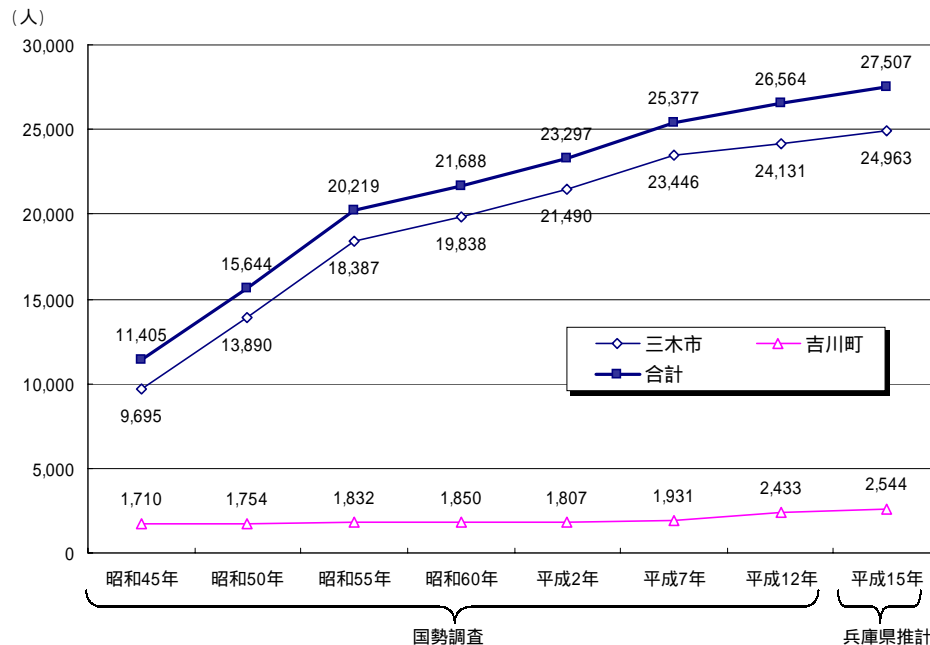
新市の世帯動態

世帯数については、平成12年10月1日現在(兵庫県推計)で、三木市が24,963世帯、吉川町が2,544世帯、合計で27,507世帯となっています。

三木市では昭和40年代から50年代にかけて、大規模な宅地開発により大量の世帯増加がみられました。その後も、核家族化の影響等もあり、増加傾向が続いています。

吉川町は平成7年までは微増傾向が続いていましたが、平成12年にかけては、ニュータウン(みなぎ台)の開発等により世帯数が大幅に増加しています。

三木市・吉川町の世帯数の推移



新市の産業・経済動向

両市町の産業資源としては、酒米山田錦や、三木市の金物産業などの地場産業が全国的な知名度を有するとともに、都市近郊地域としての農作物栽培が盛んであり、また、国土幹線上の立地環境を活かした各種製造業等の事業所立地が進んでいます。ゴルフ場や各種レクリエーション施設等の観光、集客資源も豊富です。特に、酒米山田錦は合併によって名実ともに日本一の質と量を誇ることとなります。

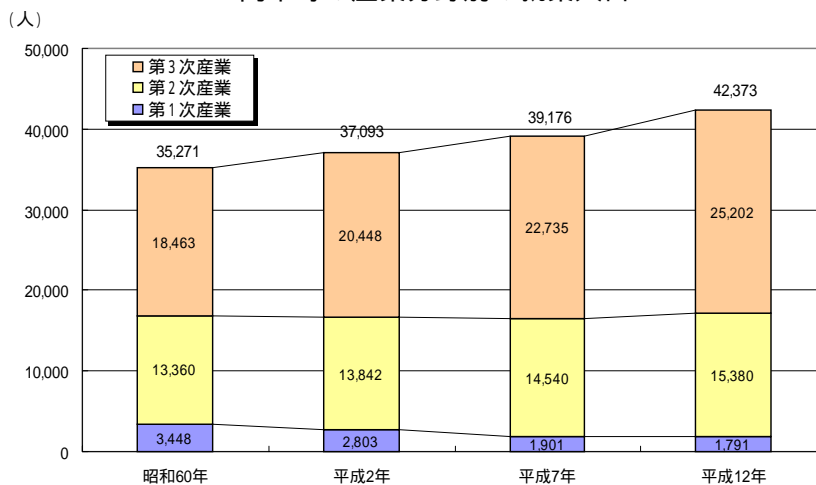
雇用環境をみると、平成12年時点での両市町の就業者数は42,373人であり、うち第3次産業が半数以上を占めています。近年では、全国的な傾向と同様、商業・サービス業等の第3次産業の割合が一貫して高まっており、一方、農業・林業等の第1次産業、および製造業・建設業等の第2次産業の割合は低下しています。

また、両市町における総生産額も同様の傾向を示しており、特に近年では第2次産業の低下傾向が大きくなっています。

三木市・吉川町の主な産業資源・集客資源

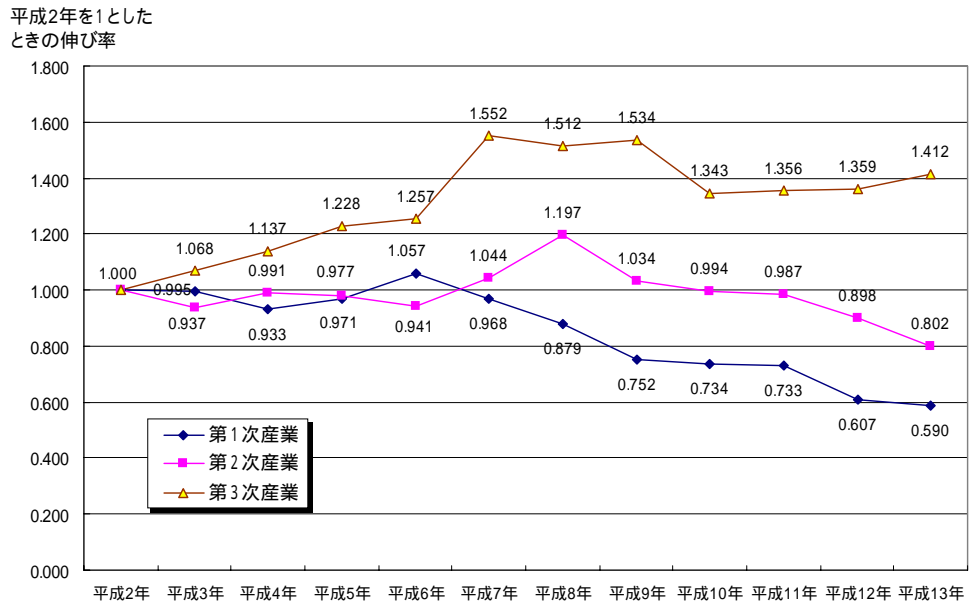
三木市	吉川町
<ul style="list-style-type: none"> ・金物産業 ・酒米（山田錦） ・ぶどう、大豆、なす、レタス、菊等の農作物 ・観光農園 ・三木工場公園 ・ひょうご情報公園都市 ・観光・レクリエーション資源 (ゴルフ場、グリーンピア三木、三木山森林公園、三木ホースランドパーク、三木城址、道の駅みき、三木震災記念公園等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・酒米（山田錦） ・ぶどう、トマト、ピーマン、黒大豆枝豆等の農作物 ・観光農園 ・観光・レクリエーション資源 (ゴルフ場、よかわウォーターパーク、吉川温泉よかたん、山田錦の館等)

両市町の産業分野別の就業人口



(資料) 国勢調査

両市町の産業分野別の市町内総生産額の推移（平成2年を1としたときの伸び率）

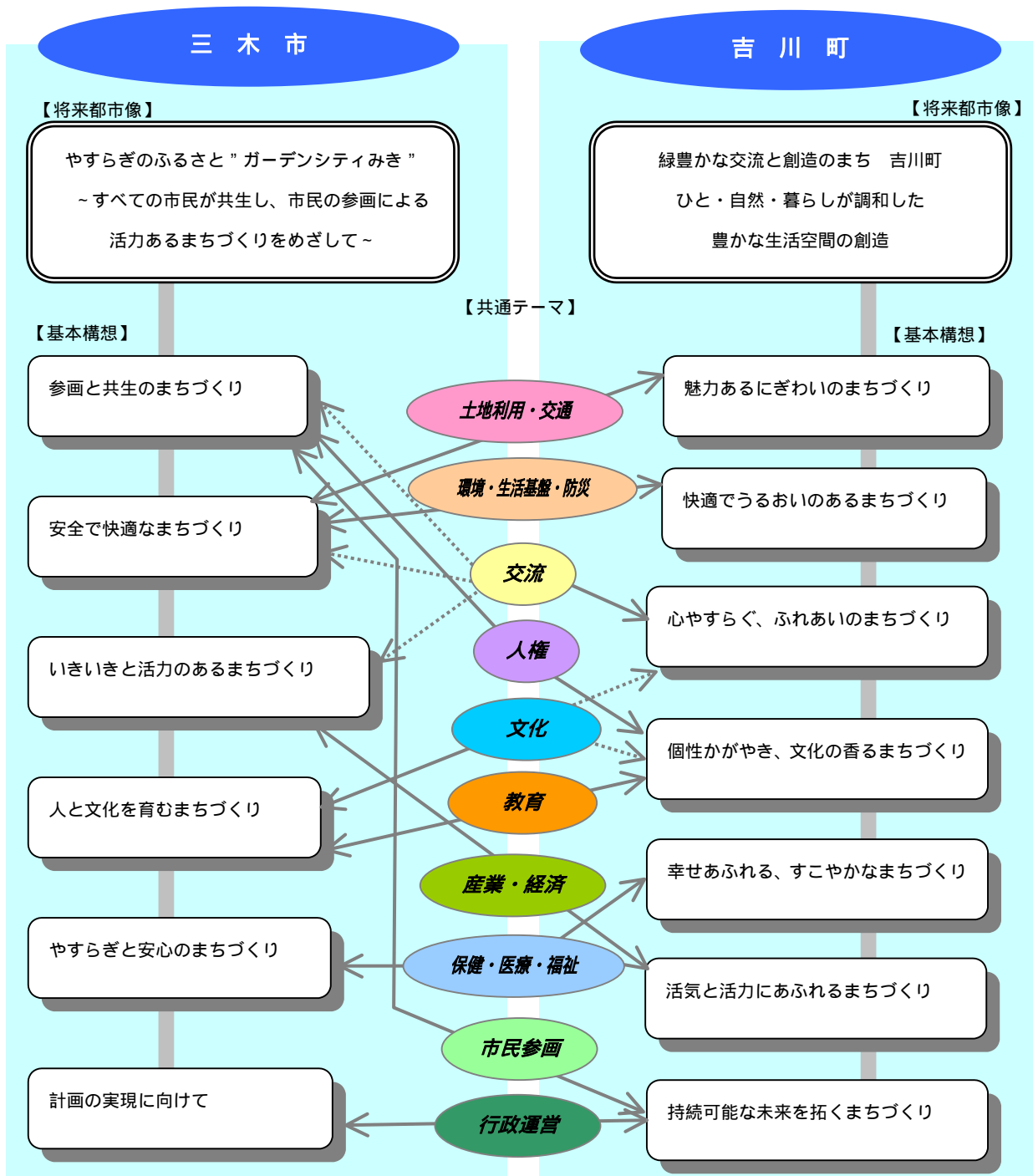


(資料) 兵庫県市町民経済計算

両市町のまちづくりビジョン

下図では、三木市と吉川町の総合計画の体系を比較し、両市町での共通テーマをくり出しました。両市町とも、概ね共通のテーマによって構成されていることがわかります。

三木市では、第一の柱として「参画と共生のまちづくり」を掲げ、市民参画や人権施策を打ち出しているのが特徴的です。吉川町では三木市よりも1項目多い7本の柱立てであり、「魅力あるにぎわいのまちづくり」として土地利用や交通施策を、また「心やすらぐ、ふれあいのまちづくり」として文化施策や市民交流施策をまとめているのが特徴的です。



公共施設整備等の状況

両市町とも、教育・文化、保健・医療・福祉等をはじめ各種の公共施設整備が進められており、図書館や公立病院については三木市においてのみ整備されています。今後は、住民ニーズに対応しながら、新市全体の観点に立った既存施設の有効活用や、老朽化した施設の維持・更新に努めていく必要があります。

下水道等による生活排水処理率が三木市では82.7%、吉川町では82.3%となっているなど、各種の都市基盤については一定程度の整備が進められています。新市においては、住民ニーズや行財政状況を踏まえながら、残事業を進捗していくとともに、既存の都市基盤の利活用や維持・更新を推進していく必要があります。

公共施設等の状況

		三木市	吉川町
教育	小学校（市町立）	13校（13校）	4校（4校）
	養護学校（市町立）	1校（1校）	0校（0校）
文化等	中学校（市町立）	7校（7校）	1校（1校）
	高等学校（市町立）	3校（0校）	1校（0校）
	保育所（市町立）	13箇所（3箇所）	1箇所（1箇所）
	幼稚園（市町立）	14箇所（13箇所）	4箇所（4箇所）
	公民館（市町立）	8箇所（8箇所）	2箇所（2箇所）
	体育館（市町立）	5箇所（3箇所）	2箇所（2箇所）
	図書館（人口一人当たり蔵書数）	1箇所（1.8冊）	0箇所（－）
	美術館（市町立）	1箇所	0箇所
	保健	病院（市町立）	6箇所（1箇所）
診療所（市町立）		103箇所（1箇所）	4箇所（0箇所）
医療	特別養護老人ホーム（定員数）	3箇所（218人）	1箇所（60人）
	養護老人ホーム（定員数）	1箇所（50人）	0箇所（－）
	ケアハウス（定員数）	3箇所（60人）	1箇所（15人）
福祉等	老人保健施設（定員数）	2箇所（150人）	0箇所（－）
	通所介護事業所	9箇所	1箇所
	在宅介護支援センター	9箇所	1箇所
	老人福祉センター	2箇所	1箇所
基盤整備	道路改良率	59.4%	49.1%
	道路舗装率	90.5%	85.3%
	上水道等普及率	99.8%	99.7%
	ごみ処理実施率	100.0%	100.0%
	生活排水処理率	82.7%	82.3%
	都市公園等（人口一人当たり面積）	90（7.6㎡）	10（12.4㎡）

（資料：施設整備は平成16年4月現在、基盤整備は平成15年3月31日「公共施設状況調」より）

財政状況

財政力の強弱を示す財政力指数については、両市町とも 1.0 以下であり、最近では税収減等の影響により低下傾向にあります。また、財政運営の弾力性を示す経常収支比率は、三木市では平成 14 年度には 92.4% にまで高まっており、財政の硬直化が進んでいるといえます。一方、吉川町では 82.5% とやや低い数値となっています。

歳出に占める公債費の割合を示す公債費比率や起債制限比率についても、両市町とも近年では増加傾向にあります。一方、自治体の「貯金」ともいえる積立金については、近年では低下傾向にあります。

このように、両市町とも財政状況は厳しくなりつつあります。国では、税、補助金、地方交付税のあり方を見直す三位一体の改革が進められていますが、地方交付税等の削減が先行して進められていることもあり、今後は財政運営がより一層厳しくなることが予想されます。

合併によって、一定の経費削減効果等が期待できるものの、1 市 1 町の合併という最小単位の合併では、3 団体以上の合併と比べて削減効果は必ずしも大きくはありません。そのため、新市のまちづくりを推進していくための力強い行財政の基盤を構築し、合併効果だけに止めることなく財政の効率化を徹底していく視点が欠かせません。

三木市の決算状況

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
財政力指数 (過去 3 年平均) (注 1)	0.77	0.74	0.72	0.71	0.70
経常収支比率 (注 2)	87.5%	91.0%	92.5%	92.4%	92.8%
実質収支比率 (注 3)	0.5%	0.6%	0.7%	0.8%	1.0%
公債費比率 (注 4)	18.5%	20.3%	20.8%	21.9%	22.7%
起債制限比率 (注 5)	11.9%	13.2%	13.9%	14.3%	14.4%
積立金現在高	4,700,054 千円	8,472,183 千円	8,005,690 千円	7,785,993 千円	7,808,760 千円
地方債現在高	38,907,073 千円	41,328,514 千円	40,582,848 千円	40,011,361 千円	38,813,311 千円

吉川町の決算状況

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
財政力指数 (過去 3 年平均)	0.63	0.63	0.62	0.63	0.64
経常収支比率	75.3%	77.7%	79.7%	82.5%	82.1%
実質収支比率	9.3%	8.7%	2.5%	1.8%	2.0%
公債費比率	8.8%	8.9%	11.0%	15.0%	15.8%
起債制限比率	4.8%	4.9%	6.2%	7.9%	9.3%
積立金現在高	4,840,809 千円	4,629,099 千円	4,415,692 千円	4,532,994 千円	4,313,905 千円
地方債現在高	4,801,425 千円	5,067,483 千円	5,511,505 千円	5,376,233 千円	5,713,777 千円

(注 1) 「財政力指数」とは、市町村の財政力の強弱を表すもので、標準的な行政を行うために必要な一般財源に対する税収入の割合で示されます。財政力指数が「1」に近いほど財政力が強いことになり、「1」を超える市町村は財源に余裕があると見なされ、普通交付税が交付されません。「1」を下回る市町村には不足分だけ、普通交付税が交付されます。

(注 2) 「経常収支比率」とは、財政運営の弾力性を判断しようとする指標であり、人件費や公債費などの義務的経費に地方税、地方交付税を中心とする経常一般財源が、どの程度充当されているかを示す比率で表されます。一般的に都市では 75%、町村では 70%程度が妥当と考えられています。

(注 3) 「実質収支比率」とは、当該年度の実質収支を標準的な財政規模で割った比率であり、通常は 3%から 5%程度が望ましいとされています。

(注 4) 国や金融機関等から借り入れた地方債を返済するための経費 (元金と利子) を公債費といい、公債費の一般財源に占める割合を「公債費比率」といいます。

(注 5) 「起債制限比率」とは、公債費比率と同様、公債費負担の程度を示す指標ですが、公債費については地方交付税により措置される分があるため、この措置分を除いて算出されるものです。14%を超えると公債費負担適正化計画の策定・実行が義務づけられ、20%以上になると起債の制限を受けます。

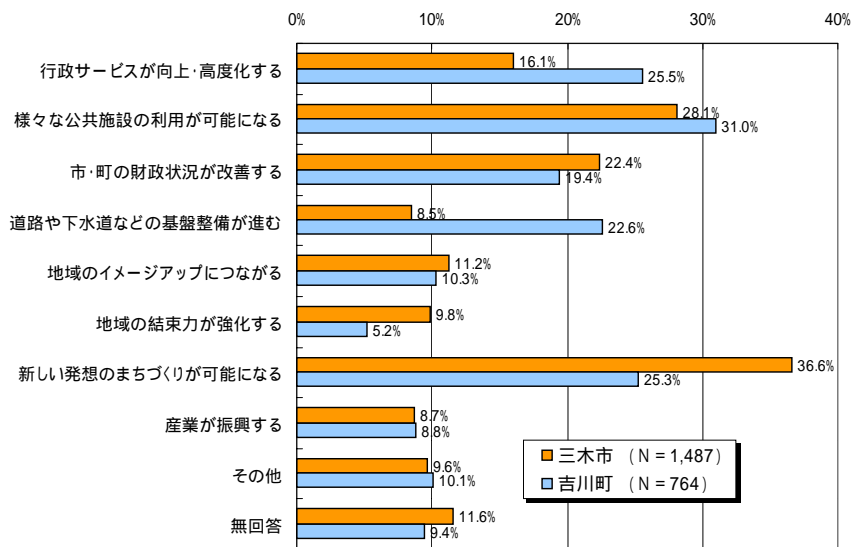
第3章 住民アンケート調査結果(概要)

平成16年4月から5月にかけて三木市・吉川町の住民5,000人を対象にした住民アンケート調査結果を実施しました。以下では主な結果について整理します。

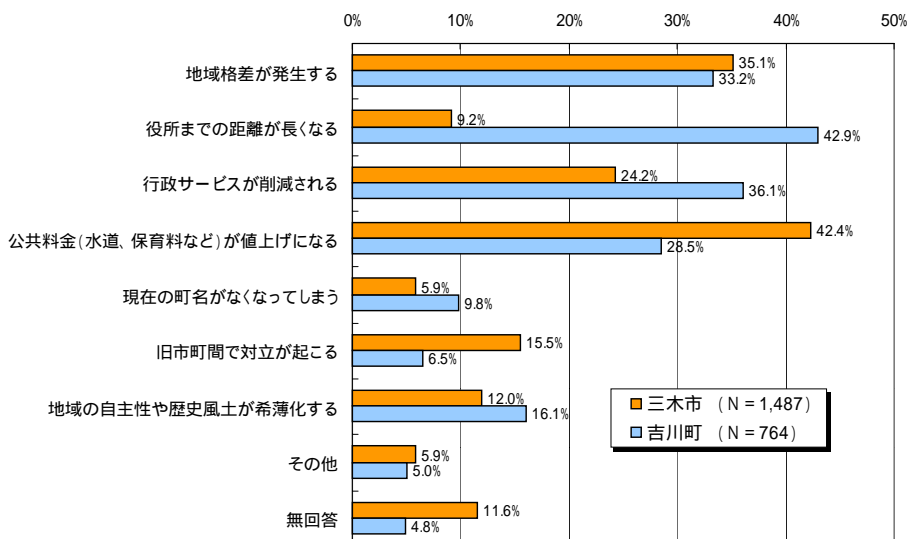
「合併への期待」としては、新しい発想のまちづくりが可能になる、様々な公共施設の利用が可能になる、行政サービスが向上・高度化する、などの回答が多くなっており、住民の期待に答えるまちづくりを進めていく必要があります。

「合併への不安」としては、役所までの距離が長くなる、公共料金が値上げになる、地域格差が発生する、などの回答が多くなっていますが、新市のまちづくりでは住民の不安を解消できるような施策を講じる必要があります。

合併への期待



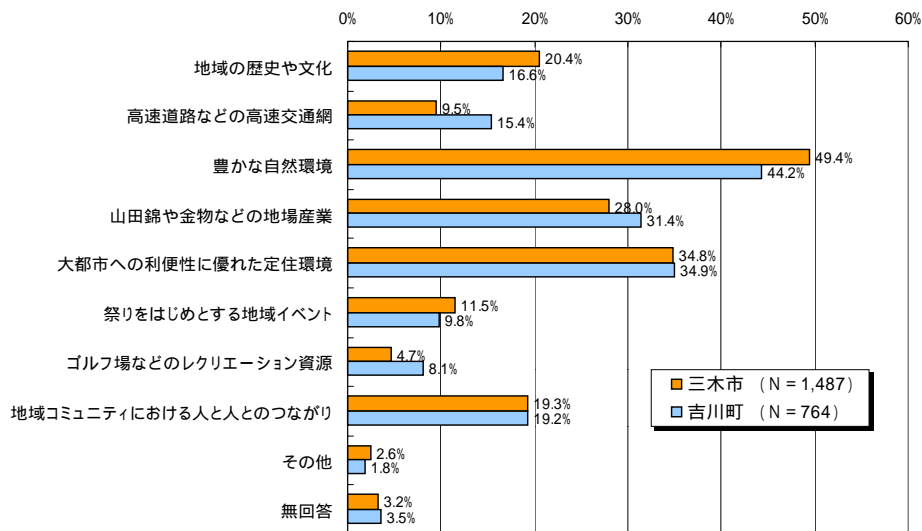
合併への不安



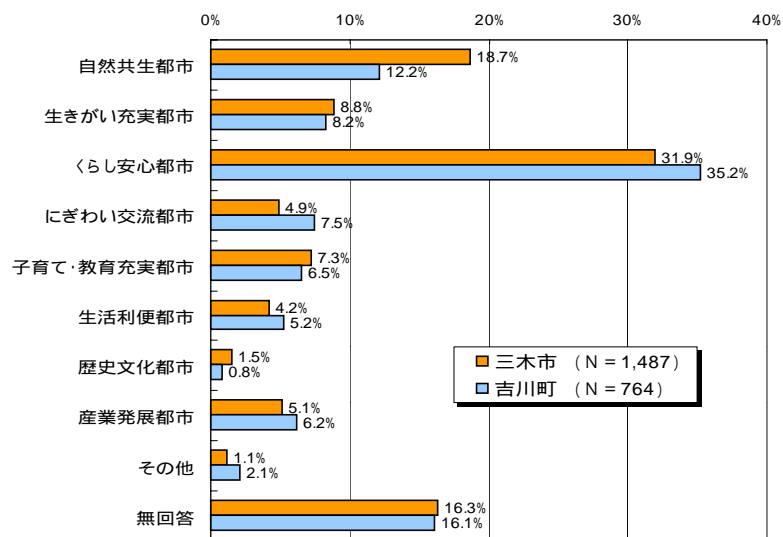
「まちづくりに活かすべき資源」として、豊かな自然環境や利便性に優れた定住環境、地場産業等を挙げる回答が多くなっており、新市のまちづくりにおける活用策が求められます。

「重点的に取り組むべき課題」としては、医療・福祉や公共交通、身近な行政窓口、防災・防犯など、生活に密着したサービスの充実を求める回答が多くなっています。

まちづくりに活かすべき地域資源



重点的に取り組むべき課題



第4章 新市建設の基本方針

1. 前提条件

三木市と吉川町が合併することにより、お互いが抱える行政課題をともに解決し、乗り越えていくことを主旨としており、本計画においては三木市・吉川町の全域を対象にして、合併後の新市全体のまちづくりの基本方針を示すものとします。

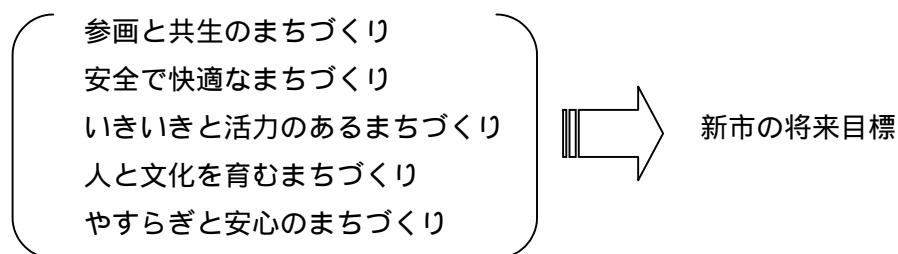
基本的には、三木市のまちづくりの長期ビジョンである「やすらぎのふるさと『ガーデンシティみき』」をベースとしながら、吉川町のビジョンである「緑豊かな交流と創造のまち」を織り込みつつ、さらに住民アンケート調査結果等から分析された住民ニーズ等も踏まえ、新市のまちづくりの方針を示すものとします。

2. 新市の将来像

(1) 新市の将来都市像

「やすらぎのふるさと」ガーデンシティみき」

～すべての市民が共生し、市民参画による活力あるまちづくりをめざして～



(2) 新市の将来目標

新市の将来像を達成するため、まちづくりの将来目標を次のとおり設定します。

新市を、名実ともに北播磨内陸地域の拠点都市とするため、「ガーデンシティ」にふさわしい都市基盤の整備や多自然居住環境の保全を図るとともに、快適で安心のふるさととして災害に強い防災都市をめざしながら、ふるさとの歴史や地域資源を生かした個性が響きあうまちづくりと市民自らが生きがいを見出せる参画と協働社会の構築を新市のまちづくりの重点目標とします。

3. 新市建設の基本方針

新市の将来目標を達成するため、新市の基本方針を以下のとおり設定します。

(1) 定住魅力あふれる快適で安心の生活環境づくり

生活環境面に係る三木市と吉川町の共通課題としては、人口減少や少子・高齢化対策などの人口問題、分野別では医療・福祉や防災・防犯、交通等の施策の充実等、多岐にわたっています。

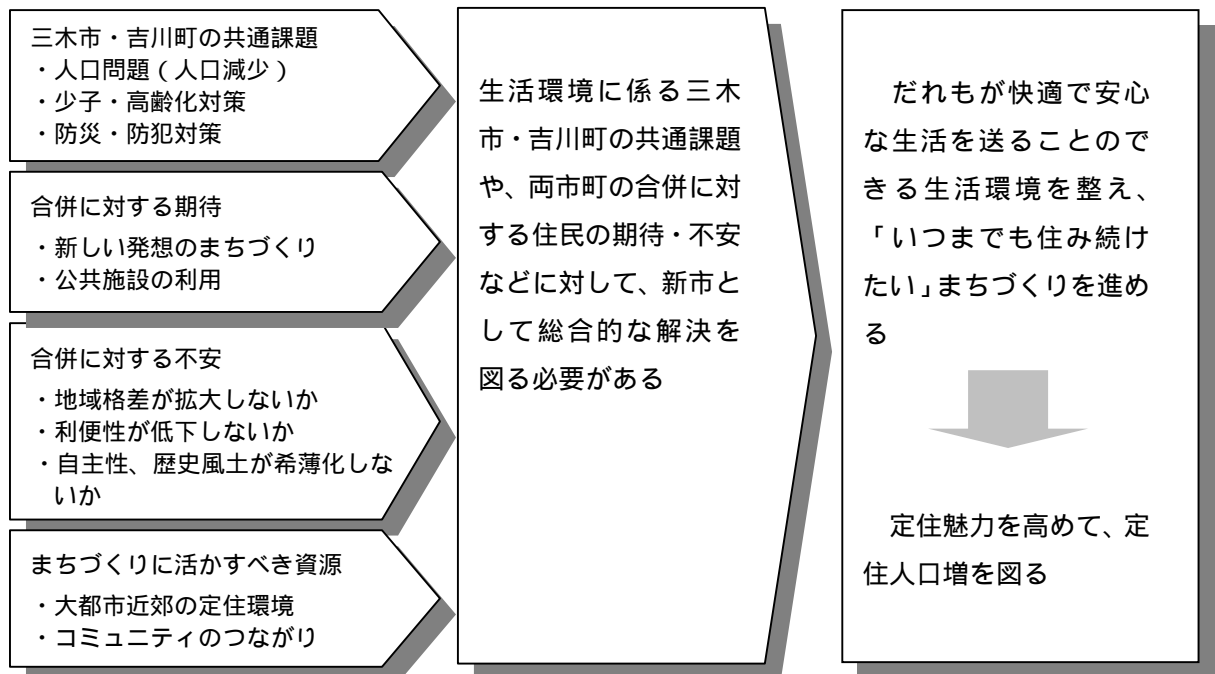
合併にあたっては、新しい発想のまちづくりや既存公共施設の有効利用などが期待されている一方、合併によって地域格差が拡大しないか、利便性が低下しないか、地域の自主性、歴史風土が希薄化しないか、などが懸念されています。加えて、新市においては、活用すべき地域資源として、大都市地域近郊の定住環境や、コミュニティにおける人と人とのつながりを活かした施策の展開が求められています。

このような生活環境に係る三木市・吉川町の共通課題や、両市町の合併に対する住民の期待・不安などに対して、新市として総合的な解決を図ることにより、だれもが快適で安心な生活を送ることのできる「いつまでも住み続けたいまちづくり」を目指すとともに、定住魅力を高めて、地域外からの転入を活性化させるなど定住人口の増加を促進します。

【新市の概況や住民アンケート調査から】

【まちづくりの基本課題】

【まちづくりの方針】



(2) 人・もの・情報が行き交う活力ある交流のまちづくり

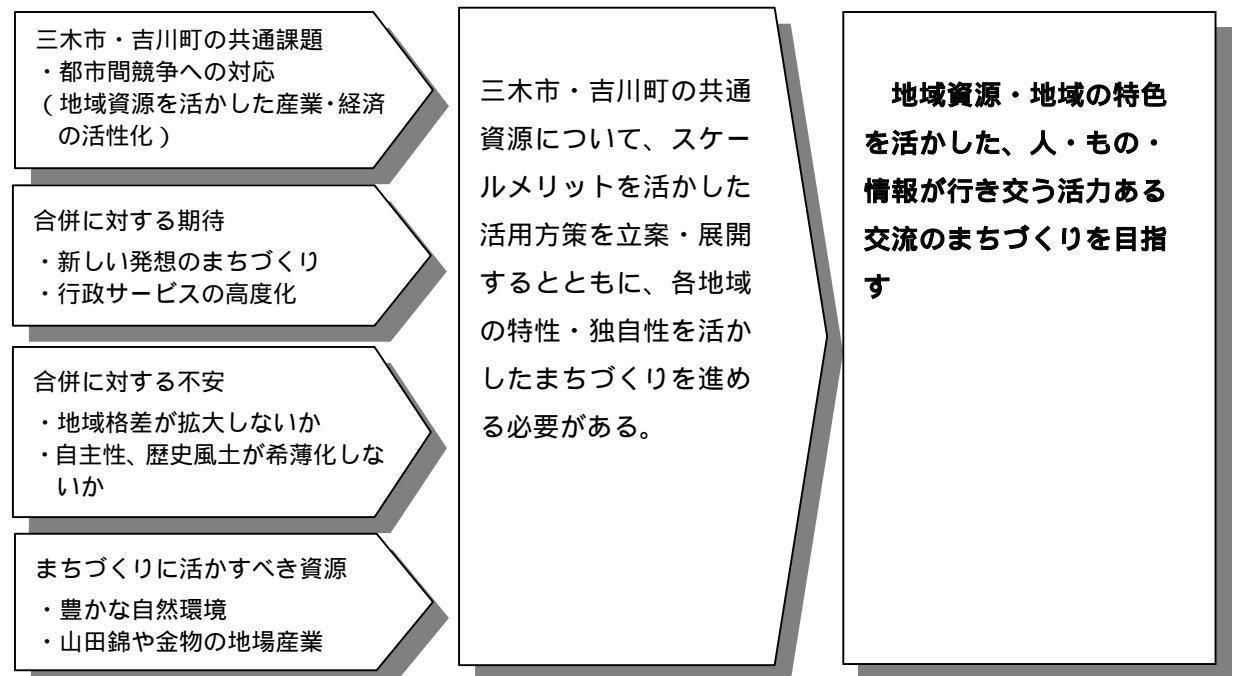
都市間競争が激しくなるなかで、三木市・吉川町ともに、特色ある地域資源を活かした産業・経済の活性化が求められています。豊かな自然環境、山田錦や金物などの地場産業などの三木市・吉川町の共通資源について、合併によるスケールメリットを活かした活用方を立案・展開するとともに、各地域の特性・独自性を活かしたまちづくりを進め、人・もの・情報が行き交う活力ある交流のまちづくりを目指します。

また、新市においては山陽自動車道、中国自動車道、舞鶴若狭自動車道等が利用できる要衝ともなるため、これらを有効に活用したまちづくりにも努めていきます。

【新市の概況や住民アンケート調査から】

【まちづくりの基本課題】

【まちづくりの方針】



(3) 次世代に受け継がれる力強い行財政の基盤づくり

三木市・吉川町ともに、今後とも厳しい財政状況が予測されています。合併に対しては、財政状況の改善、行政サービスの高度化が期待されている一方、合併によって公共料金が値上げにならないか、行政サービスが削減されないか、などの懸念も指摘されています。

また、新市においては、合併効果による経費削減を進めるとともに、市民のニーズに対応した市民満足度の高いまちづくりを推進していく必要があります。

そのためには、市民参画や協働のまちづくりを徹底していくとともに、行財政運営の高度化・効率化に不断に取り組む、次世代に受け継がれる力強い行財政の基盤づくりを進めることが求められます。

【新市の概況や住民アンケート調査から】

三木市・吉川町の共通課題
・厳しい財政状況
・市民参画・公民協働のまちづくり

合併に対する期待
・財政状況の改善
・行政サービスの高度化

合併に対する不安
・公共料金が値上げにならないか
・行政サービスが削減されないか

行財政運営に対する姿勢
・財政健全化を優先すべき

【まちづくりの基本課題】

協働を基本としながら、市民参画機会の拡充を図るとともに、行政の高度化と行財政の効率化に継続的に取り組み、市民満足度の高いまちづくりを進めていく必要がある

【まちづくりの方針】

**次世代に受け継がれる
力強い行財政の基盤づくりを進める**

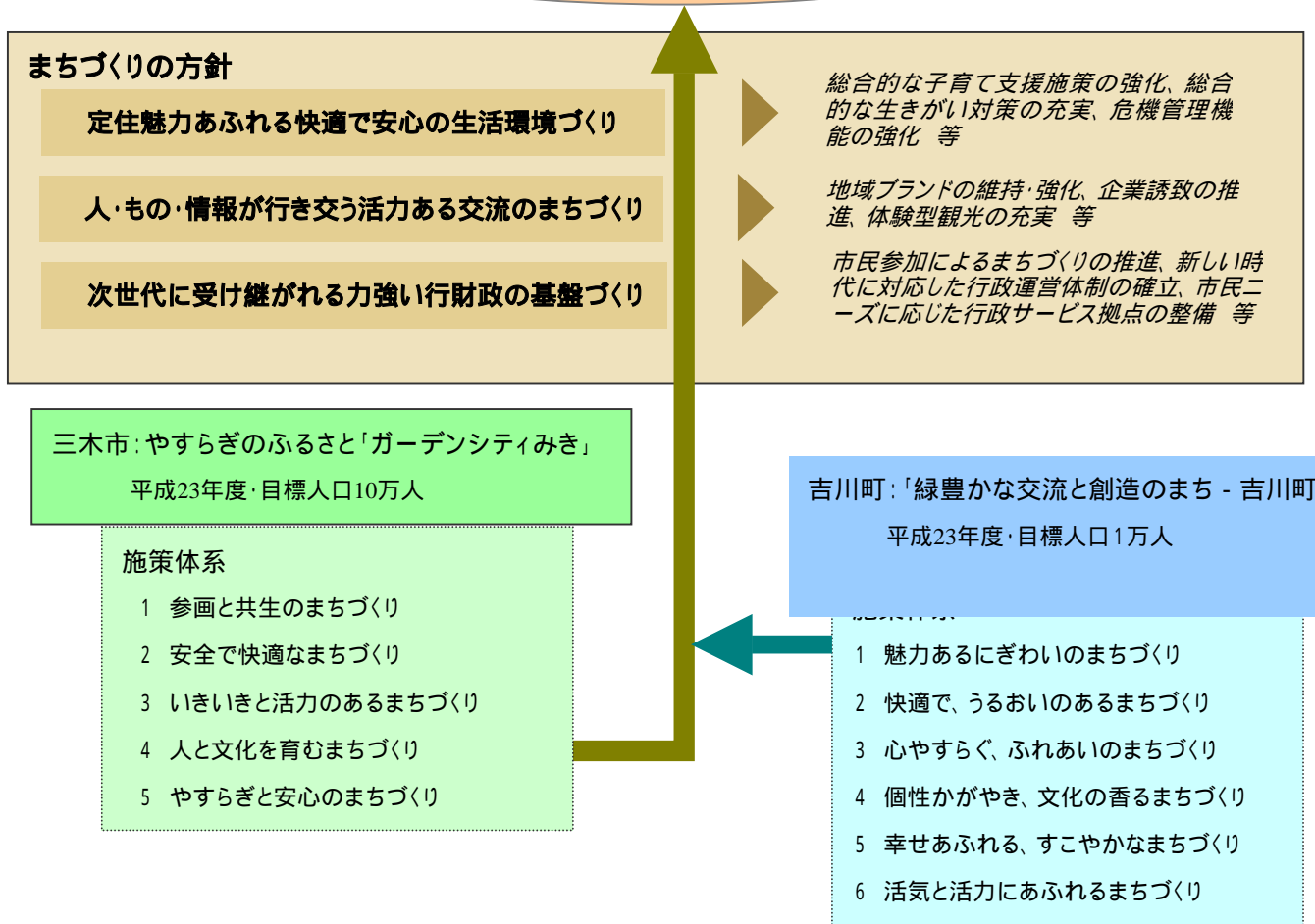
新市建設にあたっては、以上に掲げた、

- (1) 定住魅力あふれる快適で安心の生活環境づくり
- (2) 人・もの・情報が行き交う活力ある交流のまちづくり
- (3) 次世代に受け継がれる力強い行財政の基盤づくり

の3点を基本に、三木市・吉川町の共通課題を解決するとともに、新市としての新たなまちづくりに取組み、10年後に「合併してよかった！」とだれもが実感できる、子や孫の世代に受け継がれるまちづくりを進めます。

新市建設の基本方針（総括）

10年後にだれもが「合併してよかった！」と実感できる、子や孫の世代に受け継がれるまちづくり



4 . 吉川町域のまちづくりの方針

新市における吉川町域の位置付け

新市の北東部に位置する吉川町域については、吉川町新総合計画の将来都市像である「緑豊かな交流と創造のまち」を受け継ぎながら、新市での「緑と憩いの交流エリア」に位置付けるとともに、地域文化創造拠点の整備を通じて、暮らしに根づく文化を背景に、地域性を活かしたまちづくりを進めていくことを基本とします。

そのため、山田錦や里山環境をはじめとする自然資源、文化資源やネットワークを含めた人的資源などの豊かな地域資源を十分に活かしながら、新市の東の玄関口として地域外との交流の促進を図るほか、定住環境や都市魅力の向上を目指したまちづくりを進めていきます。

まちづくりの方向性

新市建設の基本方針に沿って、吉川町域のまちづくりの方向性を示します。

定住魅力あふれる快適で安心の生活環境づくり

吉川町域には、多自然居住空間である集落・市街地とともに、近隣都市の郊外住宅地としてのニュータウン（みなぎ台）が整備されています。現在の居住者のみならず、今後の新たな吉川町域への転入者も含め、だれもが便利で快適・安心の暮らしを送れるように、都市基盤の整備や各種行政サービスの確保・充実、日常的な交通環境の確保・充実など、定住魅力の拡充に努めていきます。

人・もの・情報が行き交う活力ある交流のまちづくり

新市においては、中国自動車道により兵庫県内陸部地域、舞鶴若狭自動車道により兵庫県北部地域との連携が新たに強化されることから、より一層広域的な交流の推進を図ることが可能となります。また、新市の都市核や山陽自動車道等とのネットワークを充実するとともに、さらなる交流の促進をめざして隣接都市へのネットワークも充実させます。

さらに、山田錦や豊かな緑・里山環境、ゴルフ場などの地域の自然資源や書道（上田桑鳩）、郷土芸能などの文化資源を活用しながら、新市のさまざまな交流を活発にするように、地域活性化施策を展開していきます。

次世代に受け継がれる力強い行財政の基盤づくり

吉川町では従来から CI（コミュニティ・アイデンティティ）事業をはじめ、地域の独自性を活かしたまちづくりを推進してきました。新市においても協働のまちづくりを基本として、地域住民の参加を得ながら、吉川町域の個性・独自性を活かしたまちづくりや住民参加のしくみづくりを進めていきます。

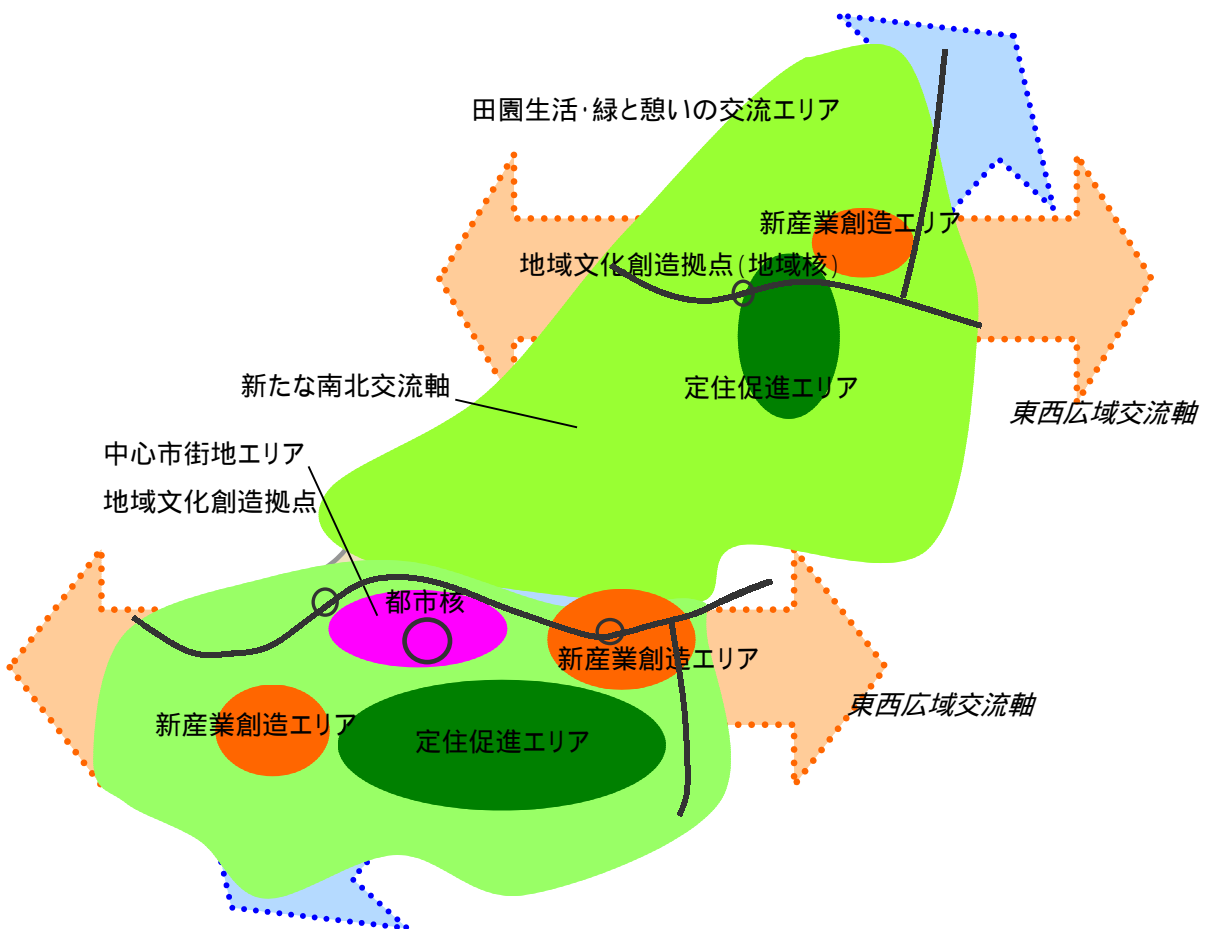
5 . 土地利用・地域別整備の方向性

新市においては、地理的条件や土地利用の現況、および開発動向等を踏まえて、市の北部を「田園生活・緑と憩いの交流エリア」と位置づけるとともに、中枢的な都市機能が集積し、全市の中核となる「中心市街地エリア」、新しい産業の立地を進め「新産業創造エリア」、新たな人口流入を呼び込む核となる「定住促進エリア」を設定します。また、各地域の特性・特色を活かすために、それぞれの地域において地区拠点の整備を進めます。

特に、吉川町域については、新市の東の玄関口としての位置づけをする一方、口吉川町、細川町域を含め、独自の地域資源を有効に活用しながらその特性を活かしたまちづくりを進めるとともに、新市北部の地域文化創造拠点として位置づけます。

一方、全市的な観点から一体性を確保するため、東西方向の広域交流軸に加えて、新たな南北交流軸を設定し、それぞれのエリアとの交流を促進させる基盤整備を進めるとともに、教育、文化、生活などが共有できる多様な都市機能の充実を図ります。

土地利用・地域別整備の方向性



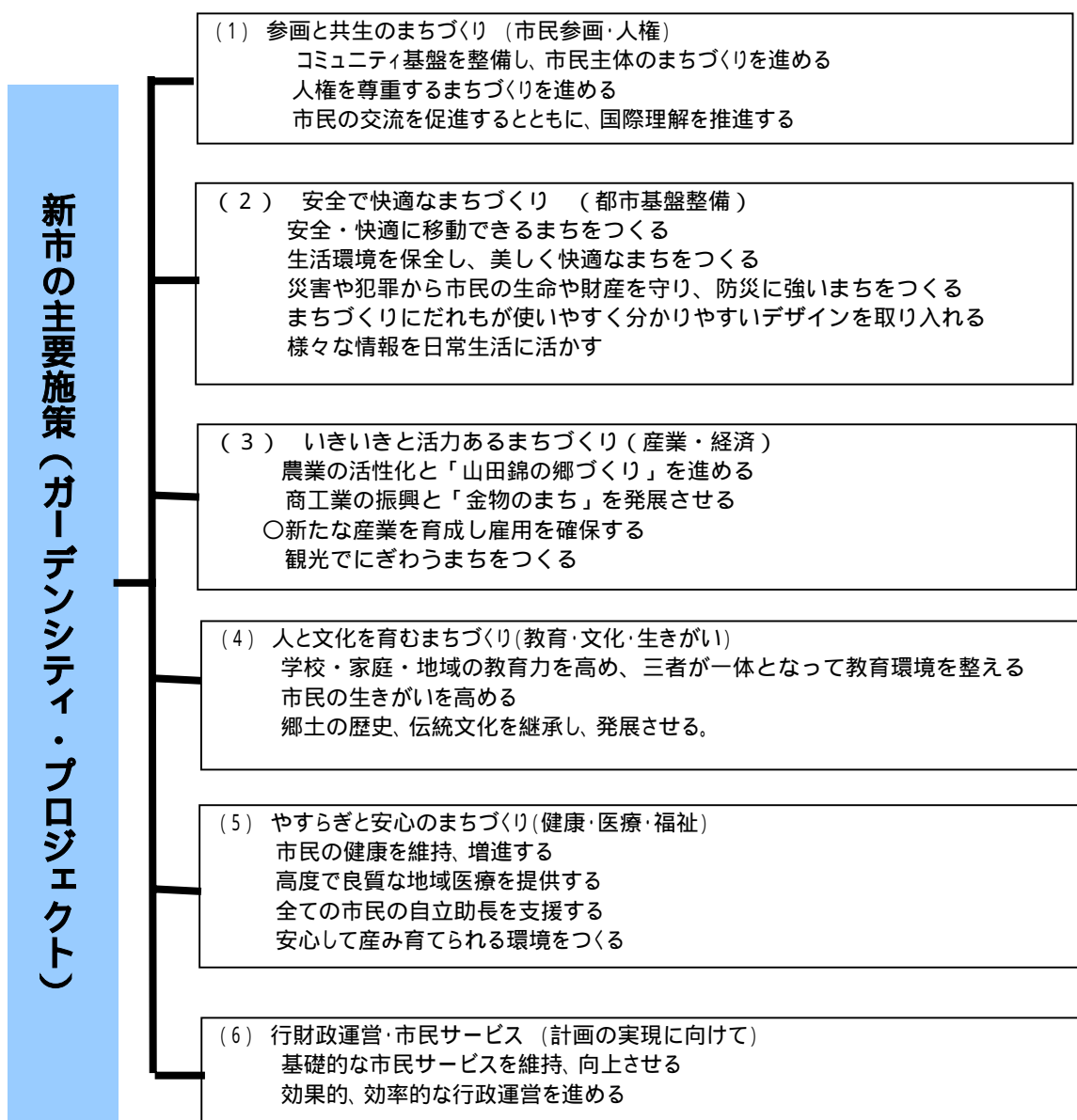
土地利用・地域別整備の方向性

エリア・拠点	整備の方向
<p>●田園生活・緑と憩いの交流エリア</p>	<p>新市の平野部、および丘陵部からなるエリアです。農業の振興や田園景観の保全を進めるとともに、山田錦、花き、その他農産物などの地域資源活用の活性化や田園生活基盤の充実をはかり、職・住・遊のバランスのとれた地域整備を進めます。</p> <p>また、同地域の丘陵・台地部、および美囊川沿い等の平野部からなるエリアでは、大部分が宅地造成工事規制区域となっていますが、緑豊かな自然資源や里山の景観を保全していくとともに、農業の振興やゴルフ場をはじめとするスポーツ・レクリエーション施設の集積を生かした交流活性化を進めるエリアとしても整備を進めます。</p>
<p>●中心市街地エリア／都市核</p>	<p>三木地区周辺の、商工業や公的機関等の都市機能が集積するエリアです。新市全体での中核的なエリアとして、豊かな市民生活や地域全体の活性化を先導する拠点として、都市機能の高度化をはかります。</p>
<p>●地域文化創造拠点／地域核</p>	<p>三木地区周辺及び吉川地区に地域文化拠点を設置し、それぞれの地域において育まれてきた地域の歴史・伝統・文化を次世代に継承し、また新しい地域文化を創造していく拠点としての整備を進めます。特に、吉川地域においては住民生活を支援する拠点としても、各種都市機能の整備を図ることといたします。</p>
<p>●定住促進エリア</p>	<p>近年宅地造成された住宅地を中心とするエリアです。市外からの人口流入を促進する拠点として、生活基盤の整備などの魅力ある都市環境づくりを進めるとともに、他エリアとの交流・連携によって全市的な一体性を醸成していきます。</p>
<p>●新産業創造エリア</p>	<p>ひょうご情報公園都市及び三木工場公園、吉川産業団地等を含むエリアです。基盤整備等の推進と企業・事業所の誘致を進め、新しい産業の創造をはかるとともに、他のエリアとの交流を促進し、新市全体での経済・産業の活性化を促す拠点としての整備をはかります。</p>

第5章 新市の施策

1. 新市の主要施策（ガーデンシティ・プロジェクト）体系

新市の将来都市像「やすらぎのふるさと”ガーデンシティみき”」を実現するため、まちの基盤をつくる主要施策を展開します。新市の骨格をつくり、暮らしやすく、快適な生活を営むための基本的な事業です。



2. 新市の施策

(1) 参画と共生のまちづくり (市民参画・人権)

コミュニティ基盤を整備し、市民主体のまちづくりを進める

新市では、市民参加を促し、行政と市民や団体・コミュニティ組織間の適切な役割分担による協働型社会の構築を推進していきます。そのために、情報公開・情報提供により市政への市民参加機会をより一層充実します。また、市民生活に身近な地域コミュニティを単位として各コミュニティの独自性や特色を活かしたまちづくりを進めるため、吉川町で取り組まれているC I (コミュニティ・アイデンティティ) 計画^(注)の考え方を全市的に広めるとともに、コミュニティの核としての各町の公民館を充実します。吉川地区における公民館についても地区公民館としての位置づけを明確にし、地域コミュニティの核としての機能が十分発揮できるよう整備します。

また、人間性豊かな心ふれあう地域社会を築くために、市民のコミュニティ意識の高揚を図るとともに、コミュニティリーダー、ボランティア活動、NPO 活動などの活性化のために、活動拠点の充実など積極的な支援策を推進します。

(注) C I (コミュニティ・アイデンティティ) 計画とは

地域のアイデンティティ(個性)を再確認し、それを内外に発信し、地域の振興・活性化を進めることを目的とした戦略的な計画のことです。合併後の新市では、各地域が有する資源を掘り起こし、ひとつの統一したデザインを企画し、市民一人一人の「まちを愛する心」を育み、まちづくりに積極的に参画するような計画やしきみづくりが求められます。

人権を尊重するまちづくりを進める

同和問題や女性、高齢者、障害者、外国人への差別、また、近年では児童虐待など、人権に関する問題は多様化していますが、これらの問題の解決に向け、あらゆる場を通して、効果的な人権教育・啓発を推進するとともに、人権尊重の感性と実践力を備えた人づくりを積極的に推進します。

また、男女共同参画社会の実現に向けて、教育、子育て支援、就労などの各行政分野が連携しながら総合的に施策を展開します。

市民の交流を促進するとともに、国際理解を推進する

市民としての共通意識の形成を目指して、交流拠点としてのスポーツ・レクリエーション施設の整備、全市的なイベント開催などを行い、地域や世代間の差異を理解し合える場や機会の提供をしていきます。

また、三木市では、アメリカのカリフォルニア州バイセリア市と姉妹都市提携、吉川町ではオーストラリアのコロワ市との友好提携を結ぶなど、国際交流を推進してきましたが、今後ともこれらの交流活動を継続し、市内に在住する外国人との友好を深めるとともに市民の国際感覚を醸成することを趣旨として、国際交流活動を活発化させます。

参画と共生のまちづくりにおける主な施策・事業

施 策	主 な 事 業
<p>コミュニティ基盤を整備し、市民主体のまちづくりを進める</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○広報・公聴の制度充実、市民によるまちづくり提案の実施 ○地域の個性を活かしたまちづくりの推進 ○ボランティアを始めとする市民活動拠点の整備と充実
<p>人権が尊重されるまちをつくる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「三木市人権尊重のまちづくり条例」に基づく人権尊重のまちづくりの推進 ○公民館など地域の活動拠点整備や人権教育・啓発の推進 ○男女共同参画プランに基づく、総合的な施策の展開
<p>市民の交流を促進するとともに、国際理解を推進する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ・レクリエーション等の交流拠点の整備 ○全市的なイベントの開催 ○国際交流協会支援・都市親善の活動を推進

(2) 安全で快適なまちづくり (都市基盤整備)

安全・快適に移動できるまちをつくる

合併により新たな交流軸を構築し、相互の交流を活発化していくことが必要ですが、高齢者や学生などの車を運転することのできない市民が、行動の自由を制限される「交通弱者」とならないよう、公共交通機関の充実を図ることがますます重要な課題となっています。

三木市内においては、神戸電鉄、三木鉄道、路線バス、ゾーンバス等が運行されており、吉川町内では、路線バスや中国自動車道の高速バス、町内のコミュニティバスが運行されています。新市では、各地域における公共交通の利便性を確保するとともに、今後は「交通弱者」対策や広域化する市域に対応していく必要があります。そのため、三木市内と吉川町を結ぶ路線バスの充実など、市民生活に必要不可欠な最低限の移動手段については、その確保を図りながら、路線の再構築も含めて、公共交通ネットワークの充実やコミュニティバスの運行を検討し、市民ニーズに対応した効率的な公共交通サービスの提供を行っていきます。

一方、広域化する交通に対しては、中国自動車道、山陽自動車道、舞鶴若狭自動車道等の高速道路網へのアクセス道路を整備するとともに、三木市と吉川町の住民生活の一体化を推進し、円滑で快適な交通を確保していくため市内各道路の体系的な整備を進めます。

生活環境を保全し、美しく快適なまちをつくる

三木市の豊かな自然や美しい景観を後世に伝えていくために、無秩序な開発に対する規制の強化や景観ガイドラインの策定を行っていくほか、自然環境の保護に積極的に関わっていきます。また、身近な生活環境レベルから地球環境レベルに至るまで、環境保護への積極的な取り組みを行うほか、環境教育の推進など、市民が環境保護に対する意識を高め、自主的に行動できるまちづくりを進めます。

ごみによる環境負荷を減らすためには、減量・リサイクル活動の促進、ごみ出しに対する市民のマナー向上への啓発などを図るとともに、廃棄物処理に関しては、効率的な収集体制の確立や、一般廃棄物や産業廃棄物の適正処理の推進、埋立て処分場の確保、違法な廃棄の防止策など、新市が一体として取り組みます。

快適なまちづくりを支える都市基盤として、水道施設の整備・維持・補修を推進し、市民に安全でおいしい水を安定的に供給していきます。生活排水処理については、市街地における公共下水道の整備、郊外においては特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業、合併浄化槽設置、し尿処理施設の整備などを推進し自然環境の保持と快適な生活の確保に努めます。

市民が憩える空間を充実するためには、三木市の三木山総合公園や城址公園、吉川町の総合中央活動センター等の基幹的な公園整備のほか、地域の身近な公園の整備・充実や、市民参加による緑化活動等を推進します。また、秩序ある快適な都市空間づくりのため、土地区

画整理事業を推進するとともに、良好な住環境の整備を促進します。

災害や犯罪から市民の生命と財産を守り、防災に強いまちをつくる

地震や風水害の被害を未然に防ぐため、急傾斜地や低地・住宅密集地などにおける災害防止の事業を推進します。

また、新市全体での防災体制を強化し災害発生時の被害を最小限に抑えるため、防災計画の策定や消防防災拠点の整備、関連車両・機材等の充実、救急救命業務の高度化、公共施設の耐震補強などを進めるほか、住民自らが自助共助の活動を迅速に行えるよう、自主防災組織の育成や啓発を推進し、災害に強いコミュニティづくりに努めます。

一方、犯罪の多様化・低年齢化が進んできた今日、住民の安心・安全な生活を守るため、警察・学校などをはじめとする関係機関との連携を強化していくとともに、地域とも連携して危機管理体制を充実させていきます。

まちづくりにだれもが使いやすく分かりやすいデザインを取り入れる

健康な人だけでなく、子どもや高齢者、障害をもつ人など、市民のだれもが「使いやすい」「歩きやすい」まちであるために、施設のバリアフリー化を推進するなど快適な生活空間の創造に努めていきます。

一方、内外に対して新市の一体性を醸成・アピールするとともに、市内での移動や施設利用がだれにとってもわかりやすくスムーズにできるよう、新市としての統一的なデザインによるサインの整備を順次進めていきます。

様々な情報を日常生活に活かす

北播磨の中心都市として新市の魅力をさらに高めるとともに、広域化する新市において行政サービスやまちづくりをより一層充実していくためには、情報通信基盤を拡充するとともに、その基盤を活かしながら、様々な情報が活発に行き交う、また、市民が情報を活用できるしくみをつくり上げていくことが求められます。

三木市では、市街地においては既に民間事業者によるケーブルテレビの供用が開始されていますが、今後は新市全域の整備促進に向け支援していくとともに、公共施設、学校などの地域イントラネット網の拡充を行います。また、地域イントラネットを活用した情報通信システムなどにより、各種行政サービスの利便性を高めます。また、FMみきの受信可能な範囲を新市全域とするための基盤整備についても推進していきます。

一方、情報活用能力の格差を減らすために、市民のパソコンの活用能力を高める取組みを充実します。

安全で快適なまちづくりにおける主な施策・事業

施策	主な事業
安全・快適に移動できるまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ○幹線道路の整備推進 ○生活道路の整備・充実 ○生活バス路線の維持やコミュニティバス路線の充実
生活環境を保全し、美しく快適なまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ○無秩序な開発への規制と自然環境の保全 ○景観ガイドラインの策定 ○ごみ減量・リサイクル活動の促進 ○廃棄物の埋立て処分場の確保 ○合併浄化槽の設置促進 ○上水道の安全性確保と水道施設の整備 ○公共下水道整備や農業集落排水の接続率の向上 ○し尿、汚泥の適正処理の推進 ○三木山総合公園や城址公園、吉川町の総合中央活動センター等の基幹的な公園や身近な公園の整備 ○各土地区画整理事業の推進 ○住環境の整備
災害や犯罪から市民の生命と財産を守り、防災に強いまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ○急傾斜地、危険箇所地等の調査啓発の推進 ○防災計画の策定 ○防災情報通信システム、防災無線等の整備 ○消防庁舎、総合防災拠点の整備 ○(仮称)県震災記念公園の活用 ○消防関連の車両・機材・消防水利機能等の維持・向上 ○救急救命業務の高度化 ○防犯・防災意識の高揚と自主防災組織の育成 ○関係機関の連携強化による危機管理体制の充実
まちづくりにだれもが使いやすい分かりやすいデザインを取り入れる	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設のバリアフリー化を推進 ○統一デザインによるサイン整備
様々な情報を日常生活に活かす	<ul style="list-style-type: none"> ○地域イントラネットなど、情報通信基盤の整備・拡充 ○市民が利用できる情報通信システムの充実 ○情報活用能力の向上のための事業の推進

(3) いきいきと活力あるまちづくり (産業・経済)

農業の活性化と「山田錦の郷づくり」を進める

三木市・吉川町は質、量ともに全国一を誇る酒米(山田錦)の生産地であり、花き、ぶどう、いちごなどの主要生産地でもあります。また、酒米は全国へ出荷され全国ブランド商品となっており、他の農産物についても同一地域内に生産地と消費地が隣接しているとともに、神戸・大阪などの消費地に隣接しているなど、地理的な優位性をもった地域です。

こうした農業資源を新市のより一層魅力的な地域資源としてブランド化し、全国に発信していくため、後継者の育成や生産性を高めるための農業基盤整備などを推進するとともに、豊かな農業資源を活かしながら、「山田錦まつり」をはじめとするイベントの開催や、「山田錦の館」「道の駅みき」「三木みらい館」を中心とした地域の特産品の加工・販売、都市と農村の交流を図る体験型農業、農業を教材とした環境教育の導入など、他の関連分野と連携した施策を展開し、農業を積極的にまちづくりに活かす施策を展開していきます。

商工業の振興と「金物のまち」を発展させる

三木市の地場産業である金物産業は生産・流通・販売の全ての面からみても、全国に「金物のまち」として発信できる地域資源といえます。とりわけ大工道具に代表されるように、三木の金物はそれぞれの分野において匠としての技術が全国的にも評価されていることから、これらの技術を全国に発信する仕組みづくりが必要となっています。そのため、金物まつりや新殖産の振興を推進するとともに、後世に金物のまち三木市を伝えていくために、伝統的な技術や文化の継承に努めます。

また、その他の商工業についても、地場産業の維持・活性化の観点から、関連団体と連携しながら支援策を展開していきます。

さらに、市内の商店街の活性化支援や官民の協働による新たな物流システムの構築支援など産業全体の推進に努めます。

新たな産業を育成し雇用を確保する

充実した高速交通網や大都市への近接性など、恵まれた立地環境を活かしながら、ひょうご情報公園都市をはじめとする市内への企業や研究機関等の誘致を促進するとともに、既存の地域産業や大学等とも連携しながら新たな産業の立地・育成を進め、地域経済の活性化や雇用の確保を図ります。

観光でにぎわうまちをつくる

本地域には、グリーンピア三木、ホースランドパーク、三木山森林公園、山田錦の館、吉川温泉よかたんなどの家族で楽しむ施設や、ぶどう、いちごなどの観光農作物、また、豊かな自然や日本屈指の集積を誇るゴルフ場などといった地域の特性を活かした観光・集客資源に恵まれています。こうした地域資源を連携・ネットワーク化させながら、自然と

文化が楽しめる「大都市近郊の農業体験等の拠点」として、新市のPRを推進します。また、広域的な波及が見込めるイベント開催等により、年間を通じた観光魅力の増幅に努めます。

さらに、案内看板や統一的なサイン表示の充実、各種媒体を通じた情報提供の拡充など、快適に観光してもらうための心のこもった環境整備を推進します。

いきいきと活力あるまちづくりにおける主な施策・事業

施策	主な事業
農業の活性化と「山田錦(注)の郷づくり」を進める	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の特産物の生産力増強や、ブランド力の向上 ○「山田錦」の郷づくりや、「山田錦の館」を中心とした、都市と農村の交流の促進 ○「山田錦まつり」の運営 ○体験型農業の推進 ○ため池整備、ほ場整備、農道整備、土地改良施設の維持管理等の推進 ○基幹農家の育成や、新規就農支援を通じた新たな担い手の育成 ○地産地消の推進
商工業の振興と「金物のまち」を発展させる	<ul style="list-style-type: none"> ○金物の製品デザインなどの開発力の向上や販路拡大、協同事業の活性化等 ○金物まつり、新殖産の振興 ○伝統的な技術や文化の継承 ○中小企業、商店街の活性化
新たな産業を育成し雇用を確保する	<ul style="list-style-type: none"> ○企業、研究機関等の事業所誘致の推進 ○関係機関と連携した新たな産業の育成
観光でにぎわうまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ○各観光・集客施設間のネットワーク化推進 ○グリーンピア三木、ホースランドパーク、三木山森林公園、山田錦の館、吉川温泉よかたん等の集客拠点の活用・充実 ○ゴルフ場の有効活用策の検討 ○イベント開催の充実 ○農業体験・自然体験等の推進

(注) 山田錦: 大正12年に兵庫県立農事試験場において品種改良された酒米で、特に播磨地方で多く栽培されています。

(4) 人と文化を育むまちづくり(教育・文化・生きがい)

学校・家庭・地域の教育力を高め、三者が一体となって教育環境を整える

少子高齢化社会の到来とともに、核家族化が加速している現代社会においては、家庭での子育て環境も大きく変化してきています。

このような社会状況のもと、新市においては、学校、家庭、地域が連携して子どもたちを育むことができる地域社会の構築のため、関係する機関・団体等の連携やネットワーク化を図るとともに、児童・生徒一人ひとりの個性や意欲を大切にしながら、「生きる力」や「心の教育」を取り入れていくとともに、情報化や国際化等の時代ニーズにも対応した学校教育内容の充実を図ります。

また、生徒・児童への相談・カウンセリング機能の充実や、教職員の資質向上・人材育成の取組みを推進します。

また、老朽化した学校園舎の改修などの基本的な教育環境の整備を進めます。さらに、少子化が進展し、児童・生徒数が減少傾向にあるなかで、新市として一体的な教育行政の体制を構築し、効果的な教育行政を推進するため、必要に応じて学校区の再編等の検討を進めていきます。

市民の生きがいを高める

いわゆる団塊世代サラリーマンの退職によって、大都市への通勤者が居住地周辺地域に生活の場を回帰させるなど、市民が地域社会との係わりを深めていく機会が、今後はより一層増加することが予想されます。一人ひとりの市民が、地域に密着して生きがいのある生活を送りながら、今まで人生の中で培ってきた様々な知識や経験を活かし、まちづくりやひとづくりに貢献していくことのできる社会づくりが求められています。

心豊かに生きがいを持って生活ができるよう、市民ニーズに応じた公民館、図書館、活動センターなどの生涯学習拠点を充実させるとともに、吉川町域の住民活動拠点の整備、さらには生涯学習推進体制の新たな構築と生涯学習プログラムを充実していきます。

スポーツやレクリエーションについては、三木山総合公園や吉川町総合中央活動センター等の拠点施設の整備・充実を図るほか、市民ニーズに対応した生涯スポーツ拠点の整備に努めます。

また、青少年の健全育成をのため、ニュースポーツや武道などを推進するとともに、地域スポーツクラブの充実、各種スポーツイベントの開催、また、豊かな自然環境や全国有数の集積を誇るゴルフ場等との官民協働による施策など、地域資源を活かした施策に取り組めます。

郷土の歴史、伝統文化を継承発展させる。

三木市では伽耶院本堂や木造毘沙門天立像など、吉川町では稲荷神社、天津神社本殿、

東光寺本堂、歓喜院聖天堂などが国の指定重要文化財となっているなど、本地域では豊かな歴史資源や伝統文化を有しています。

新市においては、地域の歴史的な遺産の保全・活用や、吉川町域をはじめとする各地域・地区の伝統行事・文化の保全を進めるなど、郷土の歴史・文化の継承に取り組むとともに、市民が歴史に触れ、学ぶための文化財等の保存・展示拠点の整備を推進します。

人と文化を育むまちづくりにおける主な施策・事業

施策	主な事業
<p>学校・家庭・地域の教育力を高め、三者が一体となって教育環境を整える</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○学校、家庭、地域が連携した社会の構築 ○教育相談の充実 ○学校園舎、給食施設等の維持管理・整備 ○情報教育や国際理解教育の推進 ○必要に応じた学校区の再編等の検討
<p>市民の生きがいを高める</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習推進体制の構築とプログラムの充実 ○図書館整備や図書物流システム導入など市内での図書館ネットワークの充実 ○生涯学習拠点としての公民館機能の充実 ○三木山総合公園、吉川町総合中央活動センターなどの公園整備・充実 ○生涯スポーツ拠点の整備 ○国体を円滑に開催、運営するため、関連施設の整備・充実 ○ゴルフ場等との協同による市民のレクリエーション機会の充実 ○地域スポーツクラブや各種イベントの開催
<p>郷土の歴史、伝統文化を継承発展させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○指定文化財をはじめ、埋蔵文化財の発掘・調査など、地域の歴史的な遺産の保全・活用 ○各地域・地区の伝統行事・文化の保全 ○文化財等の保存・展示拠点の整備

(5) やすらぎと安心のまちづくり(健康・医療・福祉)

市民の健康を維持、増進する

高齢化が急速に進展している中で、市民一人ひとりがいつまでも健康でいきいきとした生活を送れるように環境を整えていくことは、まちづくりの基本となるものです。

三木市の総合保健福祉センターや吉川町の健康福祉センターを中心に、保健サービスを総合的に提供する体制を充実しながら、市民の疾病を予防し、健康寿命の延伸を支援するため、意識啓発や各種健診、教室の実施、福祉医療の充実などを推進します。

高度で良質な地域医療を提供する

地域の様々な医療機関、関係機関が連携しながら、安心のネットワークを構築していく必要があります。地域医療の中核を担う市民病院においては、より一層、経営の健全化に努めるとともに、医療サービスの向上及び施設整備の充実を進めていきます。また、休日・夜間等の緊急医療体制を充実します。

全ての市民の自立助長を支援する

全ての市民が自立した生活を送れるよう、地域での助け合いを促進するとともに、活動の拠点施設を充実するなど、地域福祉のコミュニティづくりを促進します。

高齢者福祉については、介護予防施策の充実や、在宅支援体制の構築、施設サービスの充実などサービス提供体制の確立を進めるとともに、介護家族の負担を軽減する施策を充実します。また、要支援・要介護者の生活を支援する介護保険制度の健全な運営を図ります。

障害者(児)福祉については、障害者の経済的負担の軽減、障害者スポーツ大会など障害者の様々な交流の機会を充実するとともに、身体障害者、知的障害者、精神障害者の各対象者のニーズに応じた各種の在宅支援サービスおよび施設サービスを充実し、社会参加の促進を図るための各種施策を充実します。

また、生活保護制度の充実をはじめ、災害被災者等への支援など、様々な立場の人々への自立支援策を推進します。

安心して産み育てられる環境をつくる

少子化が進行するなかで、安心して産み育てられる環境づくりを進めるために、女性の社会進出促進等の視点も含めた総合的・計画的な子育て支援施策が求められています。

そのため、子供を健全に育てる環境を整えるための子育て相談や子育てサークルの開催、各種助成制度の充実をはかるとともに、市民ニーズに応じた保育所サービスの充実、小学校での放課後の保育のほか、今後の新たな子育て環境づくりのため、幼保一元化に向けた検討を進めます。

やすらぎと安心のまちづくりにおける主な施策・事業

施 策	主 な 事 業
市民の健康を維持、増進する	<ul style="list-style-type: none"> ○保健サービスを総合的に提供する体制の構築 ○健康へ意識啓発、各種健診や相談体制・教室等の充実 ○福祉医療の充実
高度で良質な地域医療を提供する	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の医療機関、関連機関が連携した安心のネットワークづくり ○市民病院の効率的経営、医療サービスの質的向上、施設整備の充実 ○休日・夜間等救急体制の充実
全ての市民の自立助長を支援する	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉コミュニティづくりの推進 ○高齢者の生活支援サービス・在宅支援サービスの充実 ○障害者の生活支援サービスの充実 ○生活保護者の自立支援の充実 ○母子家庭や災害被災者など、様々な立場の人々への自立支援策の推進
安心して産み育てられる環境をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ○子育てに係る相談、教室等の充実 ○児童手当等の経済的支援の充実 ○ニーズに応じた保育サービスの充実 ○幼保一元化に向けた検討

(6) 行財政運営・市民サービス (計画の実現に向けて)

基礎的な市民サービスを維持、向上させる

市民の各種情報を適正に管理し、個人情報保護を徹底するとともに、基礎的な市民サービスの維持・向上のため、吉川支所の設置などをはじめ、電子申請システムの構築や公共施設案内・予約システムを始めとする各種市民アプリケーションの充実など、情報通信基盤を活用し、利便性の向上を図ります。

また、合併により新たな利用者増が見込まれる斎場等の施設については合併後速やかに整備を進めていくことといたします。

効果的、効率的で市民志向の行政運営を進める

新市としての政策を戦略的に推進するため、まちづくりの長期ビジョンや土地利用計画を明確化するとともに、施策の重点化や、施策を推進するための効率的・効果的な組織体制の整備、人材の育成に努めます。

また、施策の達成度を評価する行政評価システムの充実や意思決定の明確化など、行財政運営における透明性を確保するとともに、健全な財政運営を行うため、適正な予算運用の実施や、市税をはじめとする収入の確保、資産の有効活用等、さらには行財政改革の一層の推進を図るとともに、情報通信技術等も活用しながら業務の効率化・高度化に取り組みます。

行財政運営・市民サービスにおける主な施策・事業

施策	主な事業
基礎的な市民サービスを維持、向上させる	<ul style="list-style-type: none"> ○個人情報保護の徹底 ○吉川支所設置と窓口サービスの充実 ○電子申請システムの構築や公共施設案内・予約システム等の充実 ○行政相談、法律相談等の充実 ○斎場の建設整備
効果的、効率的で市民志向の行政運営を進める	<ul style="list-style-type: none"> ○行財政改革の推進 ○長期ビジョンや土地利用計画の策定・明確化 ○効率的・効果的な組織体制を整備 ○行政評価システム、目標管理制度の構築 ○人材の育成 ○適正な予算運用の実施や、市税をはじめとする収入の確保、資産の有効活用等 ○情報化による業務の効率化・高度化など業務改善の推進

第7章 公的施設の適正配置と整備

公共施設の統合整備と適正配置については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう利便性などにも十分配慮しつつ、地域の特性やバランス、さらには財政事情を考慮しながら計画的に進めていくことを基本とします。

(参考) 三木市の将来都市像と政策体系

将来都市像	基本構想	政 策
<p>やすらぎのふるさと”ガーデンシティみき”</p> <p>~すべての市民が共生し、市民の参画による 活力あるまちづくりをめざして~</p>	参画と共生のまちづくり	市政への市民の参画を進める
		市民主体のまちづくりを進める
		人権が尊重されるまちをつくる
		男女共同参画を実現する
		国際理解を推進する
	安全で快適なまちづくり	安全・快適に移動できるまちをつくる
		美しく快適なまちをつくる
		生活環境を保全する
		安全で良質な水を安定供給する
		災害から市民の生命、財産を守る
		交通事故や犯罪の少ないまちをつくる
		市民の消費生活を守る
		様々な情報を日常生活に活かす
	いきいきと活力のあるまちづくり	農業を活性化する
		「金物のまち三木」を発展させる
		商工業を振興する
		観光でにぎわうまちをつくる
		いきいきと働く勤労者を増やす
	人と文化を育むまちづくり	教育行政を効果的に進める
		生きる力を育む学校園づくりを進める
		家庭・地域の教育力を高める
		市民の生きがいを高める
		郷土の歴史、伝統文化を受け継ぐ
	やすらぎと安心のまちづくり	市民の健康を維持、増進する
		高度で良質な地域医療を提供する
		全ての市民の自立助長を支援する
		安心して産み育てられる環境をつくる
計画の実現に向けて	基礎的な市民サービスを維持、向上させる	
	効果的、効率的な行政運営を進める	
	市民指向の行政を推進する	
	民主主義の基盤を守る	
	行政への信頼度を高める	

(参考) 吉川町の将来都市像と政策体系

将来都市像	基本構想	政策
緑豊かな交流と創造のまち 吉川町 ひと・自然・暮らしが調和した 豊かな生活空間の創造	魅力あるにぎわいのまちづくり	計画的な土地利用の推進
		都市機能の整備
		幹線交通網の整備
		公共交通体系の整備
	快適でうるおいのあるまちづくり	循環型社会システムの構築
		住環境の整備
		郷土の保全
		総合的防災対策の推進
		環境・衛生対策の推進
	心やすらく、ふれあいのまちづくり	文化による創造的地域づくりの推進
		交流基盤の整備
		各種イベントの開催
		C I計画の推進
	個性かがやき、文化の香るまちづくり	学校教育の充実
		社会教育の推進
		スポーツ・文化の振興
	幸せあふれる、すこやかなまちづくり	子育て支援の推進
		地域福祉の確立
		保健・医療の充実
	活気と活力にあふれるまちづくり	農業の振興
商工業の振興		
観光の振興		
持続可能な未来を拓くまちづくり	行政の活性化	
	健全な財政運営	
	広域的な連携	